

# 第3次

# 嘉麻市男女共同参画社会基本計画



## 男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

(嘉麻市男女共同参画推進条例第2条第1号より)

第3次  
嘉麻市男女共同参画社会基本計画

福岡県 嘉麻市



# はじめに

嘉麻市では、平成 22(2010)年に施行された嘉麻市男女共同参画推進条例のもと、誰もがその人権を尊重し、その個性を認め、協力し、自立した生涯を送れるよう男女共同参画のまちづくりを目指すため、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

第 2 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画（以下「基本計画」という。）においては、市の審議会等委員の女性委員の登用率について、目標値を 40%と定めていたところ、目標値には届きませんでした。令和 3(2021)年 4 月現在では 39.4 パーセントとなり、県内市町村のなかでも上位に位置しています。



また、令和元(2019)年度には、仕事と育児、介護、家事などの家庭生活や地域活動との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を実践するイクボスの精神を広げるため、「イクボス宣言」を行いました。嘉麻市が率先して「イクボス宣言」を行うことにより、市内の各企業や各団体にもイクボスの精神を広げ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みをさらにおし進めていくことで、誰もが子育てや介護がしやすく、働きやすい嘉麻市を目指してきたところでした。

令和 2(2020)年 3 月には、懸案であった市民団体による男女共同参画に関する活動支援のための拠点施設を嘉麻市役所碓井支所に設置いたしました。男女共同参画に関する活動を行う市民や市民団体を支援することにより、市と市民が協働して男女共同参画に関する課題解決に取り組み、連携を図ってきたところでした。

これまでさまざまな角度から本市の男女共同参画社会の実現のための施策展開を行ってまいりましたが、一昨年に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」の結果では、依然として性別による役割分担意識が根強く残っていること、また、社会の各分野において、男女の不平等感や男女共同参画に対する男女間の認識の違いがあるなど、多くの課題があることもわかりました。

こうした状況を踏まえ、このたび、嘉麻市男女共同参画審議会の答申を受け、課題解決に向けた「第 3 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定したところでした。

今後は、この第 3 次基本計画に基づいて、市民との協働のもと、男女がともに参画する嘉麻市のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

市民の皆さまには、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、嘉麻市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査にご協力いただきました皆さまや貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の方々に、厚くお礼申し上げます。

令和 4(2022)年 3 月

嘉麻市長 赤間 幸弘



# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

1	男女共同参画を取り巻く背景	1
	(1) 世界の取組み	1
	(2) 国・県の取組み	1
2	嘉麻市の取組み	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	策定の目的	5
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
4	基本理念に基づく計画のテーマと基本目標	6
5	本計画とSDGsの関連性	10
6	計画の体系	11

## 第3章 嘉麻市の現況

1	人口に関する現況	13
	(1) 男女別人口の推移	13
	(2) 年齢3区分別割合の推移と全国・福岡県との比較	13
	(3) 家族類型別一般世帯数の推移	14
	(4) 産業構造の推移	14
	(5) 年齢階級別労働力率	15
2	嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況	16
	(1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳	16
	(2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移	16
3	市民意識調査からみた現状と課題	17
	(1) 固定的性別役割分担意識	17
	(2) 男女の地位の平等感	18
	(3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知	20
	(4) 家庭内の役割分担	23
	(5) 職業について	25
	(6) 地域活動について	25
	(7) 女性の人権	27
	(8) 男女共同参画社会の実現について	28

## 第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり	31
主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消	31
主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	34
主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進	36
主要課題4 あらゆる暴力の根絶	39
主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	43
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	45
主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大	45
主要課題2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	48
主要課題3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	51
主要課題4 地域における女性活躍の推進	53
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり	56
主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる ワーク・ライフ・バランスの実現	56
主要課題2 生涯を通じた健康推進	61
主要課題3 様々な困難を抱えた人々が 安心して暮らせる環境の整備	63
主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	65
基本計画を推進するための取組み	67
主要課題1 組織体制の強化、充実	67
主要課題2 拠点施設の充実	70
主要課題3 市民と行政の協働による推進	71
成果指標	73

## 資料編

○嘉麻市男女共同参画推進条例	75
○嘉麻市男女共同参画推進条例施行規則	80
○嘉麻市男女共同参画審議会規則	81
○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過	82
○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿	83
○諮問書	84
○答申書	85
○関係法令	
(1) 嘉麻市自治基本条例	86
(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	89
(3) 男女共同参画社会基本法	94

（４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	98
（５）政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	105
（６）福岡県における性暴力を根絶し 性被害から県民等を守るための条例	106
○国内外の主な動き	111
○用語の解説	114
*本文中「※」がついている言葉は、巻末の「用語の解説」で説明しています。	
○担当課別事業一覧表	117





# 第 1 章 計画策定の背景

---



# 第1章 計画策定の背景

## 1 男女共同参画を取り巻く背景

### (1) 世界の取組み

国際連合は昭和 50 (1975) 年に、国際婦人年世界会議 (第 1 回世界女性会議) を開催し、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱されました。

昭和 54 (1979) 年に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置を取ることを締約国に義務付けました。女性に対する差別とは、法的差別だけでなく、慣習・慣行上の差別も含み、これらの差別を廃止するために、固定的性別役割分担\*意識を払拭する必要性を訴えています。

平成 5 (1993) 年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成 7 (1995) 年には「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、採択された「行動綱領」には女性のエンパワーメント\* (力をつけること) のための行動指針が記載されました。

平成 23 (2011) 年には、「ジェンダー\*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」が発足しました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動を主導する役割を果たすものです。

平成 27 (2015) 年に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」と定められています。アジェンダに掲げられた「持続可能な開発目標 (SDGs\*)」における「SDGs 実施方針」では、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として全てのゴールの実現に不可欠なものであるとされています。ユネスコが中心となり平成 21 (2009) 年に作成された『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(平成 30 (2018) 年に第 2 版) においては、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした包括的性教育\*を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標が提示され、ここでもジェンダー平等の実現が不可欠であるとしています。

令和 2 (2020) 年に、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行 (パンデミック) が起こりました。国連事務総長は、パンデミックの影響により女性と女児は過度に貧困へと追いやりられ、暴力を受けるリスクも高まっているとして、ジェンダーに基づく暴力根絶の取組み強化を国際社会に呼びかけました。

### (2) 国・県の取組み

わが国では、昭和 60 (1985) 年に国連の「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令や制度の整備が必要となりました。「国籍法」が父母両系血統主義へ、学習指導要領において家庭科は男女共修へと改正され、昭和 61 (1986) 年には「雇用

の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されました。

平成 11 (1999) 年には、「男女共同参画社会基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。「基本法」において、地方自治体は、男女共同参画社会の形成の促進に関して国の施策に準じた施策やその地方公共団体の区域の特性に応じた施策について策定し、推進する義務があると定められています。

平成 13 (2001) 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV\*防止法」という。)が施行され、改正を重ねてきました。

平成 17 (2005) 年に「次世代育成支援対策推進法」の施行や平成 19 (2007) 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)憲章」及び行動指針の策定など、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取組みも進められています。平成 30 (2018) 年には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、令和 2 (2020) 年には「育児介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得に向けて企業の取組みが強化されました。

平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)、平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下、「候補者男女均等法」という。)が施行され、方針決定の場への女性の参画を進めるための法律が整備されてきました。

しかしながら、令和 3 (2021) 年に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数」は 156 カ国中 120 位と低い位置にとどまるなど、よりいっそうの国際社会と連動したジェンダー平等の推進が求められています。そのため、令和 2 (2020) 年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映することが必要であり、それが、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現にも不可欠であるとしています。

福岡県では、平成 8 (1996) 年には、福岡県女性総合センターあすばる(現福岡県男女共同参画センターあすばる)が開設されました。男女共同参画社会基本法第 9 条に則り、平成 13 (2001) 年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 (2002) 年に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

平成 18 (2006) 年には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。平成 25 (2013) 年に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援が一か所で対応できるようになりました。平成 31 (2019) 年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(以下、「県性暴力根絶条例」という。)が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組みが進められています。

令和 3 (2021) 年 3 月に、これまでの施策の実効性を高めるために「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されたところです。

### 2 嘉麻市の取組み

嘉麻市は、平成18(2006)年3月に1市3町(山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町)の合併により誕生しました。嘉麻市では、市民が主体的にまちづくりに参画し、すべての人権が尊重され、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指しています。

平成22(2010)年12月に施行された「嘉麻市自治基本条例」においては、男女共同参画の推進として「市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない」と定められています。また、同時に嘉麻市における男女共同参画社会の実現を積極的に進めるため、「嘉麻市男女共同参画推進条例」が施行され、男女の人権の尊重など7つの基本理念と、市、市民、事業者等の責務を定め、市全体で男女共同参画社会の実現を目指しています。

嘉麻市におけるこれまでの男女共同参画に関する取組みとしては、平成19(2007)年3月に「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。男女共同参画社会の形成を嘉麻市の重要課題の一つとして位置づけるとともに、市の男女共同参画に関する施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策展開を行ってきました。

平成22(2010)年1月には、嘉麻市男女共同参画推進条例制定審議会からの答申を受け、同年6月に「嘉麻市男女共同参画推進条例」を公布、同年12月施行しました。

平成24(2012)年3月には、社会情勢の変化やDV防止法等関連法が改正されたことに伴い当該計画の見直しを行い、「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」を策定しました。

平成25(2013)年4月からは、男女共同参画を所管する担当課として「男女共同参画推進室」を新たに設置するとともに、男女共同参画に関する各施策の積極的な展開、また、市民団体による男女共同参画に関する活動を支援するための拠点施設を設置しました。

平成28(2016)年4月には、女性活躍推進法の施行を受け、市内の事業者や各団体に対して率先垂範となるよう、嘉麻市「特定事業主行動計画<sup>\*</sup>」を定めるとともに、同年7月に「女性大活躍推進宣言」を行い、女性の管理職登用の目標設定を行いました。

平成27(2015)年度には「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」を見直し、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間を計画期間とする「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。その後、平成30(2018)年6月には、嘉麻市における配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための総合的な対策について、市と配偶者暴力防止支援センターや嘉麻警察署等の関係機関が連携し協議を行うため、「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会条例」を制定し、同機関を設置しました。

令和元(2019)年7月には、嘉麻市において仕事と育児、介護、家事などの家庭生活や地域活動との調和が図れるワーク・ライフ・バランスを実践する「イクボス」の精神を広げるため、嘉麻市長による「イクボス宣言」を行いました。



## 第2章 計画の基本的な考え方

---





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会において、また、国内においても、法令や制度の整備など様々な取組みが進められてきました。

嘉麻市においても「第3次男女共同参画社会基本計画」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を体系化して総合的かつ効果的な施策展開を行い、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

### 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、以下の法律に基づく計画として位置づけます。
  - ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。また、「嘉麻市自治基本条例」及び「嘉麻市男女共同参画推進条例」に基づく計画であると位置づけます。
  - ・この計画の基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。
- (2) この計画は、市の最上位計画である「嘉麻市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための基本方針を定めて、施策の基本方向及び具体的な施策を体系化しています。また、SDGsのゴール(目標)とも関連付けて計画との整合性を図ります。
- (3) この計画は、市長を本部長とする「嘉麻市男女共同参画推進本部」をトップとして、行政と市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年から令和8(2026)年までの5年間とします。また、計画の各施策の進捗状況については、毎年庁内推進委員とともに状況を把握して、公表します。計画期間の終了時には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行等を踏まえて、計画の見直しを行うものとします。

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
				
<b>第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画</b>				
<b>進捗状況を適宜、把握・点検</b>				

## 4 基本理念に基づく計画のテーマと基本目標

嘉麻市では、誰もが性別によって差別されることがなくその人権を尊重し、ともに個性と能力を発揮して自立した生涯を送ることができる男女共同参画のまちづくりを目指します。

この計画は「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき三つの基本目標を設定しています。そして、この計画が市民の幅広い層によって活用され、嘉麻市の男女共同参画推進に寄与するために、第3次計画における嘉麻市の目指すまちのすがた(計画のテーマ)を定めています。

### 嘉麻市男女共同参画推進条例の基本理念

第3条 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、協働して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

嘉麻市の目指すまちのすがた（計画のテーマ）

男女共同参画社会＝ジェンダー平等社会の実現

誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市

### 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念には、男女の人権が尊重され個性と能力を発揮できる機会の確保、固定的性別役割分担に基づく社会制度や慣行が及ぼす影響への配慮、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮、平和を基盤とした国際的協調の下での取り組みなどが掲げられています。

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、我が国がジェンダー平等に向けた世界的な潮流から遅れていることを指摘し、その原因として社会全体に存在する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>\*</sup>）をあげています。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見など固定観念の払拭は大きな課題です。同計画の第10分野【教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進】では「子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。あわせて、社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない」としています。嘉麻市においても、今後とも市条例にのっとり人権を尊重した意識啓発に継続的に取り組んでいきます。

また、「男性が主、女性は従」とする性差に基づく偏見は、暴力という人権侵害を容認する意識につながる場合があります。暴力根絶の視点からも、性別役割分担意識の解消を目指します。さらに、国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での男女共同参画に関する意識づくりを進めます。そのために「基本目標Ⅰ」では、次の5つの主要課題を掲げました。

#### ◇主要課題

- 主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消
- 主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革
- 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進
- 主要課題4 あらゆる暴力の根絶
- 主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本法では、あらゆる分野において男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保され、個人の能力が発揮できる男女共同参画の社会づくりが求められています。しかしながら、国は、平成 15 (2003) 年に設定した「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%に」という目標が達成できませんでした。そこで、「第 5 次男女共同参画基本計画」では、2020 年代までに期限を延ばして目標達成を目指しています。また、「候補者男女均等法」や「女性活躍推進法」を施行し、政策決定の場や職業生活における意思決定の場に女性の参画を進める法的整備が進められています。

市においても、これまで女性が十分に参画できていなかった意思決定の場に、今後は女性が活躍できるよう環境を整備し、制度を充実します。行政の施策を決定する場に女性の意見が反映できるように審議会等の女性委員の比率を高めていきます。また、「女性活躍推進法」に基づき、市内の事業主に対して女性の活躍に向けて取り組むよう計画的に働きかけます。

地域活動においては、活動の実態では女性たちが活躍しているにもかかわらず、依然として意思決定の場には女性は男性と対等に参画できていない状況があるため、女性の参画拡大を促進します。「基本目標Ⅱ」では、女性の意思決定の場への参画を阻む状況を改善し、男女がともに活躍する社会を実現するために、次の 4 つの主要課題を掲げました。

### ◇主要課題

- 主要課題 1 意思決定過程への女性の参画拡大
- 主要課題 2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備
- 主要課題 3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進
- 主要課題 4 地域における女性活躍の推進



## 基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、 安心して生活できる環境づくり

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「『昭和の働き方』ともいふべき『男性中心型労働慣行』から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会」を目指すべき社会としてあげています。

男性中心型労働慣行の下では、女性が配偶者と離別したり死別したり、未婚のまま子どもを産み育てる場合など、経済的に困窮する可能性が高くなります。男性においても、家事・育児・介護等への参画ができず、地域社会への貢献もかなわないという課題を抱えています。

市条例の基本理念には、ワーク・ライフ・バランスの実現を掲げています。性別に関わらず仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、今後とも、市民や事業所へ啓発を進めるとともに子育てや介護などの支援策を充実していきます。

また、市条例の基本理念には、女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>\*</sup>）」の保障が掲げられています。未来をつくる子どもたちに幼少期より発達段階に応じた包括的性教育を進めて、市民一人ひとりが、男女の身体的性差を理解し、性の多様なあり方を尊重できるよう、性に関する健康と権利を保障する施策を進めます。

障がい者、外国人、被差別部落の女性など、様々な理由で困難な状況に置かれている女性は、女性であることを理由にさらに複合的な困難を抱えやすくなります。これらの女性が安心して暮らすためには、生活や就業への支援とともに基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育と啓発が重要です。これらをめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図ります。

地域の防災には、様々な立場に置かれた住民の多様なニーズを把握して課題を解決する男女共同参画の視点が欠かせません。防災計画策定において男女がともに意思決定の場に参画できるよう取り組むとともに、平常時における地域の男女共同参画を推進していきます。

そこで、「基本目標Ⅲ」では4つの主要課題を掲げました。




















### ◇主要課題

- |       |  |
|-------|--|
| 主要課題1 | 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる<br>ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| 主要課題2 | 生涯を通じた健康推進                                   |
| 主要課題3 | 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備                    |
| 主要課題4 | 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進                       |









## 5 本計画とSDGsの関連性

平成 27(2015)年の国連サミットでSDGs が採択され、その理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすこととしており、令和 12 (2030) 年までの国際社会全体の持続可能な 17 のゴール (目標) を定めています。本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、特にゴール5、ジェンダー平等の実現しよう、の取組強化が求められます。

### ■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連する目標
<b>基本目標Ⅰ</b> 男女の人権を尊重する 意識づくり	     
<b>基本目標Ⅱ</b> あらゆる分野における 女性の参画拡大	     
<b>基本目標Ⅲ</b> 男女が共に自立し、安心して 生活できる環境づくり	      

### ■本プランと関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6 計画の体系

計画のテーマ	基本目標	主要課題	基本的施策
男女共同参画社会Ⅱシエンダー平等社会の実現 誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市	I 男女の人権を尊重する意識づくり (条例の基本理念P6 (1)、(2)、(5)、(7))	1. 固定的性別役割分担意識の解消	(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
		2. 社会制度・慣行の見直し、意識改革	(1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2) 男女共同参画に関する調査及び研究
		3. 教育の場における男女共同参画の推進	(1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施 (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革
		4. あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止 (3) 性暴力根絶の取組み (4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備
		5. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(1) 国際的理解及び交流基盤の形成
	II あらゆる分野における女性の参画拡大 (条例の基本理念P6 (1)、(3)、(4))	1. 意思決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策方針決定への女性の参画促進 (2) 女性リーダーの育成
		2. 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 働く場における女性の活躍の促進 (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止
		3. 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	(1) 農林業における女性の参画促進 (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進
		4. 地域における女性活躍の推進	(1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進 (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進
	III 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり (条例の基本理念P6 (4)、(6))	1. 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 男性の家庭生活における自立支援 (2) 男性の地域活動への参画促進 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 介護支援施策の充実 (5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供 (6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備 (7) 市議会における両立支援のための環境の整備
		2. 生涯を通じた健康推進	(1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり (2) 生涯を通じた健康づくり
		3. 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援の充実 (2) ひとり親家庭への支援の充実 (3) 様々な困難を抱えた女性等への支援
		4. 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	(1) 地域防災力を高めるための男女共同参画の意識づくり (2) 男女共同参画に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進
	基本計画を推進するための取組み	1. 組織体制の強化、充実	(1) 推進本部による一元管理の徹底 (2) 男女共同参画庁内推進員の活用 (3) 職員の意識改革 (4) 市における女性職員の登用
		2. 拠点施設の充実	(1) 男女共同参画の拠点施設の充実
		3. 市民と行政の協働による推進	(1) 市民と行政の協働による推進





## 第3章 嘉麻市の現況

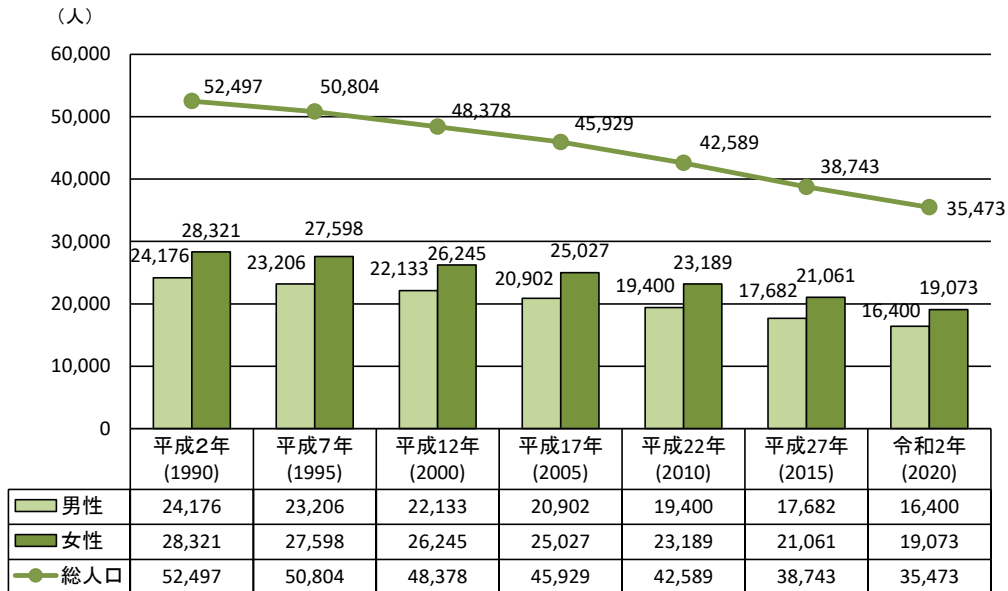
---



# 第3章 嘉麻市の現況

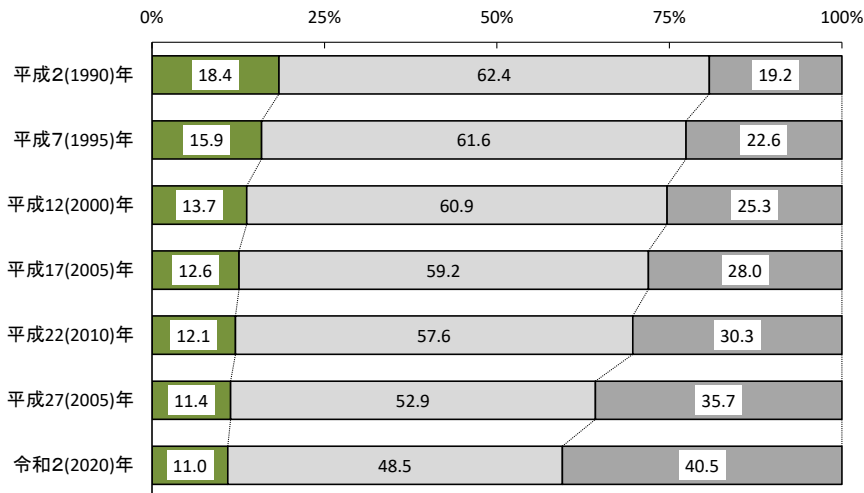
## 1 人口に関する現況

### (1) 男女別人口の推移



資料：国勢調査

### (2) 年齢3区分別割合の推移と全国・福岡県との比較



資料：国勢調査

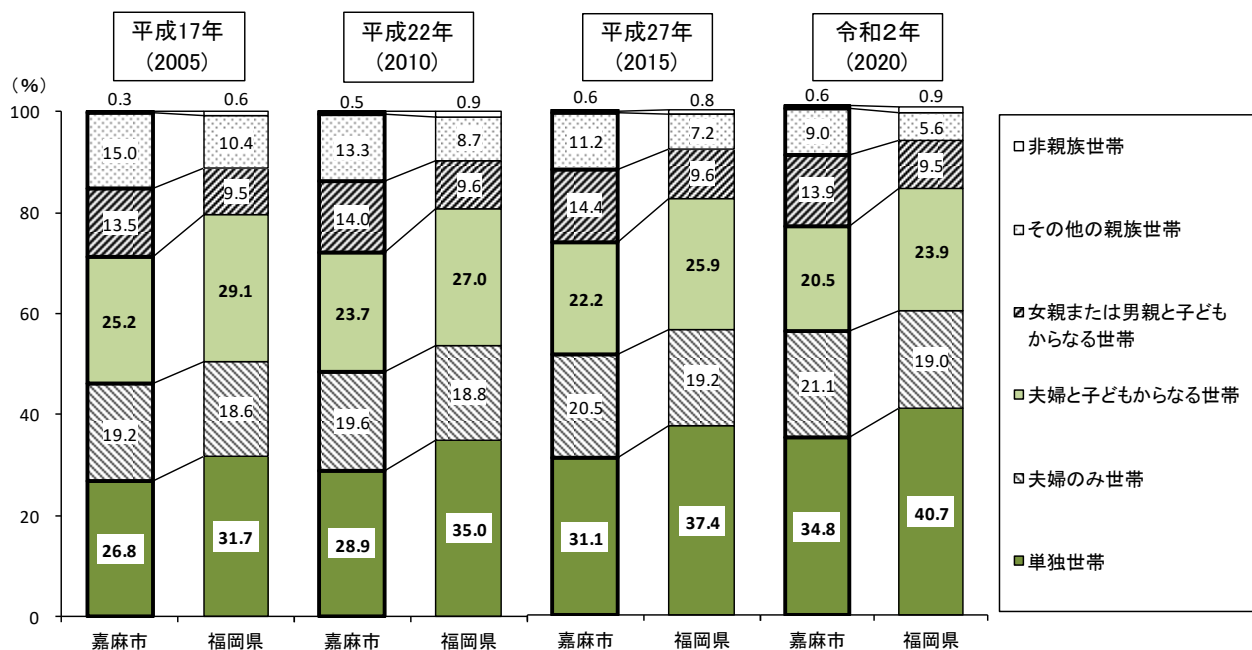
### 年齢3区分別割合の全国・福岡県との比較

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全国	11.9%	59.5%	28.6%
福岡県	13.3%	58.6%	28.1%
嘉麻市	11.0%	48.5%	40.5%

資料：国勢調査

(令和2(2022)年)

### (3) 家族類型別一般世帯数の推移



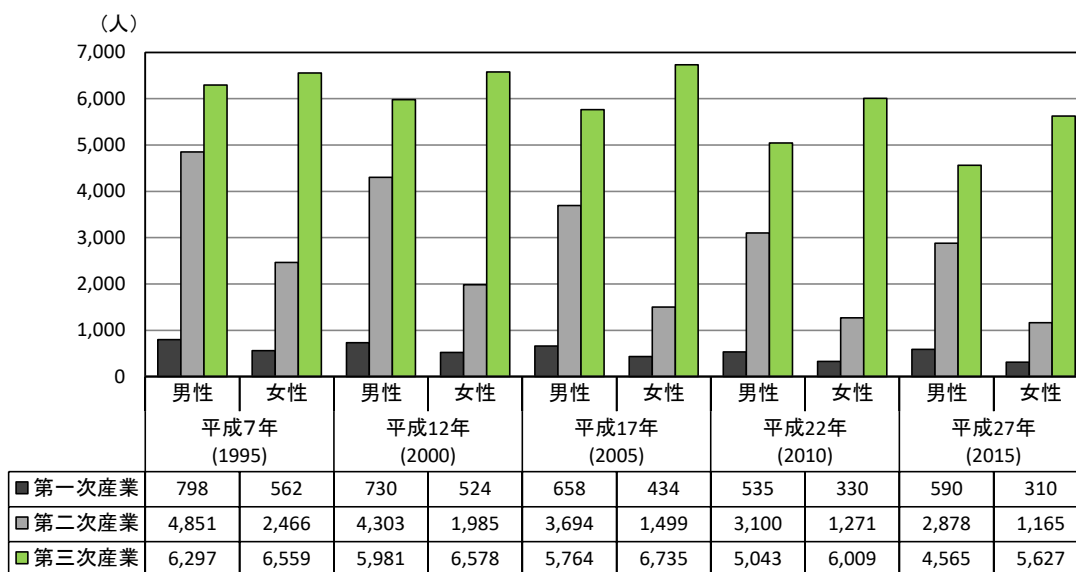
※世帯の家族類型「不詳」を除く

資料：国勢調査

(※)一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

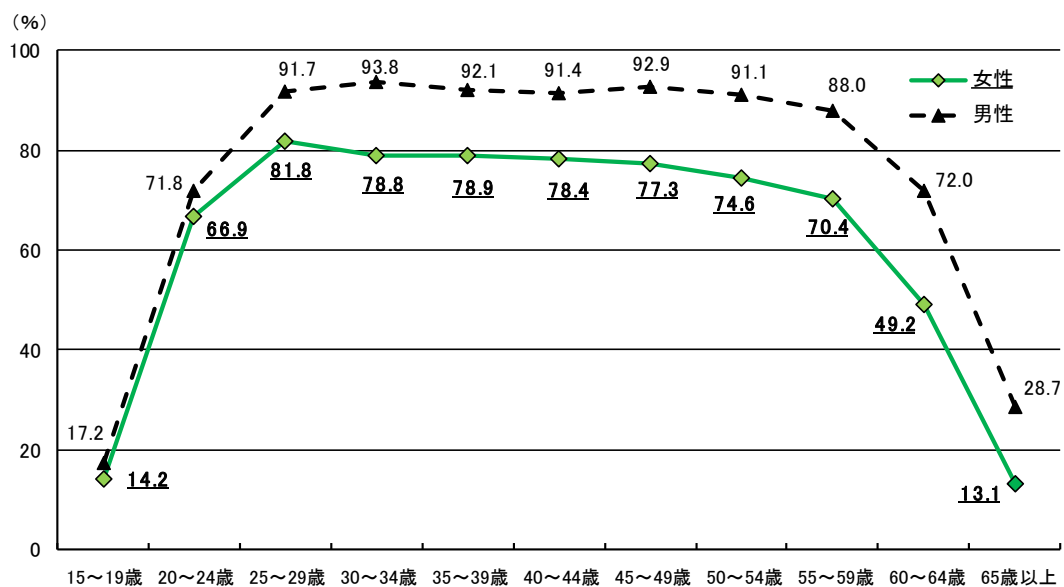
- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
  - 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
  - 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

### (4) 産業構造の推移



資料：国勢調査

(5) 年齢階級別労働力率



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

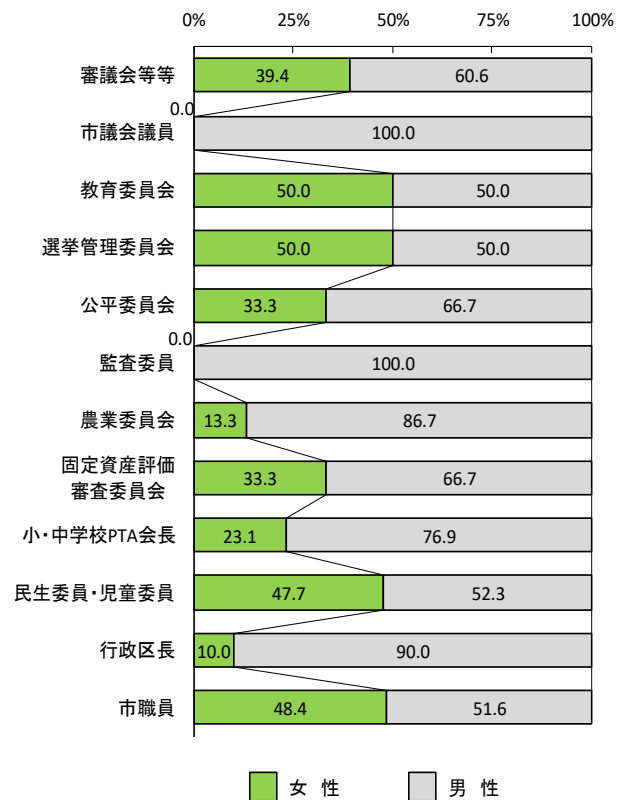
資料：国勢調査（平成27(2015)年）



## 2 嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況

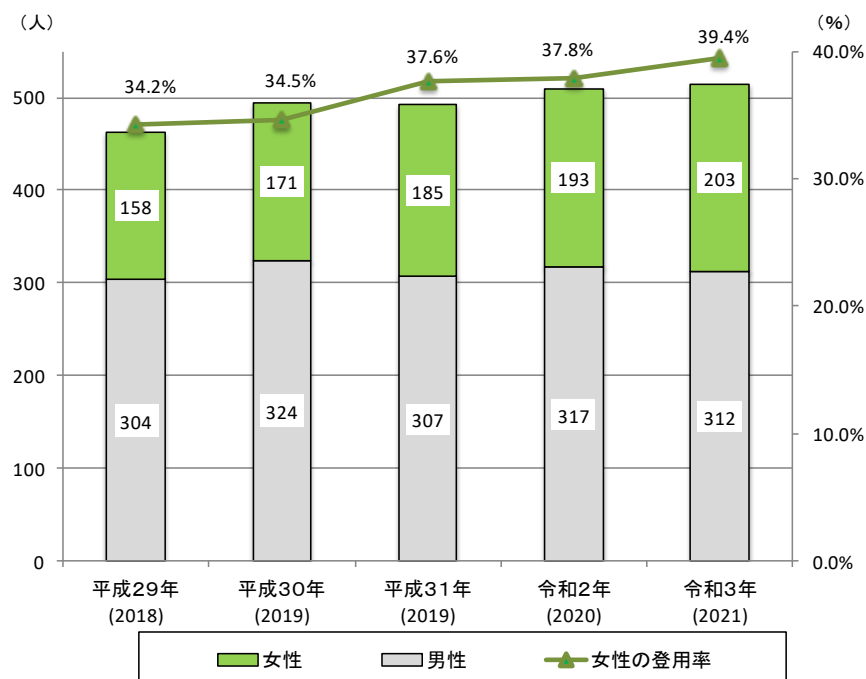
### (1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳

名 称	全体	女性	男性
審議会等	515	203	312
市議会議員	16	0	16
教育委員会	4	2	2
選挙管理委員会	4	2	2
公平委員会	3	1	2
監査委員	2	0	2
農業委員会	15	2	13
固定資産評価審査委員会	3	1	2
小・中学校PTA会長	13	3	10
民生委員・児童委員	109	52	57
行政区長	110	11	99
市職員	419	203	216
（再掲）部長・課長級	38	9	29
（再掲）課長補佐級	35	11	24
（再掲）係長級	69	28	41



資料：嘉麻市調べ（令和3（2021）年4月1日現在）

### (2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移



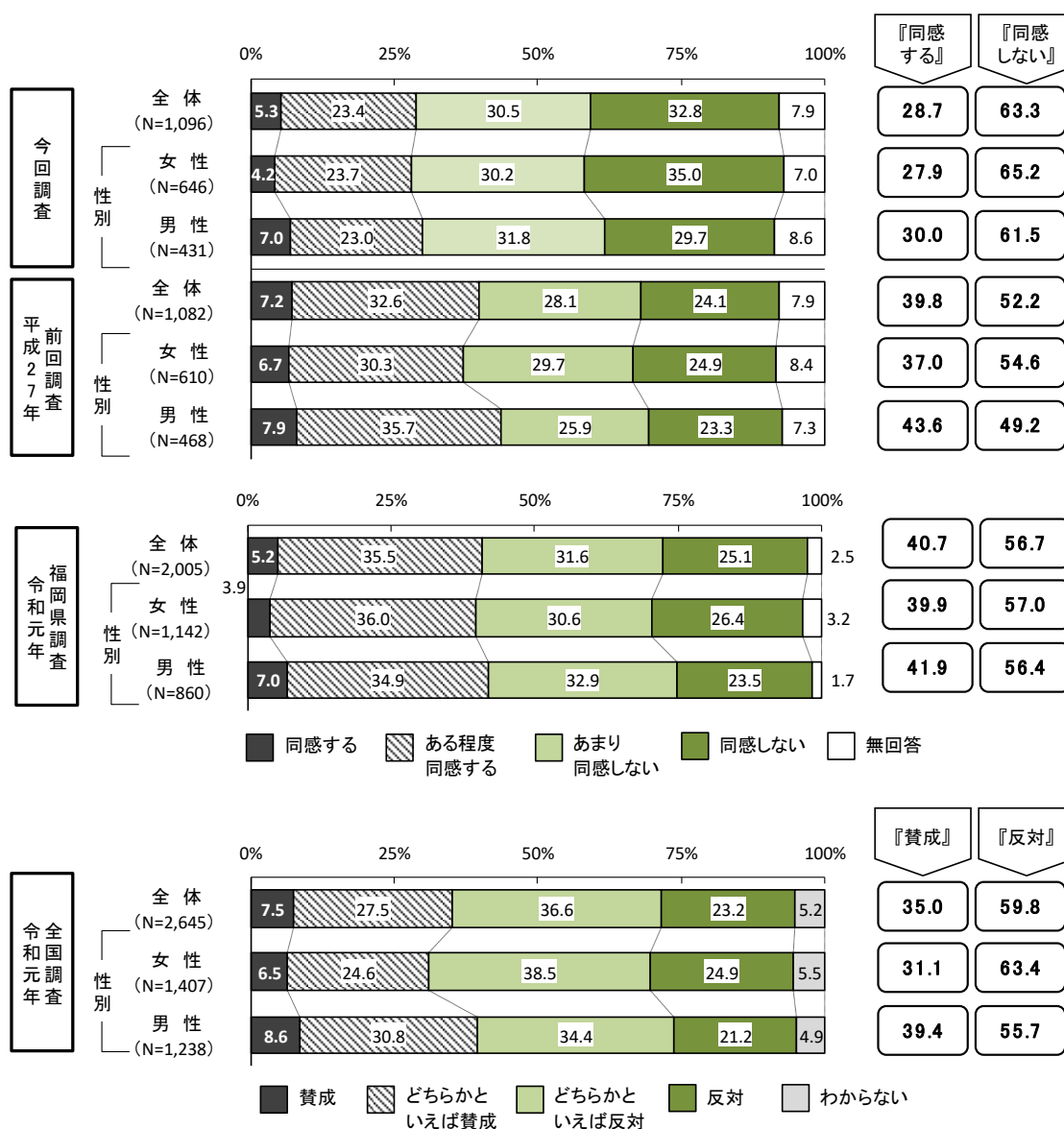
資料：嘉麻市調べ（各年4月1日現在）

### 3 市民意識調査からみた現状と課題

#### (1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、『同感しない(あまり同感しない)を含む。以下同様』人は女性では6割台半ば、男性も6割強で前回調査より男女とも10ポイント以上増加しています。全国調査や福岡県調査と比べても『同感しない』人の割合は本市の方が高く、性別役割分担へは否定的な考え方が多数派となっています。また、ほとんどの年代で『同感しない』人の割合は、女性の方が男性を上回っていますが、30歳代のみ男性を下回っており、子育て世代では男性よりも女性が性別役割分担を容認する傾向がみられます。一方で、共働きの場合は男女とも『同感しない』が7割前後と高く、生活実態に沿った考えを持っていることが伺えます。

■男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、性別] (前回・福岡県・全国調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）



■男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、性別・年齢別]

(%)

		標 本 数	同 感 す る	同 あ る 程 度	同 あ ま り 感 し な い	同 感 し な い	無 回 答	『同 感 す る 』	『同 感 し な い 』
全 体		1,096 100.0	58 5.3	257 23.4	334 30.5	360 32.8	87 7.9	<b>315</b> <b>28.7</b>	<b>694</b> <b>63.3</b>
年 齢 別	女性:29歳以下	32	6.3	9.4	34.4	46.9	3.1	<b>15.7</b>	<b>81.3</b>
	女性:30歳代	57	3.5	22.8	22.8	43.9	7.0	<b>26.3</b>	<b>66.7</b>
	女性:40歳代	74	-	18.9	32.4	43.2	5.4	<b>18.9</b>	<b>75.6</b>
	女性:50歳代	80	3.8	13.8	42.5	38.8	1.3	<b>17.6</b>	<b>81.3</b>
	女性:60歳代	155	0.6	25.8	29.7	38.1	5.8	<b>26.4</b>	<b>67.8</b>
	女性:70歳以上	245	7.8	29.4	26.9	25.3	10.6	<b>37.2</b>	<b>52.2</b>
	男性:29歳以下	29	6.9	6.9	17.2	48.3	20.7	<b>13.8</b>	<b>65.5</b>
	男性:30歳代	29	-	17.2	31.0	41.4	10.3	<b>17.2</b>	<b>72.4</b>
	男性:40歳代	45	2.2	31.1	28.9	31.1	6.7	<b>33.3</b>	<b>60.0</b>
	男性:50歳代	57	7.0	22.8	22.8	40.4	7.0	<b>29.8</b>	<b>63.2</b>
	男性:60歳代	113	5.3	20.4	37.2	29.2	8.0	<b>25.7</b>	<b>66.4</b>
	男性:70歳以上	158	10.8	26.6	34.8	20.3	7.6	<b>37.4</b>	<b>55.1</b>
無回答		22	4.5	22.7	13.6	36.4	22.7	<b>27.2</b>	<b>50.0</b>

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

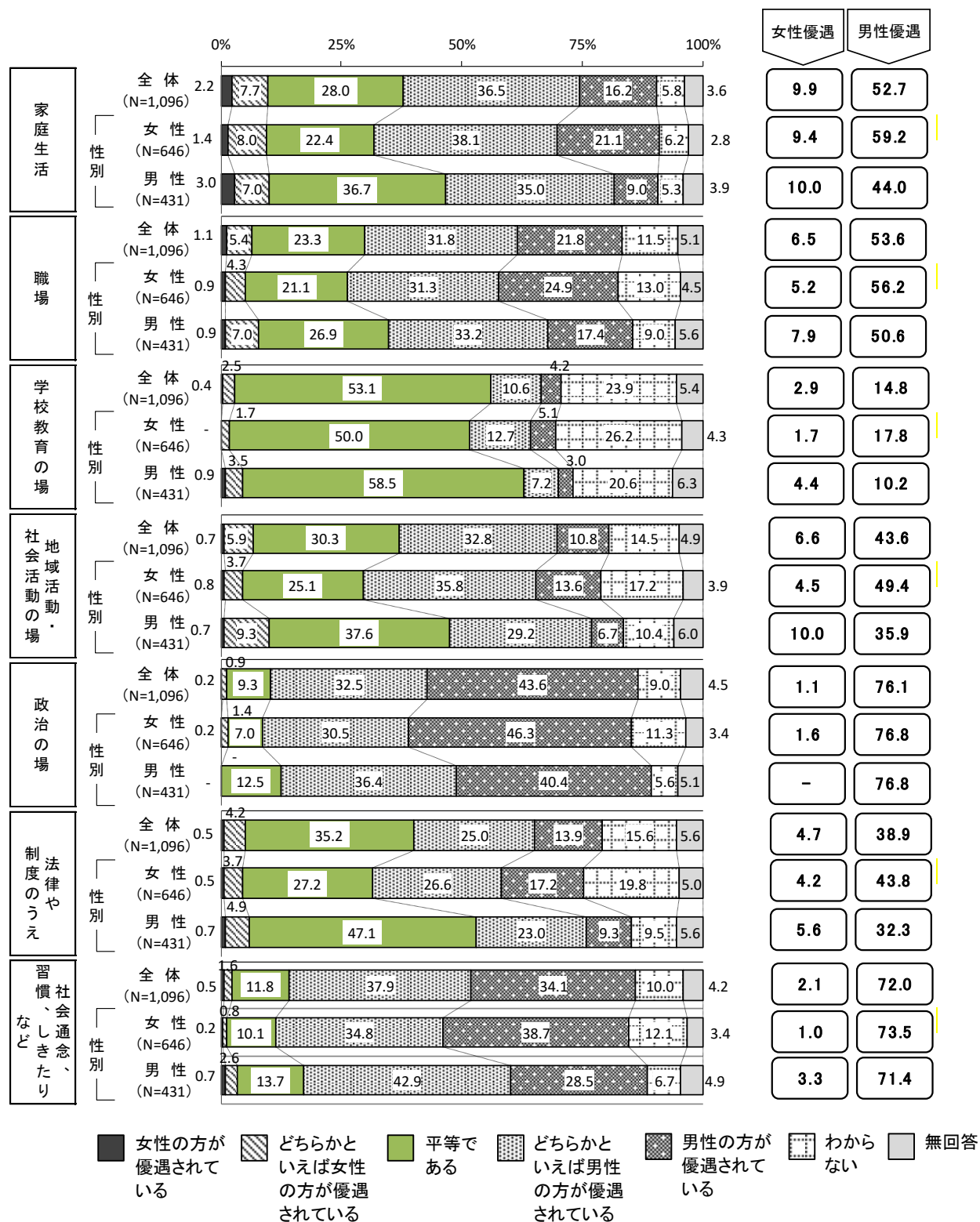
## (2) 男女の地位の平等感

各分野の平等感については、『男性優遇』と考える人の割合は「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」では7割台と高く、「家庭生活」「職場」で5割台、「地域活動・社会活動の場」「法律や制度のうえ」が4割前後となっています。ほとんどの分野で女性の方が男性より『男性優遇』の割合が高く、「平等である」の割合が低いなど女性の方が不平等感は強くなっています。

本市において性別役割分担意識は解消される方向へ進み、また、政治や法律、社会通念などでは、男性の『男性優遇』という認識は高くなる傾向がうかがえますが、地域活動や家庭生活などの身近な場での平等は進んでおらず、子育て期、就労を中断した場合など、立場によっては平等感も異なっています。

今後の意識啓発に関しては、性別や生活状況に沿ったテーマや内容の工夫が必要となります。性別役割分担意識の解消に向けては従来型に加えて、意識されていないレベルの偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の解消を目指すような参加型の学習が求められます。

■男女の地位の平等感 [全体、性別]



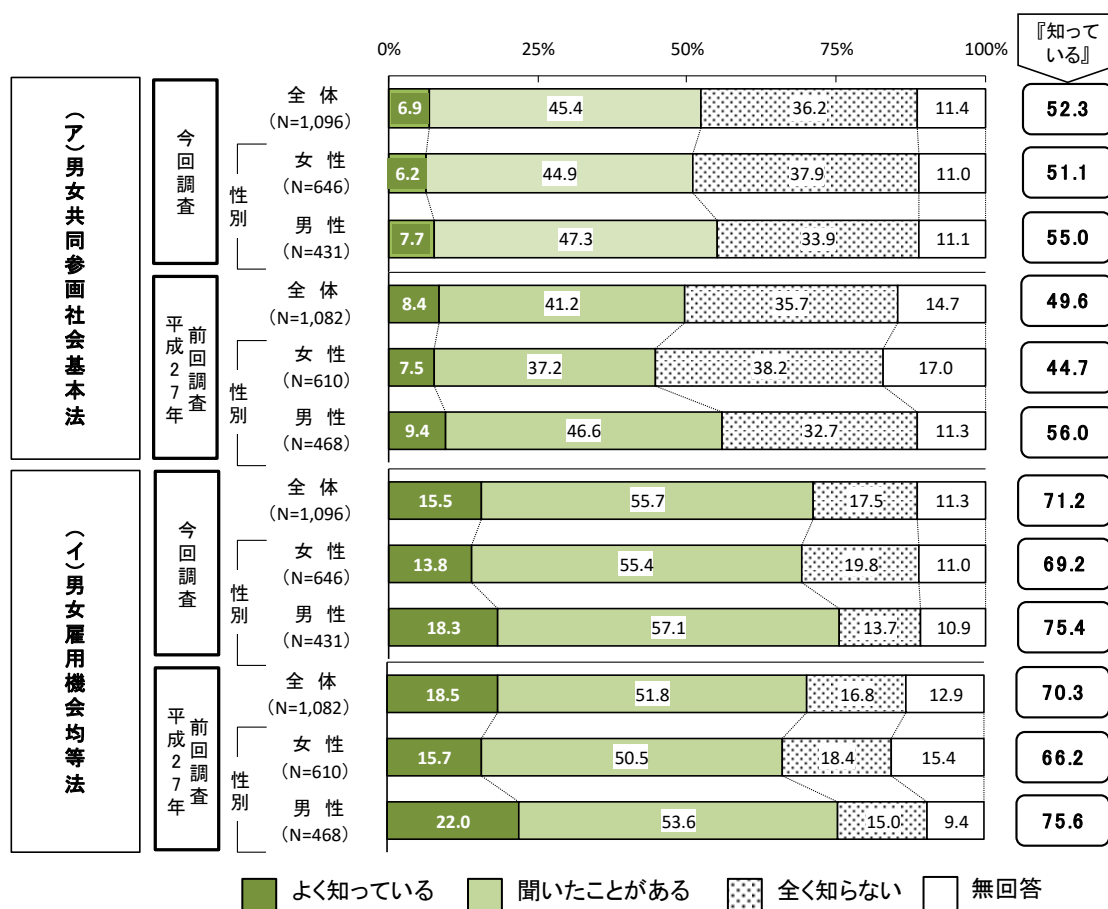
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

### (3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知

男女共同参画に関する法や制度、用語の認知度は、「児童虐待防止法」「DV防止法」「男女雇用機会均等法」など法律が上位を占めています。前回調査に比べて、全体的に認知が向上しており、特に「ジェンダー」と「LGBTQ\*」は大幅に増加していました。

今後とも本市における男女共同参画を推進するために、これらの関連する法律や条例、用語の啓発を状況に応じて、工夫を重ねながら継続的に取り組んでいくことが必要です。

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

#### ●調査の概要

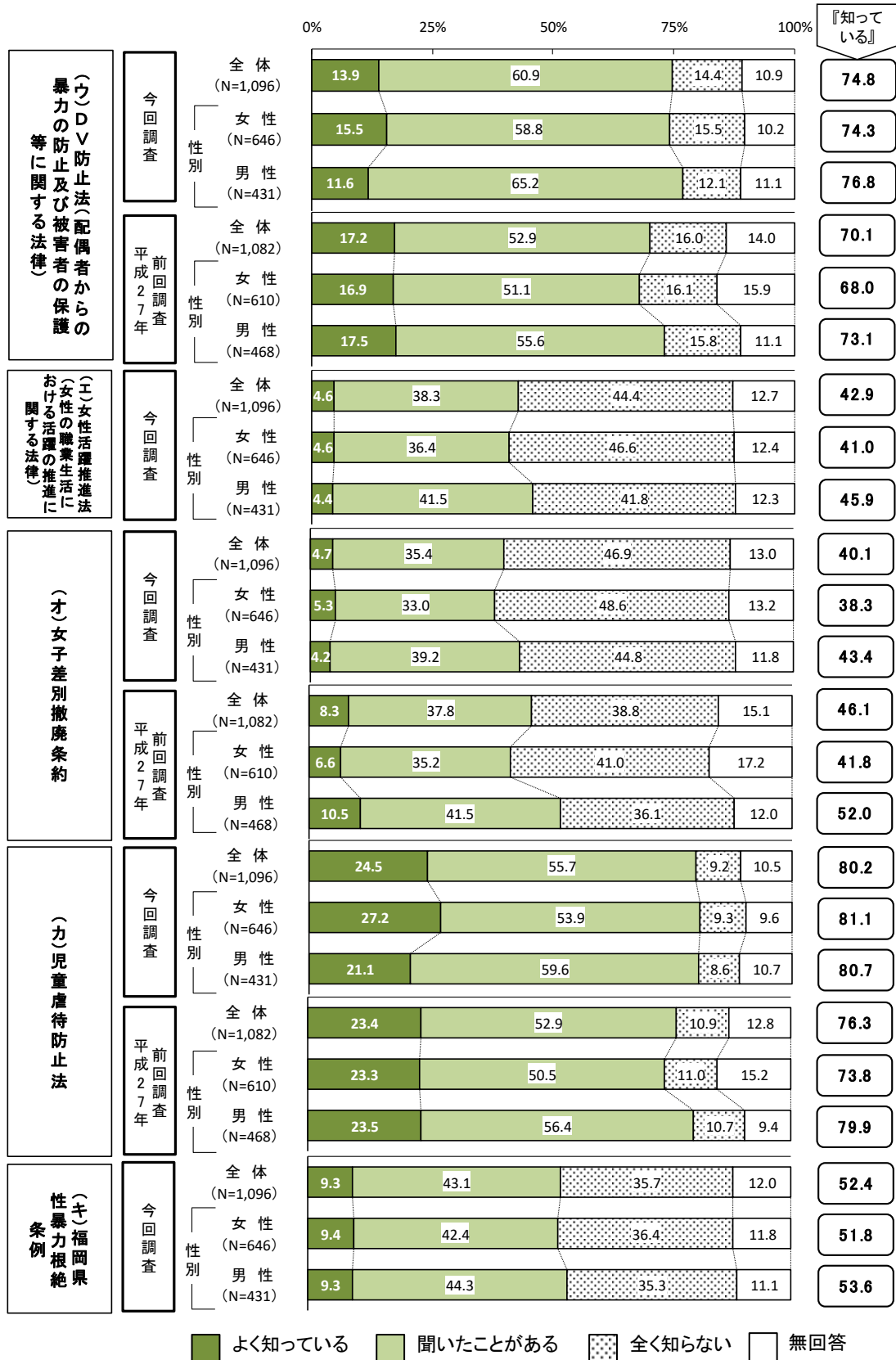
##### 1. 調査の目的

この調査は、嘉麻市における男女共同参画意識について現状を把握し、「男女共同参画社会基本計画」及び「DV防止基本計画」の基礎資料として活用することを目的として実施した。

##### 2. 調査の性格

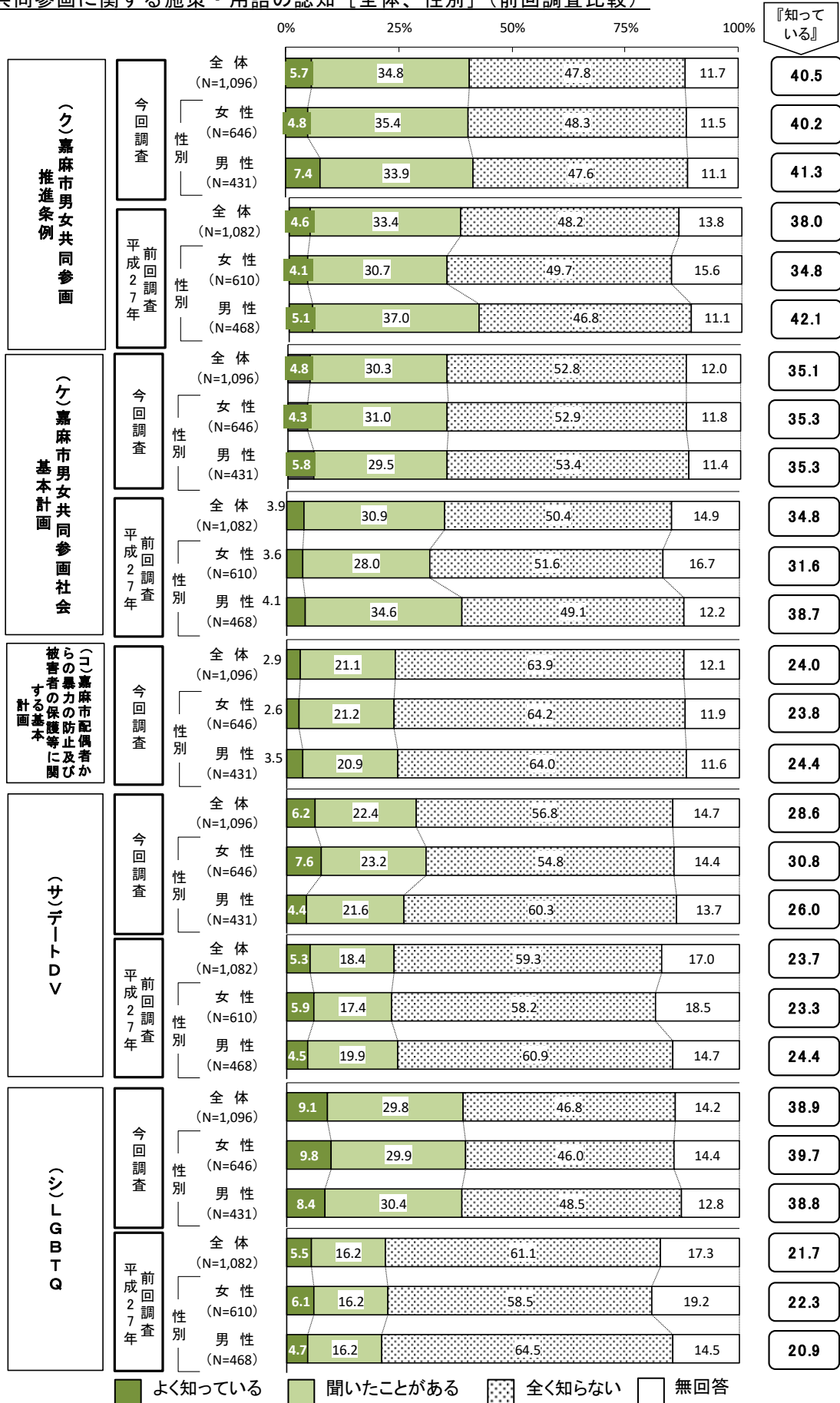
- (1) 調査対象者 市内に居住する18歳以上の男女3,000人  
(有効回答数 1,096人 有効回収率 36.5%)
- (2) 調査方法 住民基本台帳から無作為抽出し、郵送により配布・回収
- (3) 調査期間 令和2(2020)年11月5日(木)～11月20日(金)

男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



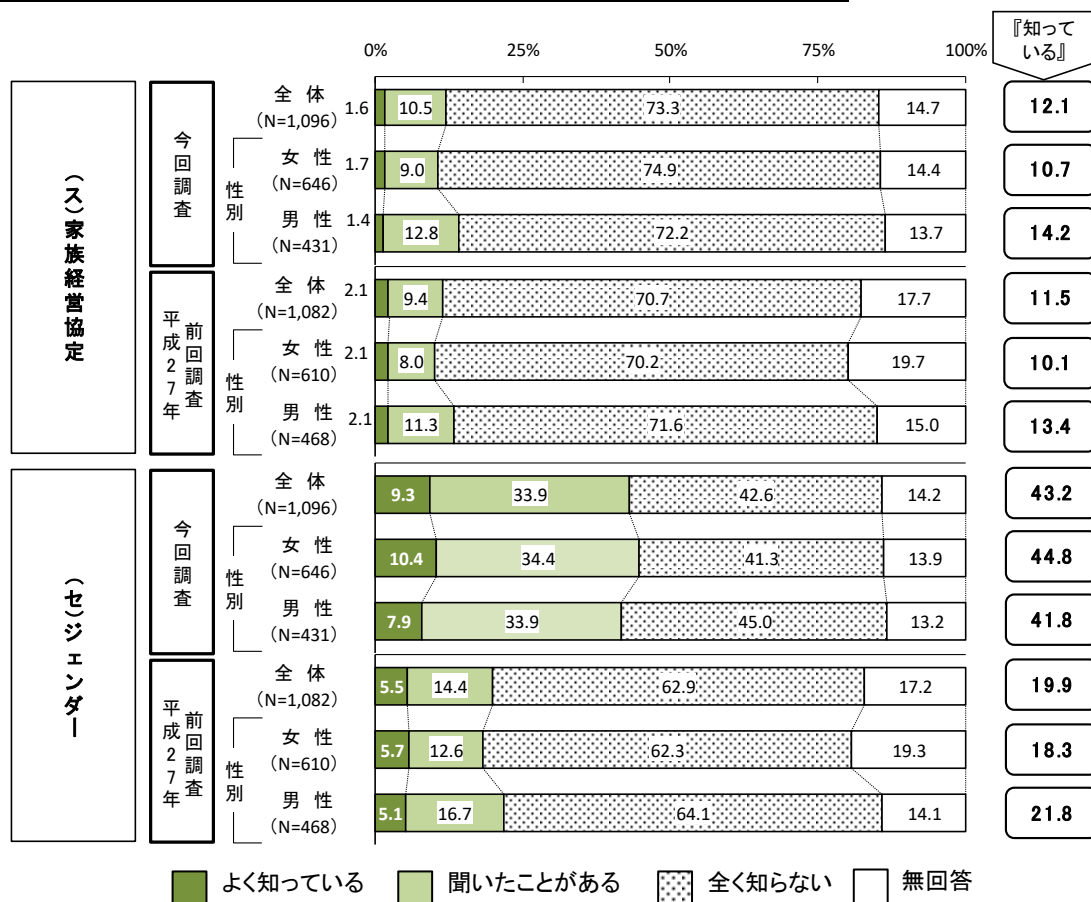
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



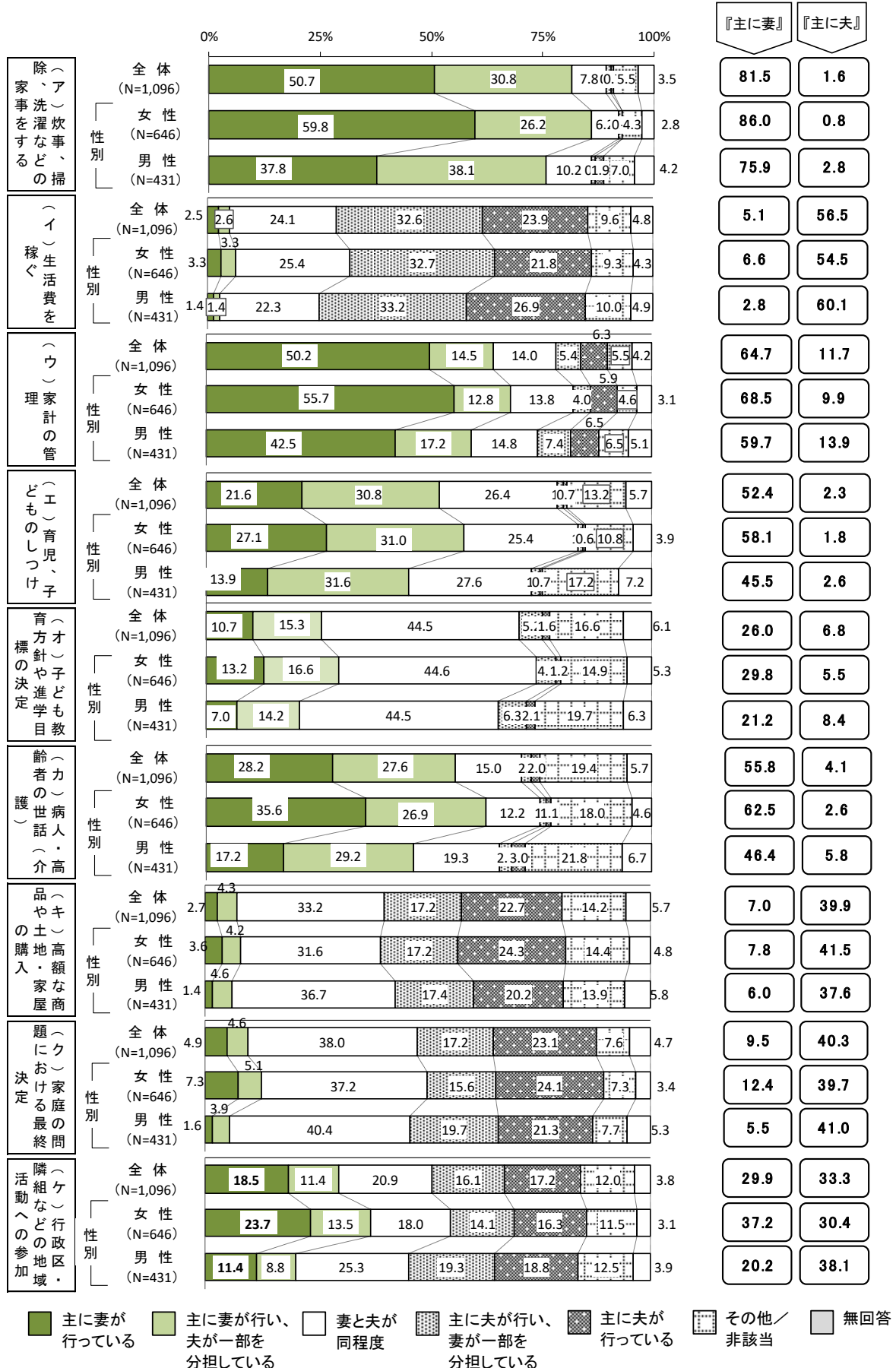
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

(4) 家庭内の役割分担

家庭内での役割分担をみると、『主に妻』は「日常の家事」では約8割と高く、「家計の管理」「病人・高齢者の世話」「育児、子どものしつけ」といった他の家庭内の仕事も、妻に役割が偏っています。一方で、「生活費を稼ぐ」は、『主に夫』が5割台半ばと高く、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の実態が伺えます。また、「高額な商品や土地・家屋の購入」や「家庭の問題における最終的決定」など家庭内の重要な決定は『主に夫』の割合が高くなっています。

共働きの女性の状況をみると、「炊事・掃除・洗濯などの家事」は『主に妻』が87.2%であり、家事も仕事もと働く女性の二重負担の現状が浮かび上がります。

■家庭内での役割分担 [全体、性別]



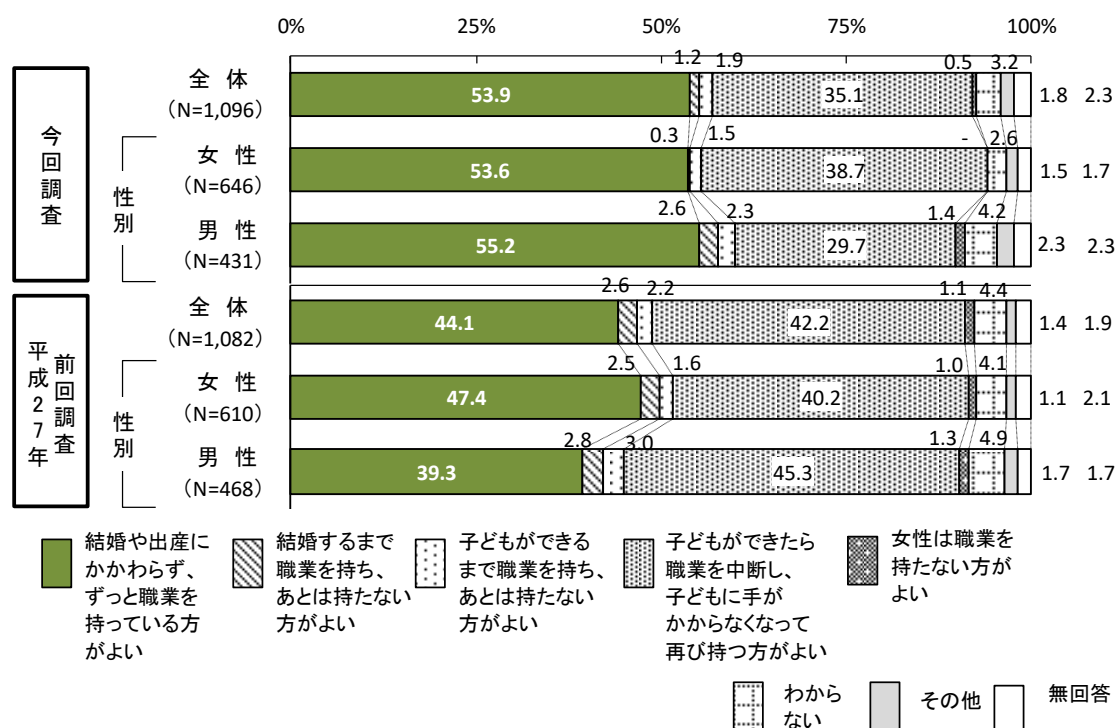
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

### (5) 職業について

女性が職業を持つことに対する考え方については、「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を持っている方がよい」という就労継続が男女とも5割を超えています。前回調査と比べると、男女とも就労継続が増加しており、特に男性では約16ポイントも高くなりました。

「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」といういわゆる女性のM字型就労とよばれる中断・再就職は女性で約4割と男性に比べて高くなっています。しかし「年齢階級別労働力率」で実態を見てみると、嘉麻市の女性の働き方はM字型就労とはなっていません。

■女性が職業を持つことについて〔全体、性別〕（前回調査比較）



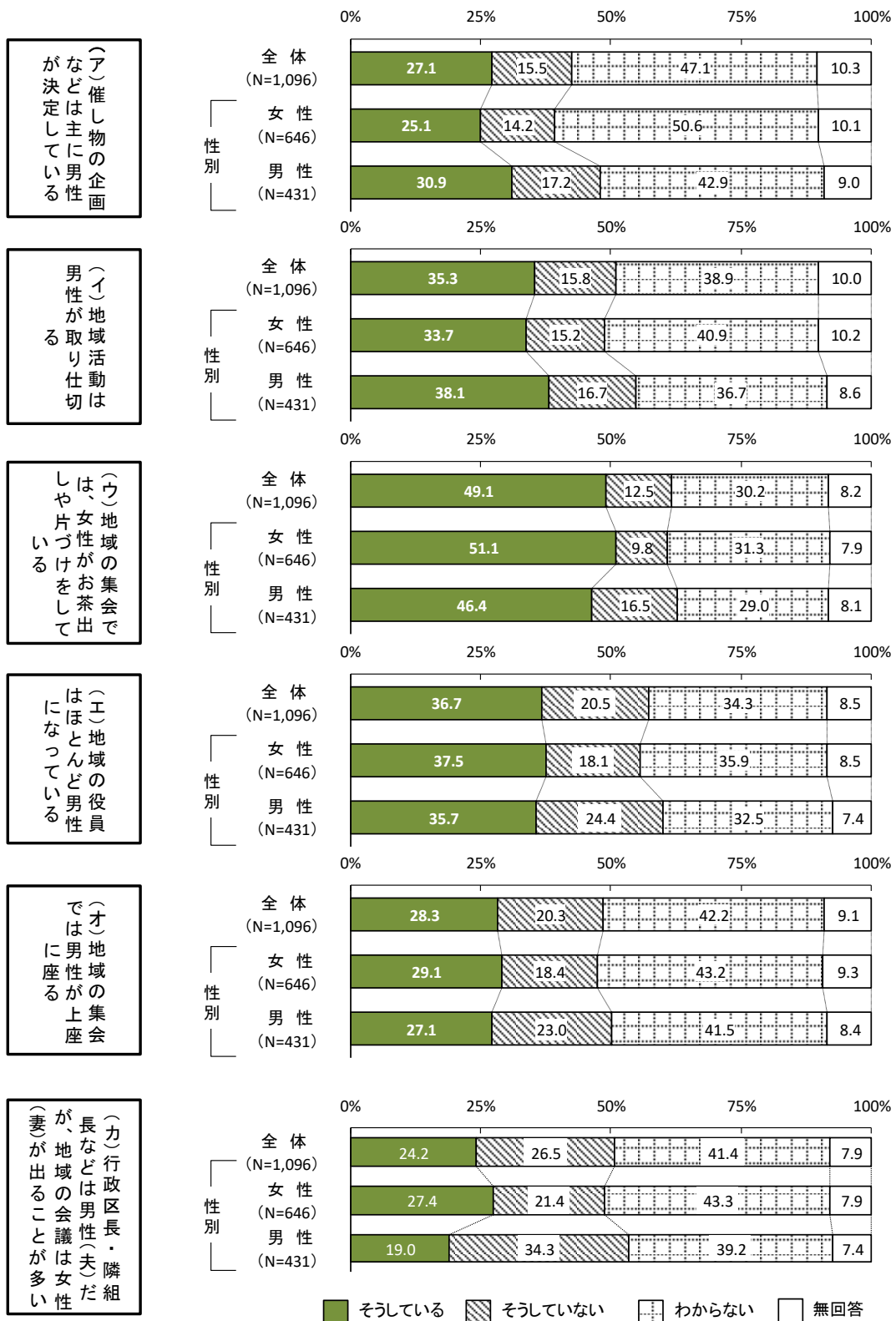
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

### (6) 地域活動について

住んでいる地域での女性と男性の活動の違いについては、全体では「女性がお茶出しや片づけをする」が5割弱、「地域の役員はほとんど男性」「地域活動は男性が取り仕切る」が3割台半ばとなっています。女性がお茶くみなどの裏方の仕事、男性が決定する立場という性別による役割の違いが、地域に根強く存在していることを示しています。こうした現状が、女性にとっては不平等を感じる理由の一つといえます。



■地域活動での役割分担 [全体、性別]



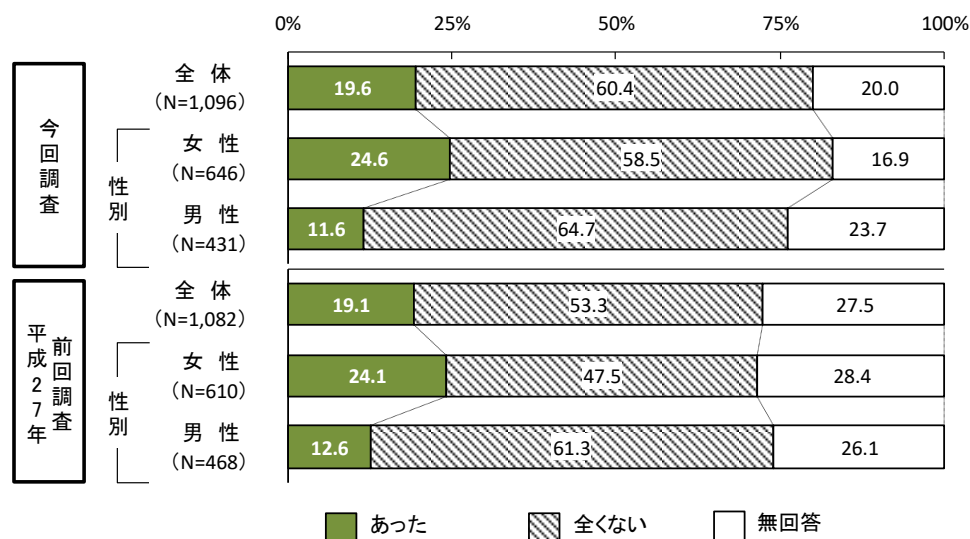
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

### (7) 女性の人権

ここ3年間でなんらかのDVを受けた人は、女性では24.6%、男性では11.6%となっており、DVは女性が受ける割合が高いことがわかります。しかし、DVを受けた人の約半数は誰にも相談しておらず、また、相談した人でも大半は家族や友人・知人などの身近な人であり、専門機関の利用はわずかでした。前回調査と比べると、相談しなかった割合はやや高くなっていますが、公的機関への相談はわずかながらも全体的に高くなっています。

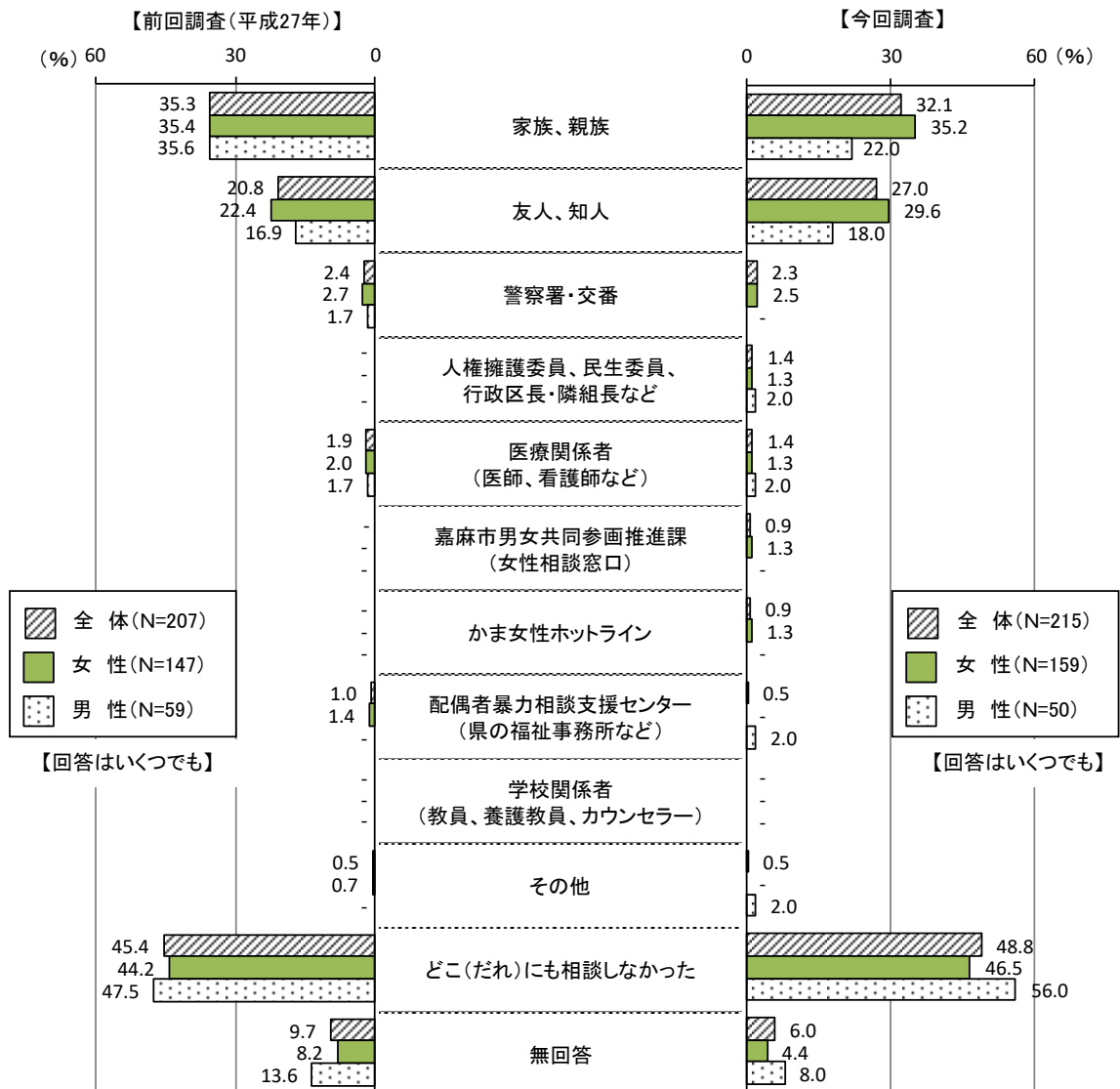
DV相談窓口の認知の向上は、この5年間の市の取組みの成果といえます。しかし、DV被害はやや減少傾向がうかがえるものの、依然として被害を受ける人は存在しており、しかも、誰にも相談しない人が増えており、DVが潜在化している状況もうかがえます。DVとされる行為や発生する背景、DV防止法の取組みなどについて、当事者や家族・知人など必要とする人に届くよう啓発や情報提供を充実することが必要です。

■暴力を受けた経験 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

■相談の有無〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

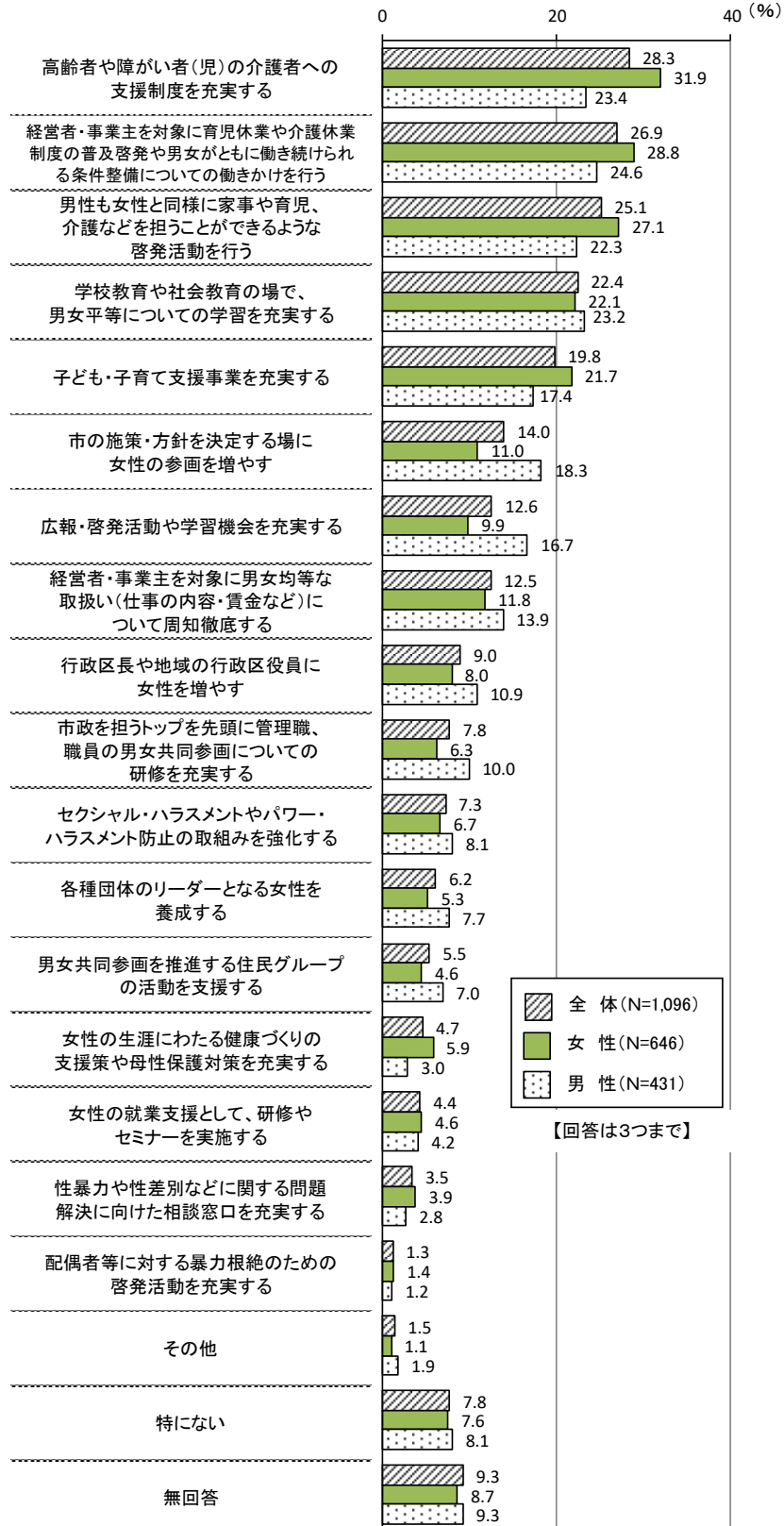
（8）男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れることとして、「高齢者や障がい者(児)の介護者への支援制度を充実する」「経営者・事業主を対象に育児休業や介護休業制度の普及啓発や男女がともに働き続けられる条件整備についての働きかけを行う」「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」などが上位にあがっています。コロナ禍において男女を問わず在宅ワークが拡大する中で、家庭内では妻に家事や育児の負担がかかることが問題として指摘されています。

本市においても、就労する女性の増加とともに男性の家事や育児への参画の重要性は増しているといえます。これらの状況を踏まえた、本市の両立支援策を充実するとともに、男性が家事や育児、介護に積極的に関わられるような実践的な学習の場の提供も必要となっています。

事業所に対しても、女性の就労継続のための取組みや男性の家庭責任を果たすための支援策についての啓発や情報提供が重要となっています。

■男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れること [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）



## 第4章 計画の内容

---



# 第4章 計画の内容

## 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

### 主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消

#### ■現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人は6割超と高く、前回調査からの推移でも増加しており、固定的性別役割分担意識は解消しつつあるといえます。一方、家庭内での仕事の分担をみると、「生活費を稼ぐ」を夫の役割とする回答は5割半ばで減少していますが、「炊事・掃除・洗濯などの家事」を妻の役割とする回答は8割と高く、子育てや介護も女性が中心となっており、男は仕事という状況は変化しつつも、家事は女性が依然として担っています。

また、市民意識調査の結果から、地域活動については、女性の役職への意欲は少しずつ高まっていますが、実態では役員など中心的な役割を男性が担い、お茶出しや片づけは女性の役割という性別で分担する状況は続いています。

固定的な性別役割分担意識に対し、一般論としては反対する人が増えても、生活の場で女性の負担が軽減されない背景には、家事・育児は女性がした方がよいという無意識レベルでの思い込み、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」があるといえます。このような思い込みは、長年にわたり形成されているため解消には時間がかかることから、国の第5次男女共同参画基本計画や第5次福岡県男女共同参画計画においてもアンコンシャス・バイアスは意識啓発の課題としてあげられています。

今後の啓発事業においては、家庭や地域の身近な場で男女共同参画の実現を阻んでいるアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、全課にわたり、その認知と理解を進めます。男性が家事や育児に参画する意義を浸透させるとともに、女性の意思決定の場への参画が家庭や地域活動の活性化につながることへの理解を深めていきます。子育てに関する学習の場や、地域の出前講座など市民が参加する様々な機会を活用して啓発し、意識を高めていきます。

#### ■基本的施策と具体的事業

##### (1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	所管事業について、家庭における固定的性別役割分担意識を是正するための視点をもって計画し、実施する。併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	生涯学習課 全課



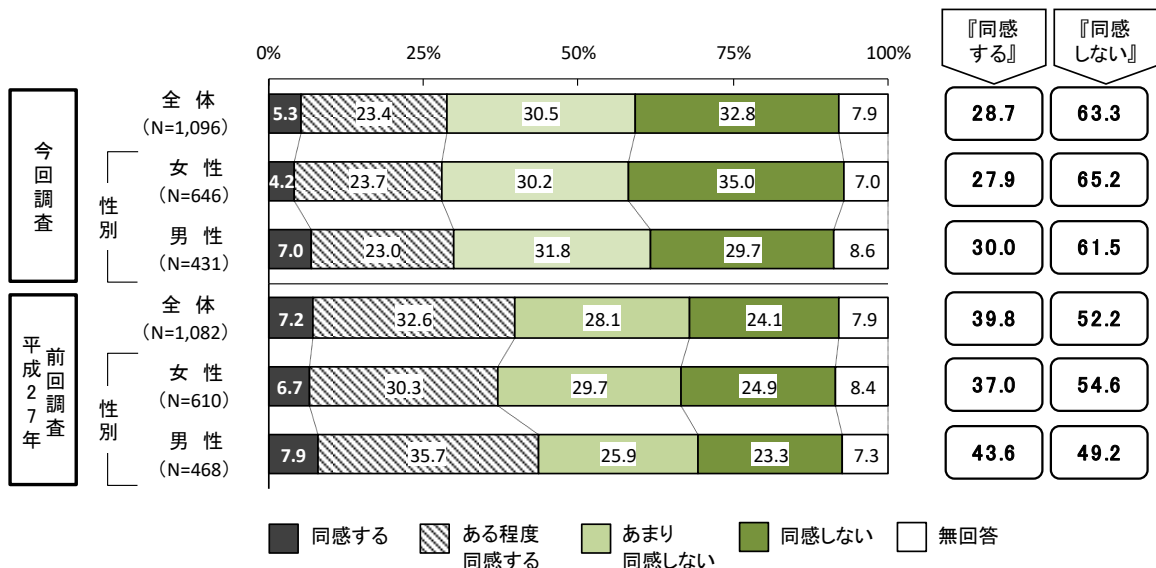
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
2 新	女性と男性が共に育児に参加することの啓発	離乳食教室等への父親の参加を進めて、男女が共に育児を担う家庭内の役割分担の解消に向けて啓発する。併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	子育て支援課

(2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
3	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	所管事業について、地域における固定的な性別役割分担意識を是正するための視点をもって計画し、実施する。併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	生涯学習課 全課
4	地域に向けた出前講座による啓発	行政区長会等地域の団体に向けて出前講座等を活用して男女共同参画について啓発する。併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	男女共同参画 推進課 総務課 市民地域振興課

◆参考データ

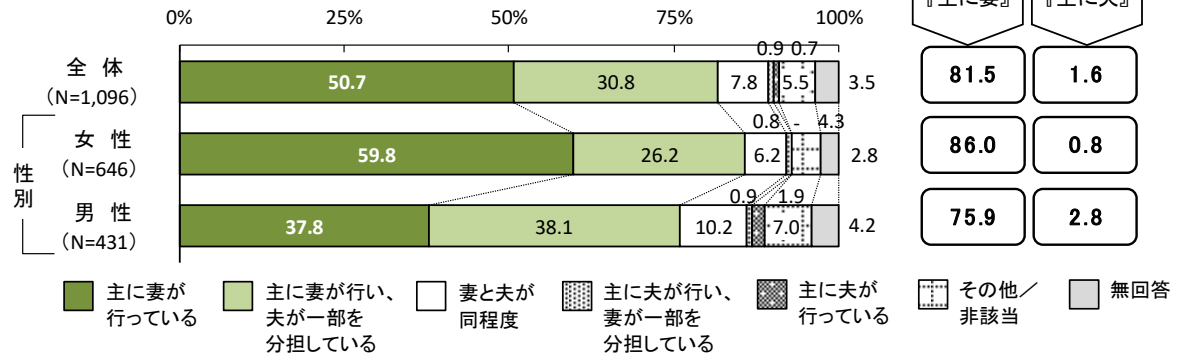
① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について [全体、性別] (前回調査比較) (再掲)



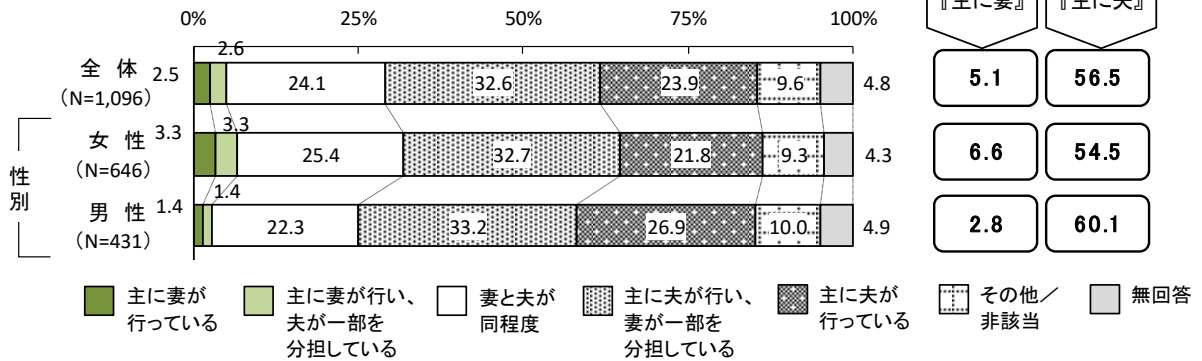
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

②家庭内での役割分担 [全体、性別] (再掲)

○炊事・掃除・洗濯などの家事



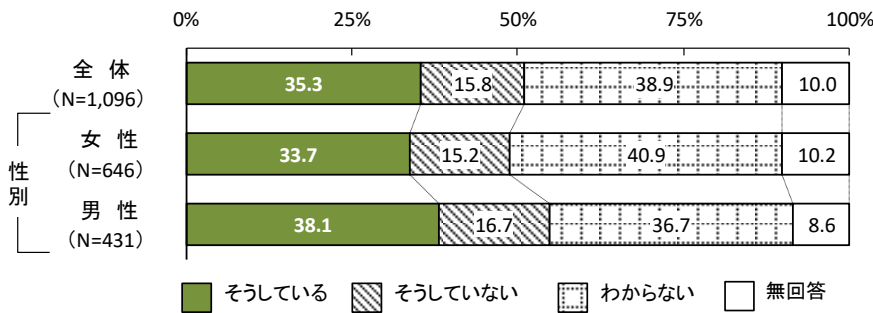
○生活費を稼ぐ



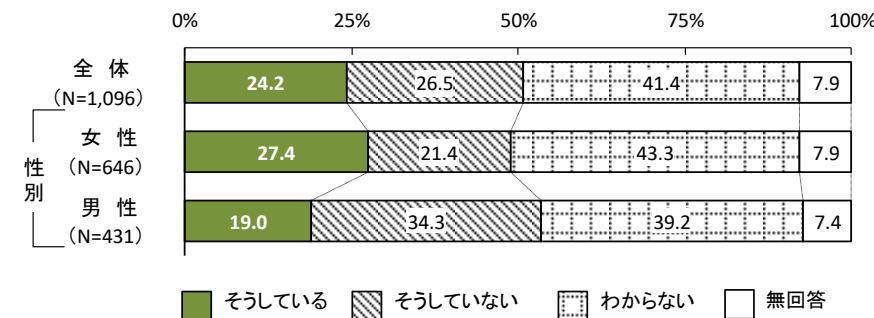
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

③地域活動での役割分担 [全体、性別]

○地域活動は男性が取り仕切る



○行政区長・隣組長などは男性（夫）だが、地域の会議の出席は女性（妻）が出ることが多い



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

## 主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

### ■現状と課題

「嘉麻市男女共同参画推進条例」（以下、市条例という。）第3条第2項では「性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること」とされています。

市民意識調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』と感じている女性は73.5%、男性は71.4%といずれも高く、特に女性では前回調査と比べて変化はみられず、慣習には根強い不平等感がある現状が伺えます。

市条例に基づき、男女共同参画についての関心を高め、慣行の見直しに向けた理解をさらに深めることが求められます。

これまで市では、社会制度や慣行の見直しにつながるように、情報の収集や提供を行ってきました。今後も、これらの取組みを充実するとともに、広報紙、ホームページなど、多様な媒体を活用して、効果的な啓発活動を推進するとともに、情報提供を充実していきます。また、社会制度や慣習・慣行が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、男女平等の視点で検証するために、地域や職場などで男女平等を阻む慣行や制度の実態を調査し、課題を顕在化し解決に向けて向けた事業を実施します。

### ■基本的施策と具体的事業

#### （1）男女共同参画に関する情報の収集及び提供

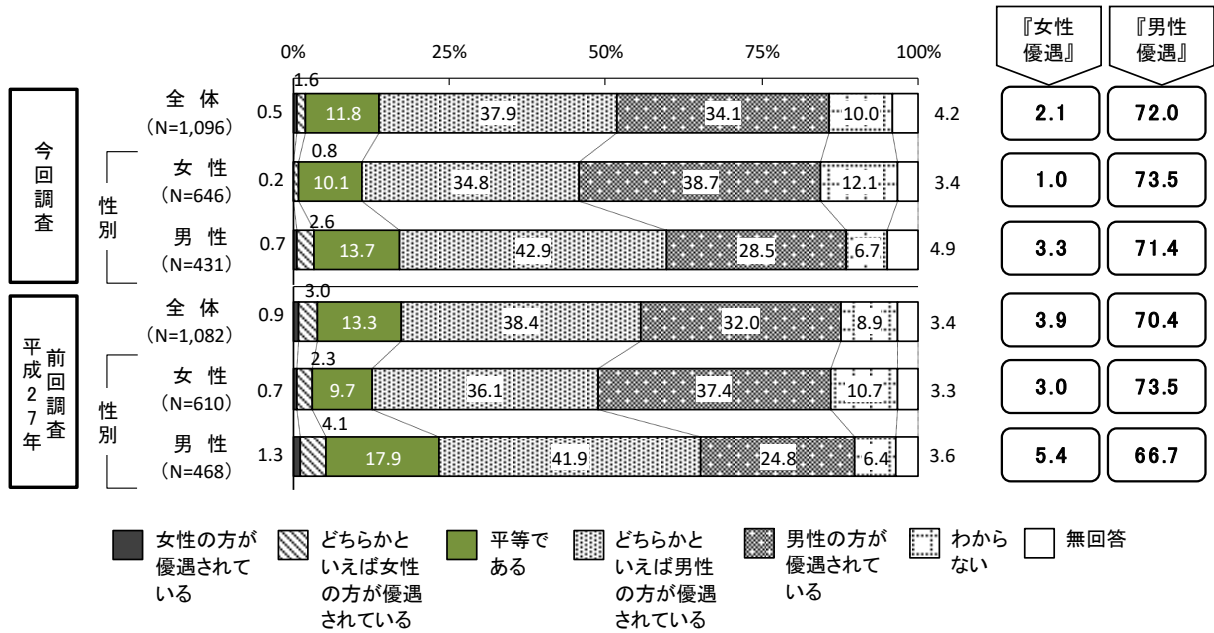
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
5	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民や職員に提供する。	男女共同参画推進課

#### （2）男女共同参画に関する調査及び研究

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
6	男女共同参画の推進を妨げる慣行についての調査及び研究	地域や職場において性による差別的な制度や慣行があるかどうかについて調査（市民意識調査等）を実施し、その分析を行い、課題の解決に努める。	男女共同参画推進課

◆参考データ

①「社会通念・慣習・しきたりなど」での男女の地位の平等感 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)



## 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進

### ■現状と課題

誰もが、性別にとらわれず持てる力を発揮するために、教育は大きな力を持っています。特に主要課題1、2で課題となっている無意識レベルでの思い込み、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の解消に向けては、未来をつくる子どもたちへの教育が最も重要です。市条例では、あらゆる教育の場において男女共同参画を実現するための配慮がなされることを基本理念に掲げ、その基本理念にのっとり、第7条では教育に携わる者の責務として教育の充実に努めなければならないことを定めています。

市民意識調査によると、「学校教育の場」における男女の地位について「平等である」と答えた人は男女とも5割を超えていますが、経年ではあまり変化がありません。

また、家庭での子育てについて、男の子に炊事・洗濯等の生活に必要な技術を身につけさせる考え方に賛成の割合をみると、男性は女性より低く、男性に消極的姿勢が見られます。無意識レベルでの固定的性別役割分担意識を払しょくするためには、子育て期のジェンダー平等教育が重要です。

就学前において、保育所等での男女平等の視点に立った教育環境の整備が求められます。就学後は、学校において、市条例に基づいた啓発冊子の活用により理解を深め、清掃や給食、行事など、教科外活動の指導においても、男女平等や男女共同参画の視点を取り入れていきます。

心身の発達に合わせて、性別で異なる身体の課題を人権の視点からとらえ、お互いの心と体を尊重する包括的性教育を実施しなければなりません。さらには、子どもの教育に携わる人が適切な教育を実践するために、教育の場でのジェンダーに基づく慣習や慣行を見直すとともに、教育関係者が性別に関わりなく個性を尊重する意識を醸成できるよう啓発を進めていきます。

今後とも、教育の場における男女共同参画に関わる事業に積極的・継続的に取り組みます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
7	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育の推進	保育所等における就学前教育で、男女平等の視点に立った人権尊重の教育を実施する。	こども育成課
8	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた学校教育の推進	男女共同参画啓発冊子「嘉麻市男女共同参画推進条例（学ぼうそして行動しよう）」を授業に活用し、男女共同参画教育の推進を図る。	学校教育課
9	男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底及び進路後の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人の希望や適性を重視し、職業や進学先を選択できるような教育を推進する。	学校教育課

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
10	発達段階を踏まえた包括的性教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じたお互いの心と体を尊重し、生命を大切にする人権尊重精神を育む性教育を推進する。	学校教育課

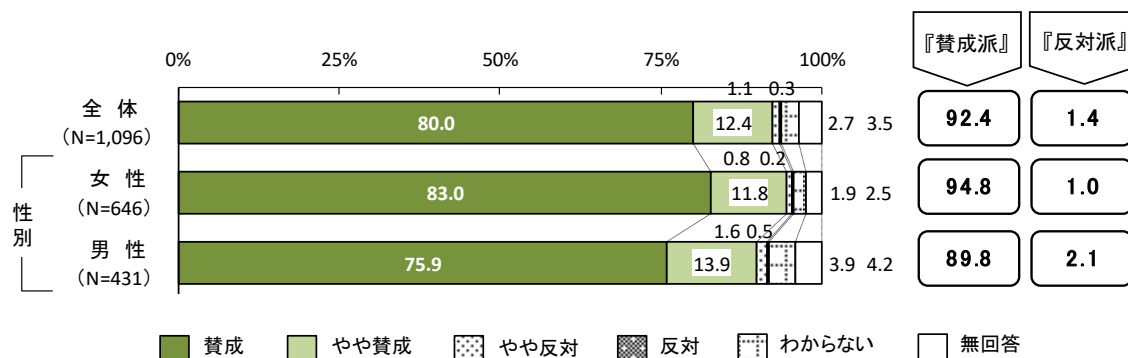
(2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
11	公立保育所職員の研修・啓発の充実	公立保育所職員等を対象として、男女共同参画に関する研修会を実施する。私立保育園についても、連携を図りながら情報発信及び情報提供を行う。	こども育成課
12	教職員等の研修の充実	市内小・中学校等の教職員等を対象に学校内の慣習・慣行の見直しなど、男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法についての研修を推進する。	学校教育課

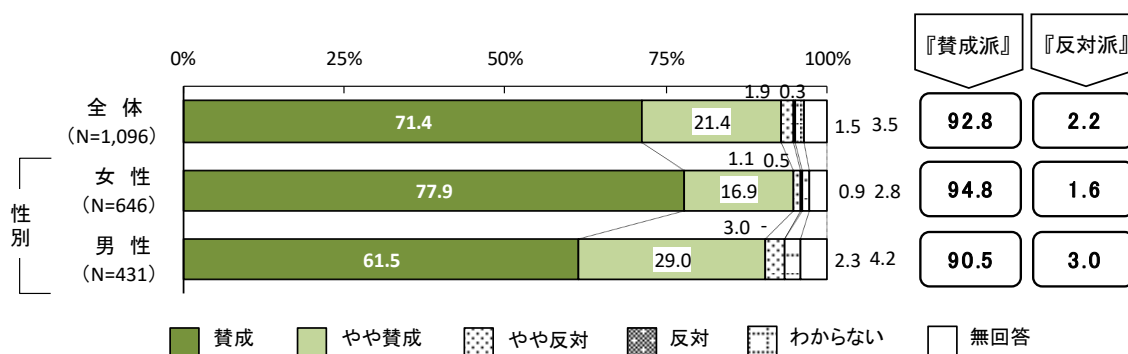
◆参考データ

①子どもの育て方 [全体、性別]

(ア) 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるように育てる

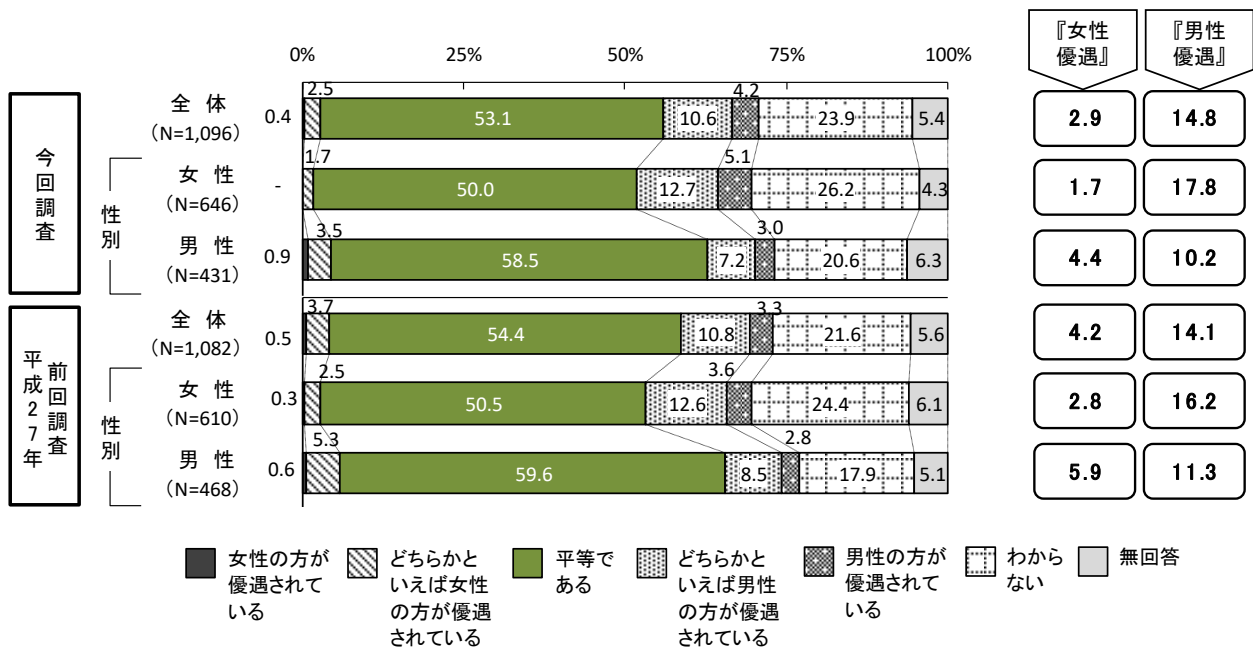


(イ) 男の子にも炊事・掃除・洗濯などの生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい

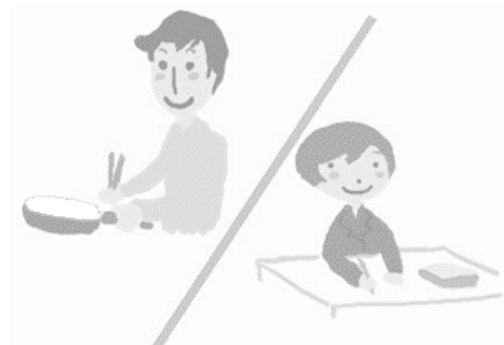


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

② 「学校教育の場」での男女の地位の平等感 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」 (令和2(2020)年)



## 主要課題4 あらゆる暴力の根絶

### ■現状と課題

市条例第9条第2項では「すべての人は、セクシュアルハラスメント\*及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。」と定められ、市条例第18条では、市は暴力防止のための対策と被害者支援が義務付けられています。また、県性暴力根絶条例では、県民等に性暴力を禁じる行動規範を規定しており、嘉麻市でも県と連携した取組みの強化が求められます。

さらに、DV防止法では地方公共団体に対して、ドメスティック・バイオレンス対策のための基本計画の策定を努力義務とし、この法に基づき市条例第10条の2では「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しています。

市民意識調査によると、ここ3年間での「地域活動の場」でのセクシュアルハラスメントの被害を体験した人は3.1%あり、被害の内容は「身体に関して不愉快になる言葉や冗談を言われた」が高くなっていました。また、「学校に関わる場」でも数値は低いものの女性の29歳代以下の若い年齢層を中心に被害体験があることが伺えました。

性暴力は、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含み、決して、許されるものではありません。また、女性に対する性暴力はその背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差など社会的構造があり、根絶のためには社会全体で取り組むことが重要です。言葉による性暴力については行為者が認識不足のまま軽く考えている場合もあり、暴力防止に向けた広報や啓発が必要です。若年層が被害者となる性的な暴力、いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題が深刻化しており、平成28(2016)年以来、国は県や市町村と連携して防止対策を進めています。さらにデートDV\*やリベンジポルノなどでは子どもたちが当事者になっている現状もあります。性をめぐる暴力の根絶には、子どもの周囲の大人たちが取り組むとともに、幼少時から子どもたちの人権意識を高め、被害者にも加害者にもならない教育を進めます。とくに、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実も重要と考えます。

また、平成27(2015)年に、文部科学省は性的指向や性自認に係るいじめなどの人権侵害を防止するよう通知を全国の国公私立の小中高校などに発出しました。それ以降、学校では性別違和などを含むLGBTQなどの性的少数者の子どもの人権を守り、性的多様性の理解を深める教育が進められてきました。市においても、学校現場での性的多様性の理解を深める人権教育をこれまで以上に推進していきます。



## ■基本的施策と具体的事業

### (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
13	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の推進	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等支援に関する基本計画に基づき、DV防止と被害者への迅速で適切な支援の取組みを推進する。	男女共同参画推進課
14 新	婦人相談員*の設置など相談体制の充実	DV等の相談窓口として婦人相談員の設置及び「女性ホットライン」による電話相談等相談体制を充実し、相談窓口の周知を図る。	男女共同参画推進課

### (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー\*等の防止

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
15	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	あらゆる暴力は、重大な人権侵害であることの認識を深め、暴力を防止するための情報提供及び啓発を行う。	人権・同和对策課 学校教育課 男女共同参画推進課

### (3) 性暴力根絶の取組み

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
16	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	子どもが性暴力の被害者とならないよう保育所において暴力から自分の心と体を守る方法を園児と保護者が学ぶ研修を行う。	こども育成課 男女共同参画推進課
17 新	性暴力の根絶に関する総合的な教育の推進	県性暴力根絶条例に基づき、小学校・中学校、高等学校等において、児童・生徒の発達段階に応じて性暴力根絶などに関する総合的な教育を県と連携しながら行う。	学校教育課 男女共同参画推進課
18 新	福岡県性暴力根絶条例の周知・啓発	福岡県性暴力根絶条例の周知を図り、性暴力が重大な人権侵害であるという認識を広く市民へ広報し啓発する。	男女共同参画推進課 関係各課
19 新	性暴力根絶に向けた関係機関の連携	性暴力の防止に向けて関係各課、警察など関係機関の連携を図り、暴力防止及び被害者支援の取組を充実する。	男女共同参画推進課 関係各課

(4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
20	LGBTQなどの性的少数者への理解を深める教育の推進	LGBTQなどの性的少数者の児童・生徒に対して配慮するとともに、理解を深めるための教職員研修を行い、人権教育を実施する。	学校教育課
21	LGBTQなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	LGBTQなどの性的少数者への理解を深めるために関係各課と連携し職員研修を行う。また、性的少数者の相談窓口の周知など市民への理解を図る啓発に努める。	人権・同和对策課 男女共同参画推進課 人事秘書課

◆参考データ

①セクシュアルハラスメントの経験 [性別・年代別]

(A) 職場

		(A)職場で															(%)					
		標本数	性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられた	言葉や冗談を言われた	身体に関して不愉快になる	誌を見せられた	アダルトサイトやポルノ雑	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	たびたび聞かれた	結婚や妊娠の予定について	がらせをされた	性的要求を拒否したら、嫌	その他	受けたことがない	無回答	『経験がある』	
全体		1,096 100.0	6 0.5	25 2.3	14 1.3	17 1.6	32 2.9	2 0.2	8 0.7	12 1.1	21 1.9	4 0.4	3 0.3	742 67.7	274 25.0						<b>7.3</b>	
年齢別	女性:29歳以下	32	-	6.3	-	3.1	6.3	-	-	-	<b>9.4</b>	-	-	75.0	3.1						<b>21.9</b>	
	女性:30歳代	57	1.8	7.0	7.0	7.0	<b>10.5</b>	-	3.5	3.5	<b>12.3</b>	-	1.8	70.2	7.0						<b>22.8</b>	
	女性:40歳代	74	-	2.7	1.4	5.4	5.4	-	1.4	-	2.7	1.4	1.4	79.7	5.4						<b>14.9</b>	
	女性:50歳代	80	-	3.8	2.5	2.5	5.0	1.3	1.3	3.8	3.8	1.3	-	76.3	10.0						<b>13.7</b>	
	女性:60歳代	155	1.3	3.9	1.3	0.6	3.2	0.6	0.6	1.3	0.6	0.6	-	74.2	19.4						<b>6.4</b>	
	女性:70歳以上	245	-	0.4	0.8	0.8	1.2	-	-	0.8	-	-	-	57.6	39.6						<b>2.8</b>	
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	-	-	82.8	13.8						<b>3.4</b>
	男性:30歳代	29	-	-	-	-	3.4	-	3.4	-	6.9	-	-	-	72.4	17.2						<b>10.4</b>
	男性:40歳代	45	-	4.4	-	2.2	6.7	-	2.2	-	4.4	-	-	-	82.2	8.9						<b>8.9</b>
	男性:50歳代	57	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	1.8	-	78.9	17.5						<b>3.6</b>
男性:60歳代	113	0.9	0.9	0.9	0.9	-	-	-	-	0.9	-	-	-	70.8	26.5						<b>2.7</b>	
男性:70歳以上	158	-	0.6	-	-	1.9	-	-	-	-	-	-	0.6	54.4	42.4						<b>3.2</b>	
無回答		22	9.1	13.6	9.1	4.5	4.5	-	4.5	4.5	-	-	-	40.9	45.5						<b>13.6</b>	

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）

(B) 地域活動の場

(%)

		標本数	(B)地域活動の場で													『経験がある』
			性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられたり、猥談をされた	言葉や冗談を言われた	身体に關して不愉快になる	アダルトサイトやポルノ雑誌を見せられた	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	結婚や妊娠の予定についてたびたび聞かれた	性的要求を拒否したら、嫌がらせをされた	その他	
全体		1,096 100.0	3 0.3	5 0.5	3 0.3	10 0.9	16 1.5	1 0.1	3 0.3	6 0.5	12 1.1	2 0.2	1 0.1	777 70.9	285 26.0	<b>3.1</b>
年齢別	女性:29歳以下	32	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>9.4</b>	-	-	78.1	12.5	<b>9.4</b>
	女性:30歳代	57	-	1.8	1.8	3.5	3.5	-	-	-	3.5	-	1.8	77.2	15.8	<b>7.0</b>
	女性:40歳代	74	-	1.4	-	-	2.7	-	-	-	1.4	-	-	82.4	12.2	<b>5.4</b>
	女性:50歳代	80	-	1.3	1.3	1.3	<b>5.0</b>	-	-	2.5	1.3	-	-	76.3	17.5	<b>6.2</b>
	女性:60歳代	155	0.6	-	-	1.9	1.9	-	-	1.3	-	-	-	78.1	18.7	<b>3.2</b>
	女性:70歳以上	245	0.4	0.4	-	-	0.8	-	0.4	0.4	-	-	-	62.9	35.1	<b>2.0</b>
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.2	13.8	-
	男性:30歳代	29	-	-	-	3.4	-	-	-	-	3.4	-	-	75.9	20.7	<b>3.4</b>
	男性:40歳代	45	-	-	-	2.2	2.2	-	2.2	-	4.4	2.2	-	80.0	15.6	<b>4.4</b>
	男性:50歳代	57	-	1.8	-	1.8	1.8	-	1.8	-	1.8	-	1.8	78.9	17.5	<b>3.6</b>
	男性:60歳代	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70.8	29.2	-
	男性:70歳以上	158	0.6	-	-	-	-	-	-	-	0.6	-	-	60.1	38.6	<b>1.3</b>
無回答		22	-	-	4.5	4.5	4.5	4.5	-	-	4.5	4.5	-	36.4	59.1	<b>4.5</b>

(C) 学校に関わる場

(%)

		標本数	(C)学校に関わる場で													『経験がある』
			性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられたり、猥談をされた	言葉や冗談を言われた	身体に關して不愉快になる	アダルトサイトやポルノ雑誌を見せられた	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	結婚や妊娠の予定についてたびたび聞かれた	性的要求を拒否したら、嫌がらせをされた	その他	
全体		1,096 100.0	2 0.2	2 0.2	1 0.1	2 0.2	7 0.6	-	-	1 0.1	1 0.1	-	-	743 67.8	341 31.1	<b>1.1</b>
年齢別	女性:29歳以下	32	-	3.1	-	3.1	<b>6.3</b>	-	-	-	-	-	-	75.0	15.6	<b>9.4</b>
	女性:30歳代	57	-	-	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-	80.7	17.5	<b>1.8</b>
	女性:40歳代	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85.1	14.9	-
	女性:50歳代	80	-	-	-	-	1.3	-	-	-	-	-	-	75.0	23.8	<b>1.2</b>
	女性:60歳代	155	-	-	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	71.6	27.7	<b>0.7</b>
	女性:70歳以上	245	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	-	-	56.7	42.9	<b>0.4</b>
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96.6	3.4	-
	男性:30歳代	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.9	24.1	-
	男性:40歳代	45	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	-	-	80.0	17.8	<b>2.2</b>
	男性:50歳代	57	1.8	-	1.8	-	-	-	-	1.8	-	-	-	77.2	21.1	<b>1.7</b>
	男性:60歳代	113	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	69.0	30.1	<b>0.9</b>
	男性:70歳以上	158	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.2	46.8	-
無回答		22	4.5	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.4	54.5	<b>9.1</b>

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

## 主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

### ■現状と課題

国においては、女性差別撤廃条約の批准を契機に国内法の改正や整備を行い、男女共同参画社会基本法の制定や行動計画の策定など、国際的な潮流、国連の動きに支えられて男女共同参画に関わる政策を展開してきました。平成27(2015)年に、国連は令和12(2030)年までの国際目標としてSDGs(持続可能な開発目標)を定め、日本では平成28(2016)年に「(SDGs)推進本部」を設立しました。この中の目標5には「ジェンダー平等」が掲げられており、国の第5次男女共同参画計画においては、SDGsの達成に向けて男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会を目指すとしています。

一方で、平成28(2016)年、国連の女性差別撤廃委員会は、日本に対し、女性差別に関する25もの課題を指摘し、特に、女性の固定的な性別役割分担への規範化と差別を固定化させる慣行や女性への複合的な差別について懸念を表明しています。さらに、令和2(2020)年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数(GGI)では、日本は153か国中120位と低く、特に政治分野、経済分野での意思決定過程への女性の参画が国際社会のスピード感を持った推進状況に比べると非常に遅れていることを示しています。こうした中、新型コロナ感染拡大は格差を拡大し、最も弱い立場にある人々をさらに困難な状況に追い込んでいます。女性の失業の増加、性犯罪・性暴力やDVの相談件数の増加など、平常時の課題がコロナ禍という非常時で拡大したことがわかります。

市におけるジェンダー平等の実現を目指して、国際的な規範や基準、取組みの指針及び先進諸国の男女平等の意識や制度について、新しい知識や情報を収集して、提供していきます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 国際的理解及び交流基盤の形成

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
22	国際的動向の把握	国際的な男女共同参画に関するジェンダーギャップ指数やワーク・ライフ・バランス等の情報を収集し各施策の取組みに反映させるとともに市民への情報提供を行う。	男女共同参画推進課

## ◆参考データ

①HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI  
(人間開発指数)

②GII  
(ジェンダー不平等指数)

③GGI  
(ジェンダーギャップ指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	スイス	0.025	1	アイスランド	0.892
2	アイスランド	0.955	2	デンマーク	0.038	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	スウェーデン	0.039	2	ノルウェー	0.849
4	香港	0.949	4	ニュージーランド	0.043	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	4	ベルギー	0.043	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	6	ノルウェー	0.045	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	7	フィンランド	0.047	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	フランス	0.049	8	リトアニア	0.804
8	オランダ	0.944	9	アイスランド	0.058	9	アイスランド	0.800
10	デンマーク	0.940	10	スロベニア	0.063	10	スイス	0.798
11	フィンランド	0.938	11	韓国	0.064	11	ドイツ	0.796
11	シンガポール	0.938	12	シンガポール	0.065	12	ニカラグア	0.796
13	英国	0.932	13	ルクセンブルグ	0.065	12	ベルギー	0.789
14	ベルギー	0.931	14	オーストリア	0.069	14	スペイン	0.788
14	ニュージーランド	0.931	15	イタリア	0.069	15	コスタリカ	0.786
16	カナダ	0.929	16	スペイン	0.070	16	フランス	0.784
17	米国	0.926	17	ポルトガル	0.075	17	フィリッピン	0.784
18	オーストリア	0.922	18	アラブ連邦	0.079	18	南アフリカ	0.781
19	イスラエル	0.919	:	:	:	:	:	:
19	日本	0.919	24	日本	0.094	120	日本	0.656

備考：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2020」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」より作成。

注：HDI 人間開発指数 (Human Development Index)：人間開発の3つの基本的な側面、健康で長生きできるかどうか、知識を得る機会があるかどうか、人間らしい生活を送れるかどうかについて、進歩の度合いを長期にわたって測定するための総合的な指標です。具体的には、出生時平均余命、成人の平均就学年数、就学年齢児童の生涯予測就学年数、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出しています。188か国中の順位。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数です。具体的には、妊産婦死亡率、15-19歳の女性1,000人当たりの出生数、立法府の議席に占める割合、中・高等教育への進学状況、労働市場への参加率を用いて算出しています。155か国中の順位。

GGI ジェンダーギャップ指数 (Gender Gap Index)：世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできます。144か国中の順位。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

### 主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大

#### ■現状と課題

人々の暮らしやすい社会を実現するためには、政策へ生活実感の伴う声を反映する必要があり、国民の半数を占める女性が意思決定の場への参画することは必然です。しかしながら、我が国では、政治分野において著しい男女格差があり、そのためにジェンダーギャップ指数(GGI)の順位は大変低くなっています。そこで、女性の政治分野への参画推進に向けて、平成30(2018)年に「候補者男女均等法」が施行されたことにより、政治分野への女性の参画に関する啓発をすすめます。地方公共団体では、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活により密着した行政を担っており、女性の意思決定の場への参画が重要です。市条例第23条では、市は「政策の立案又は方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、積極的格差改善措置として」、市の「附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること」と定めています。

市では、第2次男女共同参画社会基本計画において、令和3(2021)年度までに市の審議会等の女性委員登用率を40%とする達成目標を掲げ、女性の人材養成や人材バンクの登録を進めるなどの取組みを進めてきました。女性委員の登用率は平成28(2016)年では33.6%にとどまりましたが、令和3(2021)年では39.4%まで上昇しました。しかし、一部の審議会では専門分野による性別の偏りのため、女性の参画が進まないところもあります。

また、市民意識調査では、女性は市の審議会や委員会のメンバーの役職に推薦されたとしても断る理由として「役職につく知識や経験がないから」が1位に上がっています。

政策・方針決定過程への女性の参画を図るためには、市条例に基づいて、ポジティブ・アクション※(積極的改善措置)に取り組み、女性の枠を設けるなどします。また、女性が審議会など政策決定の場に積極的に参加し、能力を発揮できるような環境を整備するために、審議会への託児の取組みについての調査研究のほか、制度の見直しに向けた働きかけを行っていくとともに役職者に求められる知識を身につける講座を実施します。

## ■基本的施策と具体的事業

### (1) 政策方針決定への女性の参画促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
23	市の審議会等における女性の参画促進	市の審議会等における女性委員の登用率50%を目標として、女性委員のいない審議会等に対し、あて職委員の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組みを行う。	関係各課
24 新	政治分野への女性の参画に関する啓発	候補者均等法の周知を図るとともに政治分野への女性の参画に向けて、国・県が行う研修などの情報提供を行う。	男女共同参画推進課
25 新	審議会などにおける託児の取組み	市の審議会等における託児の取組みについて調査・研究を行う。	男女共同参画推進課 関係課

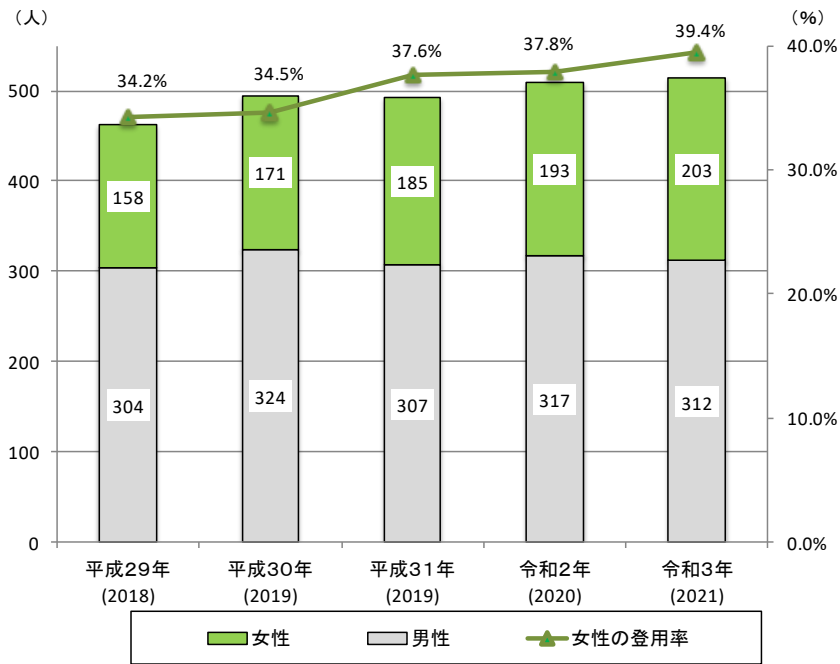
### (2) 女性リーダーの育成

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
26	女性人材の養成	事業者、労組などの各団体に対し、県などが行う講座の紹介や人材養成講座の開催により、女性のエンパワーメントを支援する。	男女共同参画推進課



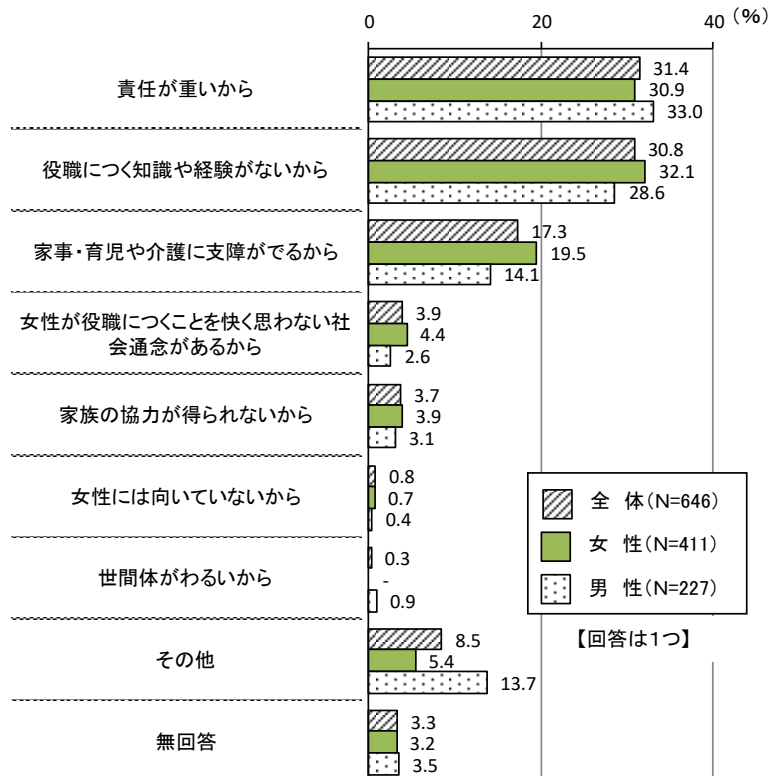
◆参考データ

①審議会等による性別内訳・女性登用率の推移(再掲)



資料：嘉麻市調べ（各年4月1日）

②市の審議会や委員会のメンバーの役職を断る理由〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2(2020)年）



## 主要課題2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備

### ■現状と課題

雇用の場における男女平等の促進に向けては、男女雇用機会均等法やパートタイム労働・派遣労働法などが施行され、また、改正されながら法的整備が進められてきました。平成28(2016)年に女性活躍推進法が施行され、その基本方針では、女性が多くの家庭的責任を担っている状況のもと、労働の場においては男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じている点を指摘し、男性も家庭責任を担えるよう、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備などが必要であるとされています。

市条例第14条では、市は「雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うものとする」とされています。

市民意識調査では、「女性の職業の持ち方」に関する質問については、「結婚や出産にかかわらずずっと職業を持っている方がよい」という就労を継続する働き方への支持が女性では53.6%、男性では55.2%と半数を超え、特に男性では前回調査より大幅に増加していました。一方で、働く女性にとっての職場の問題点では、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」が最も高く、仕事と家庭の両立は依然として課題です。

本市においては、雇用労働は中小企業が中心であり、中小企業振興に関しての市の取組みや推進体制などの施策を総合的かつ計画的に推進するために「中小企業振興基本計画」が策定されています。この計画に基づき、雇用の場における男女平等と法や条例を遵守した労働環境の整備を促進します。

ハラスメントに関しては、平成28(2016)年に育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業を理由とした不利益な扱いに対する防止措置義務が新設され、令和3(2021)年には、男性従業員に対して育児休業制度の周知や意向確認が義務化されました。

令和3(2021)年には労働施策総合推進法が改正され、パワハラ防止の措置も事業主に義務化されました。セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント\*等の様々なハラスメントに対する防止対策が強く雇用主に求められています。事業者に対しては、安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけていきます。

## ■基本的施策と具体的事業

## (1) 男女の均等な機会と待遇の確保

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
27	事業者に対する労働に関する法令の遵守及び周知の徹底と意識啓発及び支援	第2次中小企業振興基本計画の策定により、事業者の現状を把握して、男女雇用機会均等法やパート労働法などの関係法令の周知を図るとともに男女の待遇格差の解消や男性中心型労働慣行の見直しについても啓発する。また、非正規労働者に対する労働法など、権利の周知や理解の促進を図る。	産業振興課

## (2) 働く場における女性の活躍の促進

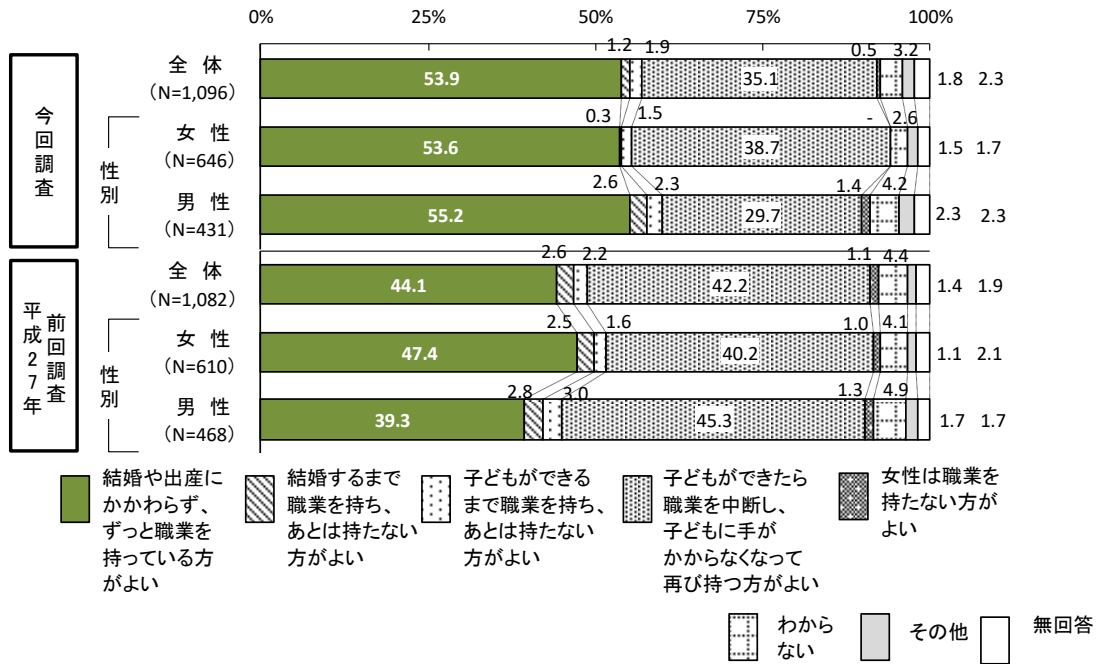
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
28	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	事業者に対して女性活躍推進法及び公正な処遇が図られた働き方に関する情報の普及促進を図り、支援する。	産業振興課 男女共同参画 推進課

## (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止

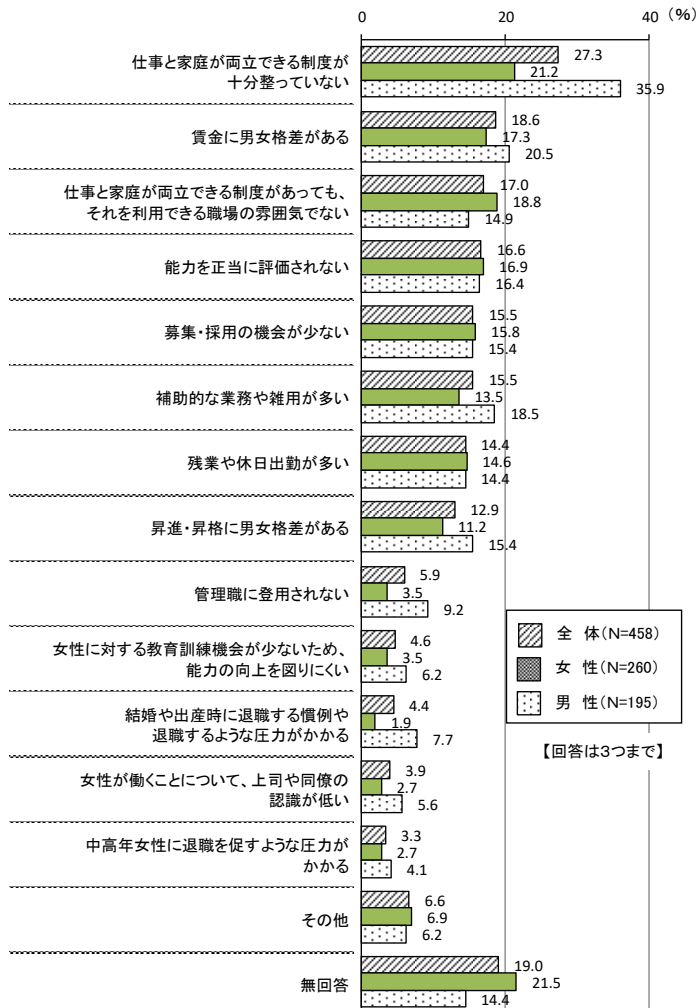
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
29	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等ハラスメント防止に向けた啓発と相談窓口の周知	事業者に対してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに被害者救済のための各相談窓口の周知を図る。	産業振興課 男女共同参画 推進課

## ◆参考データ

①女性が職業を持つことについて [全体、性別] (前回調査比較) (再掲)



②現在の職場で働きにくい点 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

## 主要課題3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

### ■現状と課題

農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進について、市条例第15条では「市は、農林業及び自営の商工業等の分野において、すべての人が性別にかかわらず、対等な構成員として方針の立案又は決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない」と定めています。農林業や自営の商工業における女性は、職住接近という状況の下で、家事も労働もという負担を強いられる反面、働くことに対する応分の報酬が得られにくいという課題があります。

市民意識調査によると、自営業に従事する人の就労状況は、前回調査よりも、女性は「自分名義の預貯金を持っている」「給与・報酬がある」が増えており、経済的自立は進んでいますが、「自分名義の不動産を持っている」「作業や経営計画を最終的に決める権限がある」などは依然として男性の方が女性より高く男性が優位な状況は続いています。

自営業の『家族従業者』も女性の割合が多く、女性は男性よりも周縁的な働き方をしています。

農業においては、女性の労働が正しく評価され、積極的な経営への参画促進と地位向上を図るための意識向上を支援するとともに、家族経営協定\*の締結に向けて取組みを進めます。商工業においては、女性が積極的に参画できるよう関係機関と連携しながら、労働者としての権利の保障や経営参画の確立など、女性の就業条件や労働環境を整備していくよう情報を提供していきます。また、商工業団体に対しては、役員に女性の登用が進むよう、啓発を進めていきます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 農林業における女性の参画促進

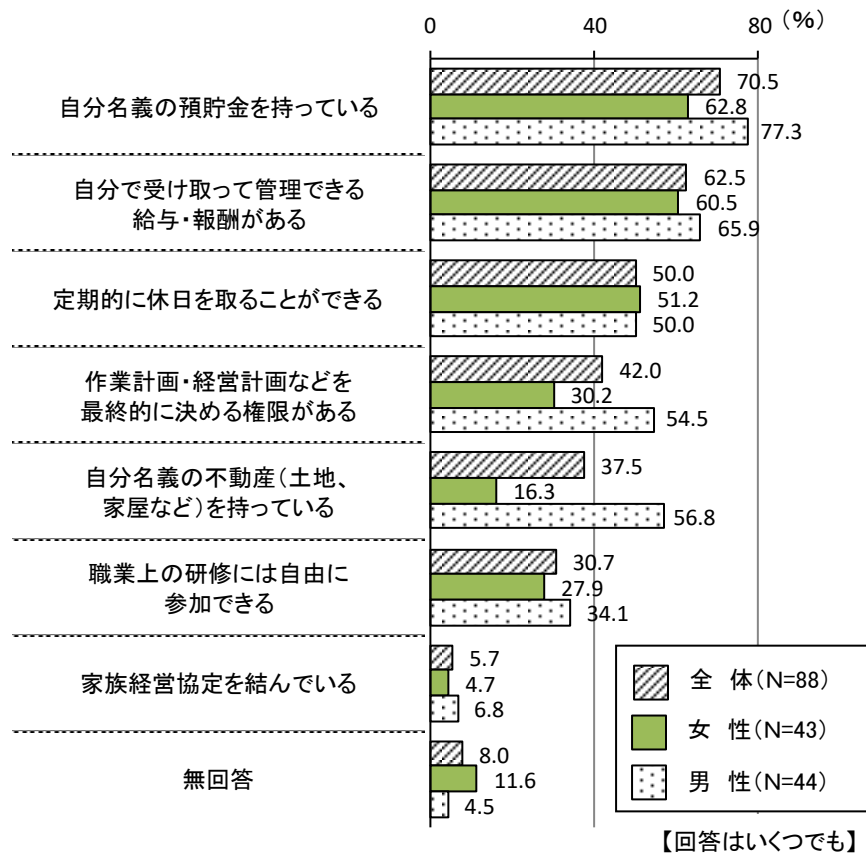
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
30	農林業に従事する女性に対する支援	農林業に従事する女性の経営参画に向けて家族経営協定の締結の取組みを推進する。また、関係機関と連携しながら女性農林業従事者の意識向上や能力発揮を支援するために必要な情報提供を行う。	農林振興課

#### (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
31	商工自営業に従事する女性に対する支援	商工自営業に従事する女性の経営参画に向けての意識向上や能力発揮を支援するため、関係機関と連携しながら能力向上研修やセミナー等の情報提供を行う。また、商工業団体役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める。	産業振興課

◆参考データ

①自営業者の就労状況 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

## 主要課題4 地域における女性活躍の推進

### ■現状と課題

地域社会は生活の重要な基盤であり、子どもの健全な育ちや老後の安心できる暮らし、防災・防犯への助け合いなど多様な生活課題に対し、男女共同参画の視点で取り組む必要があります。現状では、女性が地域活動の多くを支えているため、女性は地域の課題を熟知していますが、決定の場には参画できないために課題解決に結びつかないという問題があります。地域の方針決定の場に女性が男性と対等に参画し、活力のある住みやすい地域社会を形成していかなければなりません。

市民意識調査によると、「PTA会長、子ども会長」「公民館長、行政区の役員」などの地域の役職に推薦された場合、女性は「引き受ける」が2割半ばで前回調査より高くなっています。しかし、「行政区長」では女性は17.3%と低く、行政区を代表し意見をまとめていく立場へのハードルは高いことがわかります。地域の長に女性が就くことが少ない理由として、「男性中心に組織が運営されている（役職や仕事分担、活動時間帯など）から」が約4割と最も高く、次いで「女性が責任のある役を引き受けたがらないから」も高くなっていました。

役職経験のある女性が経験を活かして行政区長への意欲を高めるように、活動に参加しやすくなるような時間帯や仕事の分担を工夫するなど環境整備を進めます。

また、行政区長や農事区長などへの女性登用の意義を伝えていきます。地域の各団体に対して、男女共同参画の実現に向けた意識を醸成するため、団体のすべての構成員に男女共同参画に関する情報が行き渡るような環境の整備に努め、女性の登用の重要性についての啓発を進めていきます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進

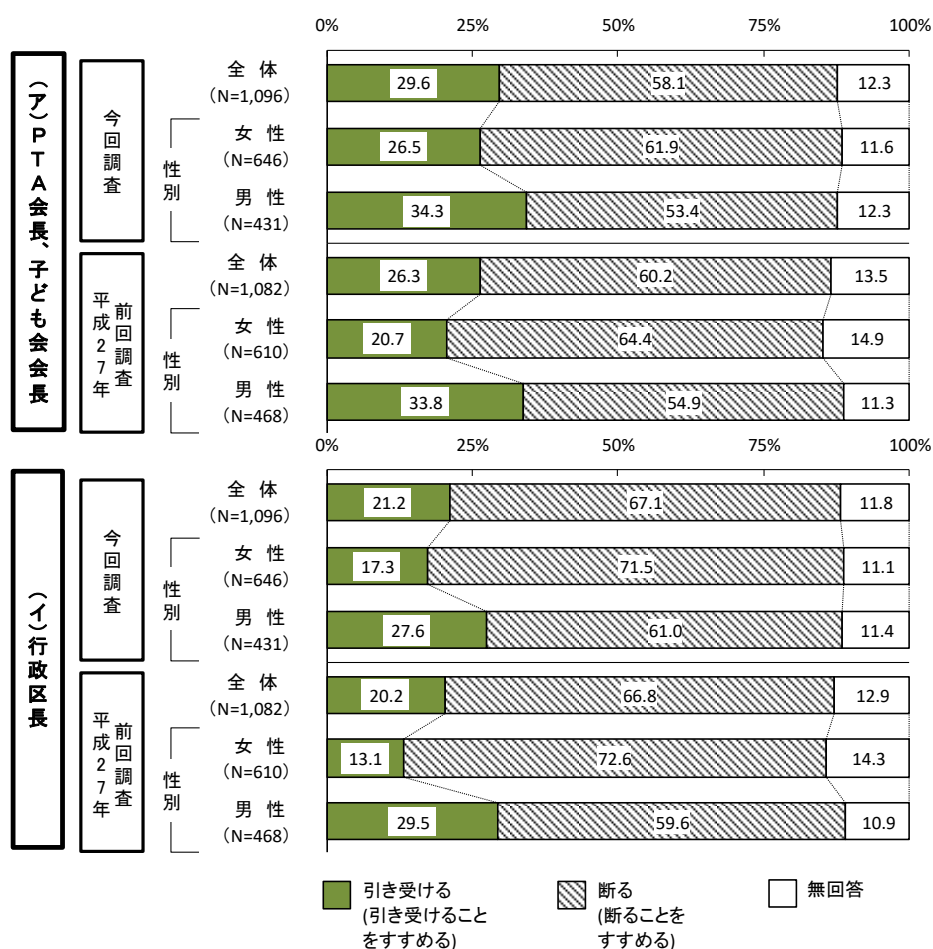
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
32	行政区長への女性登用の促進	男女が共に地域づくりに参加できるよう、団体の自主性を尊重しながら、単位行政区の役員への女性の参画を促進する。	総務課
33	農業委員・農事区長への女性登用の促進	男女が共に農業振興に携われるよう、団体の自主性を尊重しながら、農業委員・農事区長への女性の参画を促進する。	農林振興課

## (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進

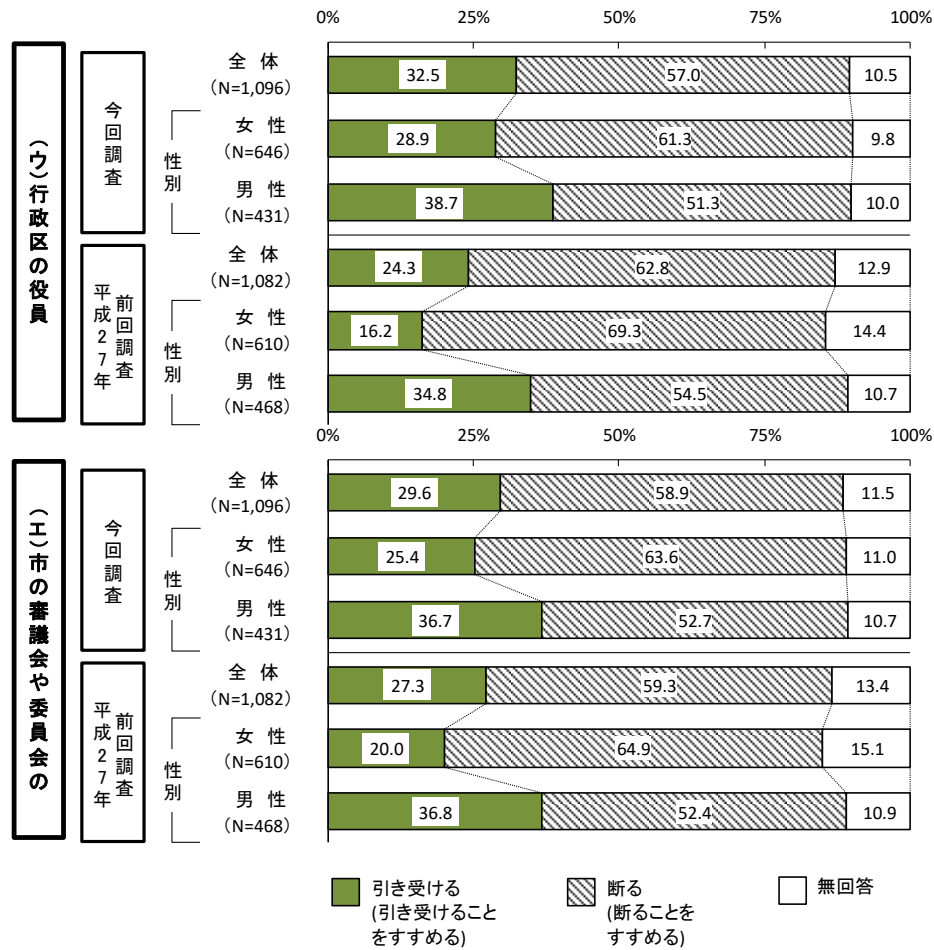
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
34	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発推進及び環境づくり	地域活動の方針決定の場に男女が共に参画できるようにするため、地域活動を行う団体に対して男女共同参画に関する情報提供や啓発を行う。	男女共同参画推進課 関係各課

### ◆参考データ

#### ①地域の役職に推薦された場合の対処 [全体、性別] (前回調査比較)

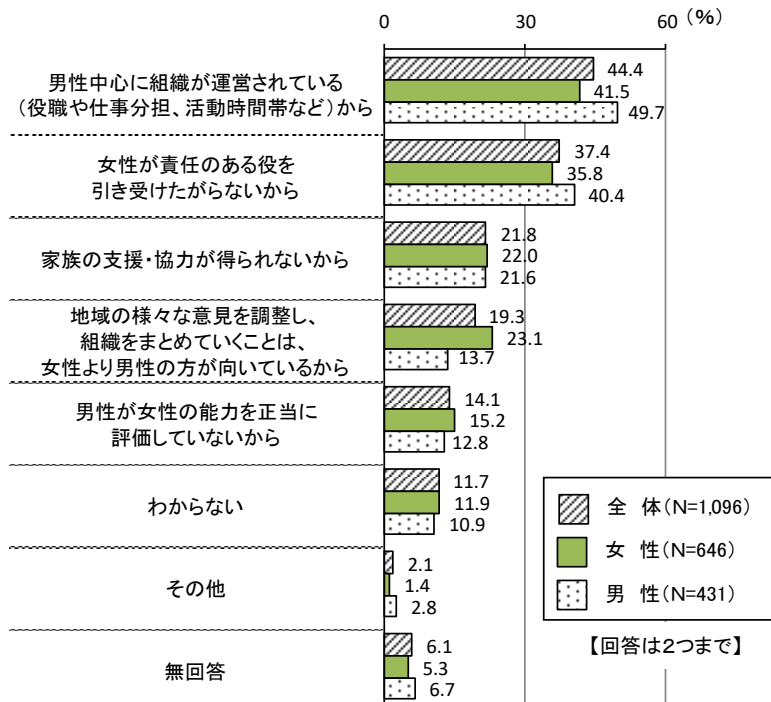


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」 (令和2(2020)年)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

②地域の長に女性が就くことが少ない理由 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）



## 基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

### 主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる ワーク・ライフ・バランスの実現

#### ■現状と課題

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現について多くの市民が仕事と家庭・地域における活動との両立を理想としていますが、実際の生活では、男性は「仕事を優先」が多くなっています。他方、女性は共働きであっても「炊事・掃除・洗濯などの家事」について『主に妻』が87.2%と高く、共働きの男性でも82.9%が『主に妻』と回答しているように、女性は仕事と家事の二重負担の傾向がみられます。このように固定的性別役割分担がワーク・ライフ・バランスの実現を阻んでいることがわかります。また、母親が一人で家事・育児を担う「ワンオペ育児」が問題視されていますが、育児休業や介護休業を利用したくても利用できないという男性の理由としては「職場に休める雰囲気がないから」が6割と高くなっています。

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備は国としての課題であり、令和3(2021)年6月に育児・介護休業法が改正されて、妻が妊娠・出産した男性従業員に対して育児休業制度等に関する個別の周知・意向確認を事業主に義務づけています。また子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な産後パパ育休が創設され、令和4(2022)年10月から施行されます。

本市においても、市条例第3条基本理念(4)に「家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。」が掲げられており、この理念にのっとり、事業者等に対しては「仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備」などに努めなければならないとされています。市条例に基づき、本市ではワーク・ライフ・バランスの実現に向けて様々な施策を実施しています。男性の生活自立を目指して料理教室を実施するなど、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現が市内事業所への率先垂範となるように、市長が「嘉麻市イクボス宣言」を行っています。今後とも、男性が仕事と家庭や地域活動とが両立できるように、学習機会の提供や市民への啓発を進めます。また、子育てや介護を男女が共に担うための支援体制を整備し、性別や仕事の有無に関わらず、子育てや介護に安心して参画できるよう施策を充実します。

仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度については、市民に最新情報を提供するとともに、事業者に対しても周知・啓発していきます。また、このたびの育児・介護休業法改正では中小企業においても従業員への休業制度の周知のための研修が義務化されており、県や商工会が実施するセミナー等の情報を提供します。さらに、市議会においては、議会と家庭生活との両立支援を促進するための環境整備を進めます。

## ■基本的施策と具体的事業

## (1) 男性の家庭生活における自立支援

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
35	男性に対する学習機会の提供	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男性が日常生活における自立に必要な生活技術を身につけるための等学習機会を提供する。	生涯学習課 関係各課

## (2) 男性の地域活動への参画促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
36	男性に対する地域活動への参画を促進するための啓発	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、多様な地域活動への参画を促進するため、男性の職場優先の意識やライフスタイルの見直しに関する広報や啓発を行う。	男女共同参画 推進課

## (3) 子育て支援施策の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
37	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、母親・父親が共に安心して育児と仕事を両立できるよう支援策を推進する。男性の育児に関わる意識を醸成する啓発とともに女性が育児と仕事の両立を安心してできるよう支援を充実する。	こども育成課 子育て支援課
38	講座等における託児の実施	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、子育てに関わる人の社会参加や学習ニーズに対応できるよう市が行う講座、研修会等に託児を実施する。	関係各課

## (4) 介護支援施策の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
39	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女が共に介護を担うための啓発に努め、安心して介護と仕事が両立できる施策を進める。制度利用者や家族介護者に対して、男女共同参画の視点を踏まえて個々の状況に細やかに対応する支援を行う。	高齢者介護課

(5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
40	両立支援に関する法令や制度等の情報の提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、家事や育児と仕事との両立支援に関する法令や制度について情報提供する。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市広報や講座などを通じて市民への啓発を進める。	男女共同参画推進課

(6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備

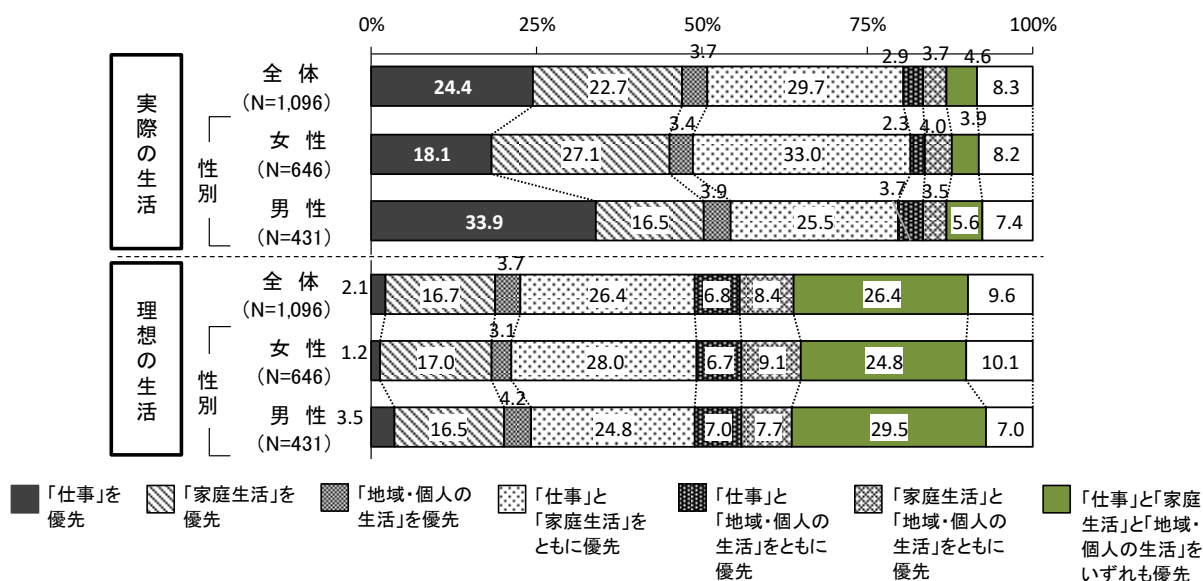
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
41	両立支援に関する法令の遵守及び周知	事業者に対してアンケート調査の実施により現状や実態を把握して、両立支援のための関係法令や制度の周知啓発や支援を行う。 また、県や商工団体の研修やセミナー等について情報提供し、働き方改革等について啓発を行う。	産業振興課

(7) 市議会における両立支援のための環境の整備

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
42 新	市議会における家庭生活との両立支援のための環境整備	議会における妊娠・出産・育児・介護による欠席事由の拡大及び研修会を開催する。	議会事務局 男女共同参画推進課

◆参考データ

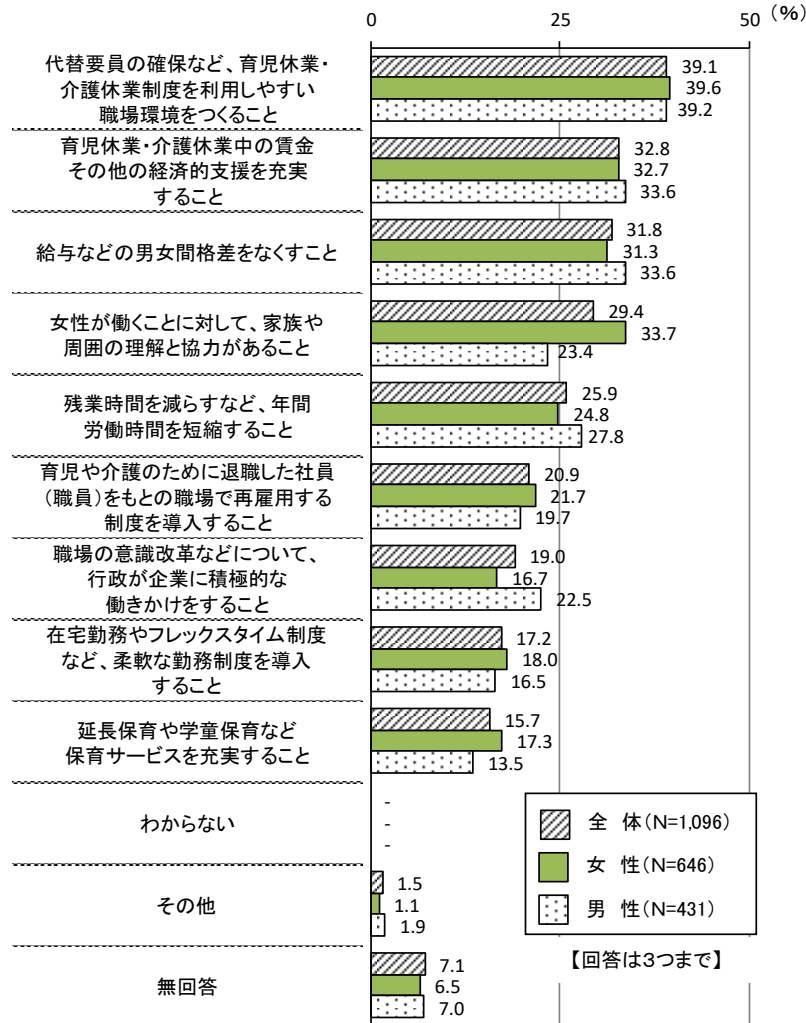
①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実際と理想の生活 [全体、性別]



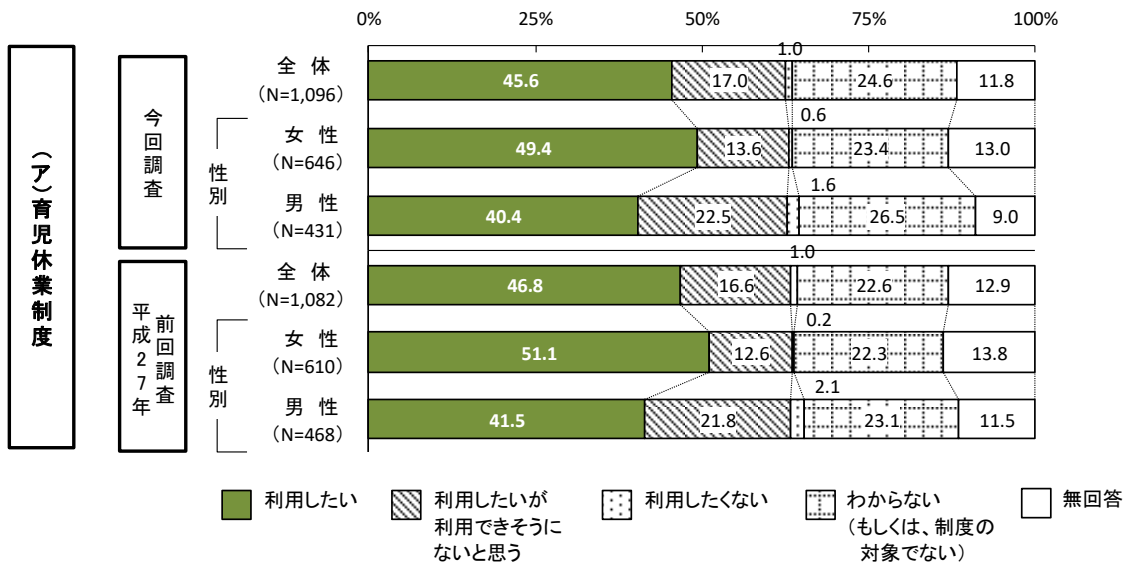
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年） □ 無回答

②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するための条件整備

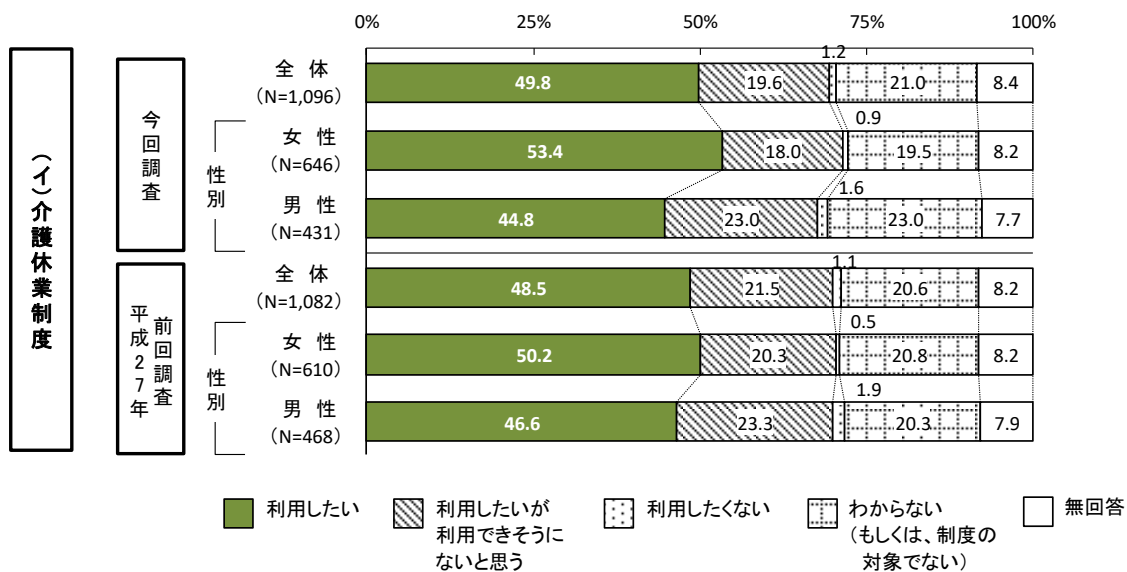
[全体、性別]



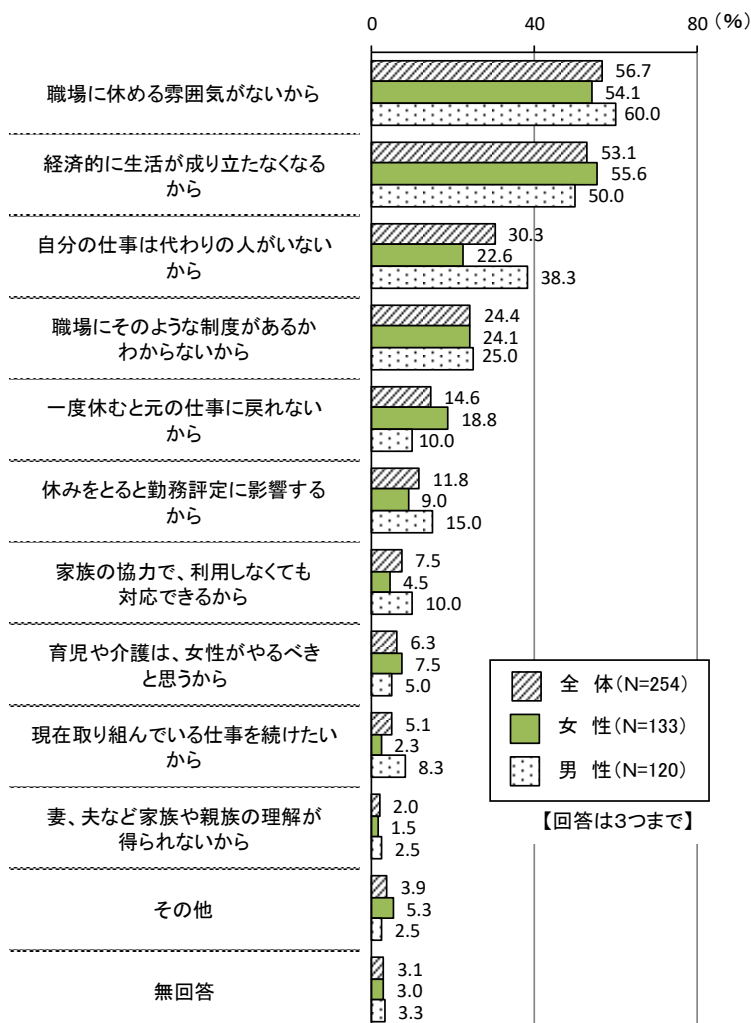
③育児休業・介護休業制度の利用意向 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)



④ 育児休業・介護休業制度を利用できそうにない、利用しない理由 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」 (令和2 (2020) 年)

## 主要課題 2 生涯を通じた健康推進

### ■現状と課題

男女が対等に社会に関わるために健康の保障は基盤となります。これまで市においては、思春期から妊娠期、更年期、高齢期にわたり、切れ目のない健康支援体制を構築してきました。市条例第3条の基本理念(6)は「男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること」とされ、女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の保障が掲げられています。

市においては、結婚や出産を経て就労を継続する女性が増加しており、職業生活と両立しながら安全に子供を産み育てることができるよう健康への支援が求められます。また、令和3(2021)年の育児休業法の改正によって、配偶者の出産時に男性の産休(産後パパ育休)も取得可能となったことから、妊娠・出産期において父親が関わる可能性が大きくなっています。さらに、多方面における女性の活躍促進に伴い、職場等において基幹的な役割を担う年齢の女性が健やかに更年期を過ごせるような環境整備も重要です。一方、男性においても、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや根強い固定的性別役割分担により定年後の孤立のリスクも高いことから、女性とは異なる課題に基づいた健康支援が求められます。これまで市においては、思春期から妊娠期、更年期、高齢期にわたり、切れ目のない健康支援体制を構築してきました。今後も「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」については、SDGsの目標5「ジェンダー平等」に基づき国際的な視点で市民への意識啓発を進めます。また、教育の場においては包括的性教育の視点に立ち、思春期の青少年に対して男女ともに性と生殖に関する健康の重要性を理解し、主体的に健康を管理するとともに相手の心身の健康を尊重する意識を醸成するよう啓発します。

母子保健事業においては、父親の立場で女性の健康支援に参画できるよう父子手帳を交付し、出産後の母子の健康保持についてきめ細かな指導や相談に取り組みます。さらに成人期や高齢期に至る健康の増進に取り組みます。

## ■基本的施策と具体的事業

### (1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
43	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の啓発	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)について意識が浸透するよう市広報等による周知や学習機会を提供する。	子育て支援課 男女共同参画推進課
44	母子保健事業等の充実	母子手帳交付時の父子手帳交付等、男女が共に協力し合いながら妊娠・出産に臨めるよう支援する。また、妊娠・出産期とともに出産後も母子の心身の健康保持について保健指導や相談など支援に取り組む。	子育て支援課

### (2) 生涯を通じた健康づくり

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
45	思春期における保健対策の推進	包括的性教育の視点に立ち、思春期の青少年に対して発達段階に応じた性教育を実施し、お互いの人権を尊重して認め合う保健や性に関する知識の啓発を行う。	学校教育課
46	成人期・高齢期における健康支援	男女のライフステージに応じた特有の疾病等に関する知識の普及や各種健康診査を実施する。	健康課
47	健康相談の充実	各ライフステージで起こる健康問題や心の悩み等について相談体制の充実を図る。	健康課



## 主要課題3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

### ■現状と課題

平成18(2016)年、国連の女性差別撤廃委員会は、マイノリティ\*女性への複合的な差別問題があるとして日本に勧告しています。また、SDGsの第3目標では、「すべての人に健康と福祉を」と掲げていますが、困難を抱えた立場の人たちは孤立しがちで、支援の手が届くにくいという課題があります。

令和2(2020)年11月に内閣府男女共同参画局調査室「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がより女性に深刻であるため「女性不況」の状況にあると緊急提言を出しています。コロナ下にあって生理の貧困など若年女性が抱える貧困問題、家族の介護を担うヤングケアラー問題など新しい課題が顕在化してきました。これらの課題に対応すべく、同年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」では、第6分野に「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」を定めており、障害があること、外国人やルーツが外国であること、被差別部落に関すること、加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、男女共同参画の視点に立ち、きめ細かな支援を行い、多様な困難を抱える全ての女性等が安心して暮らせるための環境整備を進めるとしています。

本市の令和3(2021)年の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は40.0%で、全国平均(29.1%)より高く、令和22(2040)年には46.7%に達すると見込まれており、高齢女性に対する支援はより重要となっています。また、市条例第16条では、ひとり親家庭に対する支援について、「男女共同参画施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父がその個性及び能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な支援に努めるものとする」としています。

市では、これまで高齢者やひとり親家庭など多様な困難を抱えた人たちが安心して暮らせるよう、ジェンダーの視点で環境の整備に取り組んできました。今後とも、様々な困難を抱えた人々が、女性という理由でより不利な状況に置かれることがないように持続的に社会との関わりを持つ機会を提供するとともに、個別の事情に応じた支援を得ることができるよう市や国、県の情報を提供し、より利用しやすい相談窓口となるよう工夫します。

ひとり親家庭に対しては、経済的援助や生活援助に関する国や県の制度についての周知を徹底するとともに、子どもの養育や就労問題などの多様な悩みに対応できるよう、相談員を配置して、内外の相談機関との連携を強化し、相談体制を充実します。また、新たな課題となっている、様々な困難や生きづらさを抱えて支援が届いていない若年女性の問題解決のために様々な関係機関と連携しながら、相談や制度の情報を提供していきます。「ヤングケアラー\*」問題に対しては、まずは実態を把握して、支援体制を構築していきます。



## 基本的施策と具体的事業

### (1) 高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
48	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等の地域・社会活動へ参画するための環境整備	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等が社会の構成員のひとりとして活動できるよう関係機関と連携を図りながら、社会参画ができるよう支援する。	人権・同和対策課 社会福祉課 高齢者介護課
49	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等に対する相談体制の充実	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等が安心して相談できるよう相談体制を充実し、必要なサービスが適切に提供できるよう各施策・サービス情報を発信する。	人権・同和対策課 社会福祉課 高齢者介護課

### (2) ひとり親家庭への支援の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
50	ひとり親家庭に対する各種制度の周知	ひとり親家庭への生活援助に関する各種制度について必要な家庭への周知を徹底し、各種の支援につなげる。	こども育成課
51	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員を配置して相談体制の充実を図り、関係機関との連携の強化により自立への援助を進めて、貧困の連鎖を断ち切るよう努める。	子育て支援課 関係各課
52	父子家庭に対する支援	父子家庭の相談に応じて、家事の負担が大きいなど、個々の事情に寄り添い適切な支援を行う。	子育て支援課

### (3) 様々な困難を抱えた女性等への支援

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
53 新	様々な困難を抱える若い女性への支援	様々な困難や生きづらさを抱えて、法や制度の隙間でどこにも支援がつかない若い女性への相談窓口の周知と支援の情報提供。	男女共同参画 推進課 関係各課
54 新	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	家族の介護や世話に追われるヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子どもの実態を把握し、子どもが利用しやすい相談窓口の整備など関係機関の連携のもと支援体制の構築を図る。	子育て支援課 学校教育課 関係各課
55 新	事業所(福祉・介護施設)等の職員への男女共同参画の啓発推進	介護施設や福祉施設の職員に対して、男女共同参画の視点を学ぶ研修の実施など啓発に取り組む。	男女共同参画 推進課 関係各課

## 主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

### ■現状と課題

災害時には平常時における社会課題が顕著となります。平成28(2016)年熊本地震、平成29(2017)年九州北部豪雨など、近年、県内外で大規模な災害が発生しました。地域など様々な意思決定の場に女性が参画していないと、被災の現場で女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じています。平常時から防災活動への女性の参画を進めていかなければなりません。

市民意識調査によると、災害に備えるために今後必要なことについて尋ねた結果では、女性では「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」や「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」など、現状でケア役割を担うことが多い立場からの要望が高くなっています。男性では、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」や「避難所の運営に女性も参画できるようにする」などの項目で女性より高く、女性の主体的な参画が求められています。一方で、日頃の地域活動・社会活動の場について「男性優遇」と感じる割合は女性の半数近くにはのぼって男性を大きく上回り、地域における女性の不平等感は強くなっています。

令和3(2021)年に策定された「嘉麻市地域防災計画」においては、「男女共同参画の視点に基づいた多様な視点からの取組みの推進」として「男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組みを推進する。市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する」ことを基本方針に掲げています。市では、これまで、男女共同参画に関わる市民団体と連携しながら、地域防災計画を男女共同参画の視点で見直し、地域の防災体制について学習会を開催するなど取組を進めてきました。

今後は、防災担当課への女性の積極的配置を行い、意思決定の場への女性の登用を推進するために、日ごろから地域における男女平等、男女共同参画意識を高め、非常時こそ男女共同参画の視点が必要であることへの理解を進めるための啓発をさらに進めていきます。また、ジェンダーの視点を取り入れた地域の防災体制を整備するとともに、「避難所運営マニュアル」についても必要に応じて見直しを行い、「嘉麻市地域防災計画」を男女共同参画の視点に立って実施するよう促進していきます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 地域防災力を高めるための男女共同参画の意識づくり

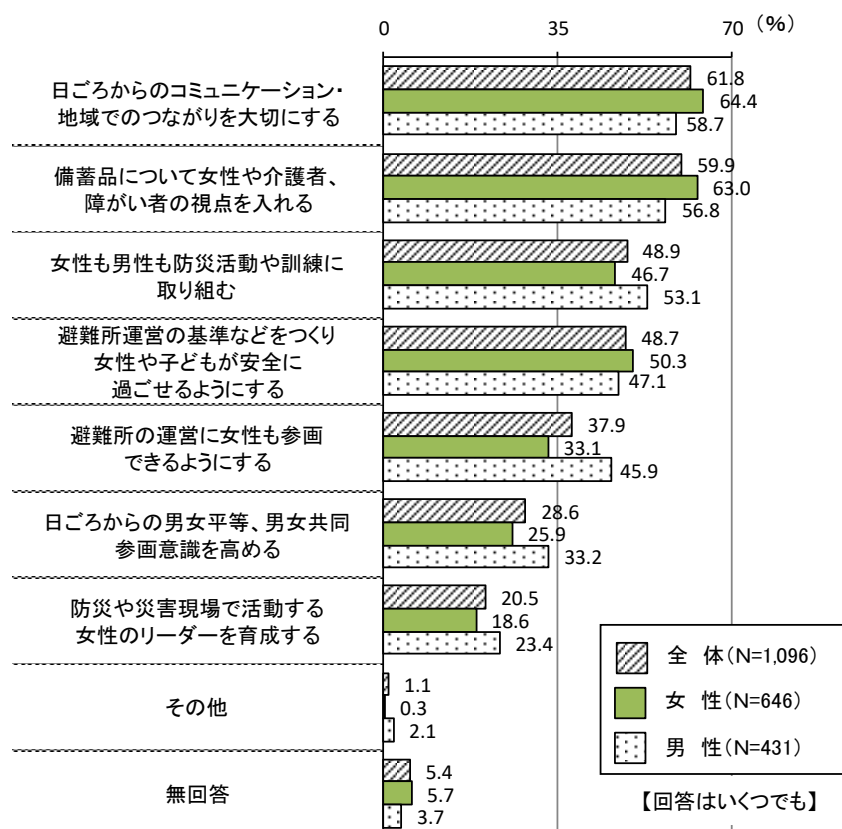
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
56	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	地域における自主防災組織等の設立にあたっては、組織における女性役員の参画を促進する。	防災対策課

## (2) 男女共同参画に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
57	嘉麻市地域防災計画に添った運用の促進	避難所運営マニュアル等、男女共同参画の視点が反映されるよう関係団体との協働しながら改定し、充実する。	防災対策課
58 新	防災担当課への女性職員の積極的配置	男女共同参画の視点に立って市民との連携のもと地域防災計画を実施するため担当課に女性を配置する。	人事秘書課

### ◆参考データ

#### ①災害に備えるために今後必要なこと [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2（2020）年）

## 基本計画を推進するための取組み

本計画は男女共同参画の理念を基盤としており、多様な施策が広く多岐にわたっているため、計画を着実に実施していくためには、庁内で連携した推進体制が不可欠です。

本計画を推進するためには、まず、市民や市職員の男女共同参画に関する意識や事業の現状のほか、計画の進捗状況等を定期的に把握し、客観的に評価をしながら、施策の推進にあたっていく必要があります。また、市職員が市民に率先して男女共同参画に向けた行政内部での取組みを進め、市民に対する模範を示し率先垂範となることが重要です。また、市長の附属機関である嘉麻市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ男女共同参画社会基本計画の策定・変更、計画の進捗管理について調査審議し、これらの事項について市長に意見を述べます。同時に男女共同参画推進委員は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等の苦情の処理や人権侵害における被害者の救済に努めます。

男女共同参画の拠点施設では、各種事業の充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいっそう図れるよう、その機能を強化します。さらには、男女共同参画に関する市民や市民団体と互いに連携を図りながら、協働して課題解決に向けた取組みをすすめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本計画を推進するための取組みとして、3つの主要課題を掲げました。

### 主要課題1 組織体制の強化、充実

#### ■現状と課題

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。これらの施策の整合性を保つため、嘉麻市男女共同参画推進本部において、庁内各課の連携を図り、総合調整をしたうえで、一元的に施策の進行管理を行います。多種多様な施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、各課に配置した男女共同参画庁内推進員のいっそうの活用を図ります。

職員一人ひとりに男女共同参画の理念を浸透させるため、定期的に職員の意識調査を実施して、その課題を把握し、男女共同参画やハラスメント、またコロナ禍で顕在化してきた新しい行政課題に対応するための研修を実施し、職員の意識改革を図ります。

「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて策定された「嘉麻市特定事業主行動計画」を推進します。行動計画では、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、女性職員の登用については、女性職員の管理職登用の拡大を図っていくためにも、職域拡大を推進し、研修などを実施して人材育成に取り組み、個人の能力を十分発揮できる環境を整備していきます。

各課の所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別で異なる課題や状況があることから、ジェンダー統計によって、性別の違いによる課題やニーズの把握に努め、より実効性の

高いものにします。市条例では、「すべての人は、公衆に表示する情報において」、「性別による固定的な役割分担及び差別を連想又は助長する表現」などを行わないと定められています。

市の広報や出版物は公共性や信頼性が高く、市民への影響が大きいことから、「表現における男女共同参画に関するガイドライン」作成し、イラストや文章などに配慮し適切な表現となるよう、周知徹底します。

## ■基本的施策と具体的事業

### (1) 推進本部による一元管理の徹底

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
59	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進に向けて、第3次計画の各施策の全庁的な推進のために、市長を本部長として総合調整を行う男女共同参画推進本部体制の充実を図る。	男女共同参画推進課

### (2) 男女共同参画庁内推進員の活用

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
60	男女共同参画庁内推進員の活用	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画庁内推進員による計画の各施策の進捗状況の管理など積極的な活用を図る。	男女共同参画推進課

### (3) 職員の意識改革

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
61	職員の意識調査の実施	行政内部における男女共同参画に関する課題解決の基礎資料となる調査を実施してハラスメント等の実態を把握し、結果を踏まえて研修等職員の意識改革に取り組む。	人事秘書課
62	職員への男女共同参画に関する理解の促進	嘉麻市特定事業主行動計画に基づき、職員に対して効果的な業務運営や良好な職場づくりなどワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する。また、男女共同参画の視点をもって施策を推進するために、男女共同参画に関する職員の理解を深めるよう情報提供を行う。	人事秘書課
63	職員への男女共同参画に関する研修の充実	LGBTQなどの性的少数者や防災などの新しい課題に対応した男女共同参画に関する研修を積極的に行い、理解を深める。	人事秘書課
64	職員及び教職員に対してハラスメント防止の啓発と推進	男女が対等なパートナーとして働ける職場となるよう、職員及び教職員に対しセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止の研修を強化・充実する。	人事秘書課 学校教育課

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
65	所管事業におけるジェンダー統計の推進	所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別の違いによる課題やニーズの把握に努める。	全 課
66	広報紙等の作成における男女共同参画の視点の配慮	市の広報やポスター、チラシ作成において男女共同参画の視点立った表現となるよう「表現における男女共同参画に関するガイドライン」を作成して職員研修等により周知徹底を図る。	全 課

## (4) 市における女性職員の登用

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
67 新	「嘉麻市特定事業主行動計画」の周知と推進	嘉麻市特定事業主行動計画について、職員への周知を徹底し、計画に基づく各施策の推進を図る。	人事秘書課
68 新	女性職員の職域拡大	女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに女性職員の職域拡大に向けて研修などを実施して人材育成に取り組む。個人の能力を十分発揮できる職場づくりを進める。	人事秘書課



## 主要課題2 拠点施設の充実

### ■現状と課題

市条例第20条には、「市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設を設置するものとする」と定められています。

男女共同参画推進課では、市民に対して、男女共同参画に関する啓発活動や苦情処理を実施しており、「女性相談窓口」も設置し、女性が抱えるさまざまな悩みや問題についての相談業務を行っています。また、男女共同参画に関する情報の提供や各種講座の紹介、関連図書の閲覧・貸出しなどを行っており、市民団体の活動のみならず、庁内に対しても、男女共同参画の視点から総合的な支援を進めています。

今後も、男女共同参画の拠点施設において、各種事業の更なる充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいつそう図れるよう、その機能を強化していきます。

### ■基本的施策と具体的事業

#### (1) 男女共同参画の拠点施設の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
69	男女共同参画の拠点施設の充実	男女共同参画推進の拠点施設において第3次計画を積極的に推進するため、閲覧可能な男女共同参画関連資料を整備して機能の充実を図り、市民や関係団体の活動支援を行う。	男女共同参画推進課

## 主要課題3 市民と行政の協働による推進

### ■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民及び事業者等との連携が重要です。市が策定した「第2次男女共同参画社会基本計画」に基づく各施策の実施状況については、市民からの公募委員や地域の各団体の推薦を受けた委員などで構成される「嘉麻市男女共同参画審議会」により評価や提言を受け、その結果を公表していきます。

また、市条例第26条では、「(1)市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情 (2)性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済」を目的として嘉麻市男女共同参画推進委員を定めており、今後ともこの推進委員制度を活用していきます。

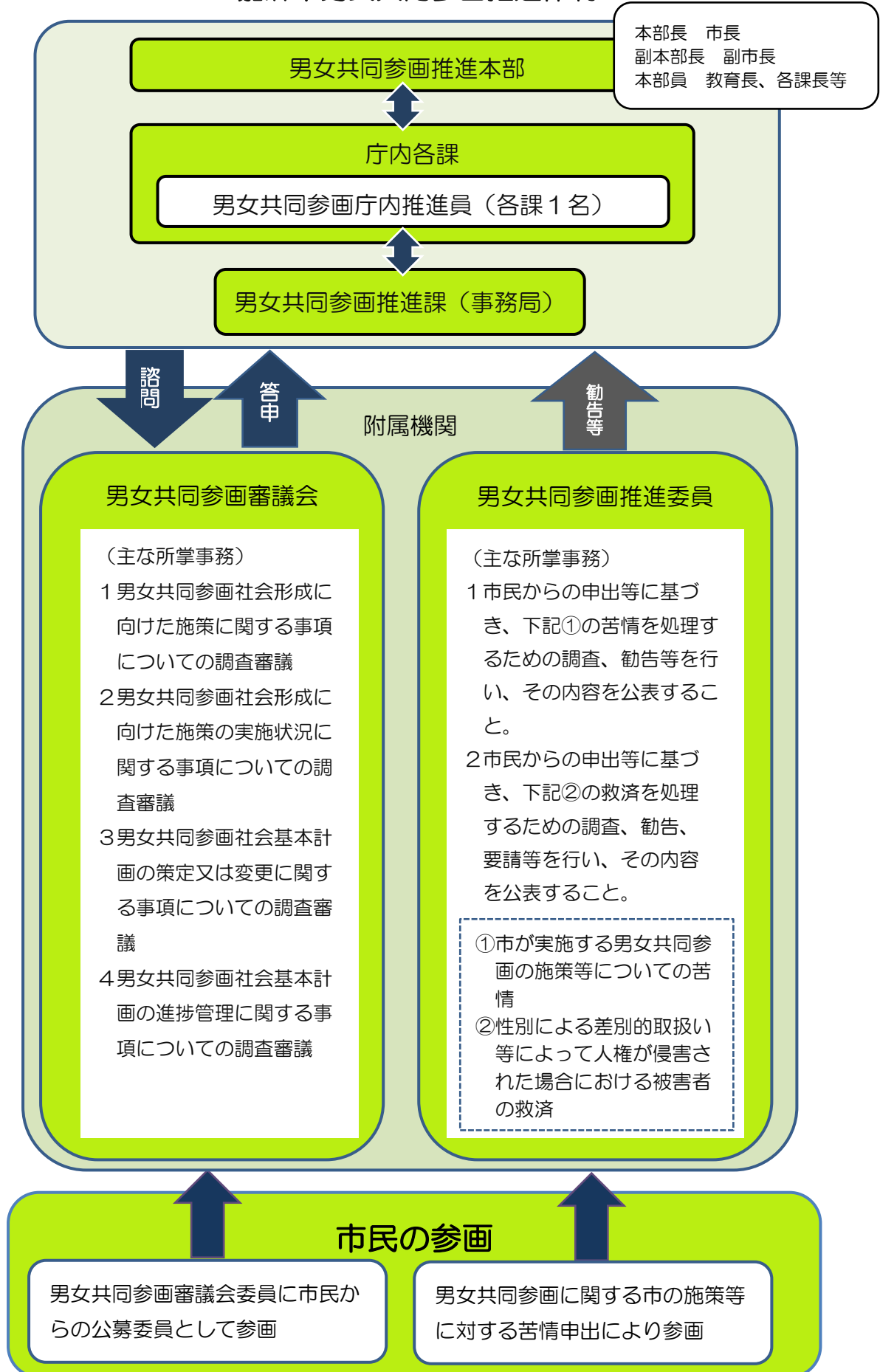
市条例第4条では、市は、男女共同参画を推進するに当たっては「市民及び事業者等と協力しなければならない」と定められ、第13条では「市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする」と定めています。市条例に基づき、男女共同参画に関する活動を行う市民や市民団体を支援するとともに、互いに連携を図りながら、協働して課題解決に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

### (1) 市民と行政の協働による推進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
70	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進委員制度の運用促進	男女共同参画に関する市の施策について調査審議を行う男女共同参画審議会の公募委員に市民が参画することにより、市民としての意見を施策に反映させる。また、男女共同参画に関する市の施策に対する苦情を処理する男女共同参画推進委員の制度運用により、市民からの意見を施策に反映させる。	男女共同参画推進課
71	男女共同参画に関する推進状況の公表	男女共同参画に関する計画の各施策について各担当課の進捗状況を把握し、男女共同参画審議会において評価・検証してその結果を広く市民に公表する。	男女共同参画推進課
72	男女共同参画に関する市民団体への支援と連携	男女共同参画社会の推進を目的とする市民や市民団体の活動を支援するとともに連携を図る。	男女共同参画推進課



# 嘉麻市男女共同参画推進体制



## 成果指標

1. 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
2. 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
3. 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度（目標年度）までの5年間です。

1. 市の審議会等における女性の参画推進  
女性委員登用率 現行の39.4%から50%を目指します  
〈担当課：関係課〉

※第5次福岡県男女共同参画計画では、県内市町村における「市町村審議会等委員に占める女性の割合」の目標値を40%（目標年度令和7(2025)年度）としています。

2. 行政区長への女性登用の促進  
現行の10%から13%を目指します  
〈担当課：総務課〉

※第5次福岡県男女共同参画計画では、県内市町村における「自治会長における女性の割合」の目標値を13%（目標年度令和7(2025)年度）としています。

3. 農業委員への女性登用の促進  
現行の2人から4人を目指します（定員15人）  
〈担当課：農業委員会事務局〉

4. 自主防災組織の女性役員参画の促進  
自主防災組織の女性役員の割合を  
現行の26.3%から40%を超えることを目指します  
〈担当課：防災対策課〉

5. 女性人材バンク登録者数  
女性人材バンクの名簿登録者数を現行の16人から30人を  
超えることを目指します  
〈担当課：男女共同参画推進課〉



# 資料編

---



## ○嘉麻市男女共同参画推進条例

平成22年6月29日条例第9号  
 改正 平成24年9月26日条例第23号  
 平成28年3月17日条例第5号  
 平成29年6月27日条例第23号  
 平成30年6月26日条例第31号

### 目的

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 基本的施策等
  - 第1節 男女共同参画社会基本計画及び配偶者暴力防止基本計画並びに推進体制の整備等(第10条—第12条)
  - 第2節 男女共同参画推進のための支援(第13条—第18条)
  - 第3節 男女共同参画推進のための取組(第19条—第25条)
- 第3章 嘉麻市男女共同参画推進委員(第26条—第36条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第37条—第46条)
- 第5章 嘉麻市男女共同参画審議会(第47条—第49条)
- 第6章 雑則(第50条)

### 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を發揮できる社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利、非営利を問わず、事業又は活動を行うものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該

言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)又はごく親しい関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が發揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画を推進する施策(積極的格差改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力しなければならない。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、市の男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

**第 6 条** 事業者等は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるなど、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等が市と工事請負契約等のため業者登録をする場合においては、当該事業者等は、市が男女共同参画の推進状況について報告を求めることに応じるよう努めるものとする

(教育に携わる者の責務)

**第 7 条** 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない

(補助金を受けるものの責務)

**第 8 条** 市の補助金を受けるものは、前 3 条に定める責務のほか、男女共同参画に関する理解を深めるための学習の機会を設けるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 30 年条例 31 号〕)

(性別による差別的取扱い等の禁止)

**第 9 条** すべての人は、あらゆる分野において性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

3 すべての人は、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担及び差別を連想又は助長する表現

(2) 男女間における暴力等を連想又は助長する表現

(3) 男女共同参画の推進を阻害する表現

## 第 2 章 基本的施策等

### 第 1 節 男女共同参画社会基本計画及び配偶者暴力防止基本計画並びに推進体制の整備等

(改称〔平成 29 年条例 23 号〕)

(男女共同参画社会基本計画)

**第 10 条** 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画社会基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画社会基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第 47 条に規定する嘉麻市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画社会基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(配偶者暴力防止基本計画)

**第 10 条の 2** 市長は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、配偶者暴力防止基本計画について準用する。

(追加〔平成 29 年条例 23 号〕)

(男女共同参画推進体制の整備)

**第 11 条** 市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために、嘉麻市男女共同参画推進本部を設置し、市長を本部長とする必要な体制の整備を図らなければならない。

(年次報告)

**第 12 条** 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 2 節 男女共同参画推進のための支援

(男女平等推進活動に対する支援)

**第 13 条** 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等の労働環境改善のための支援)

**第 14 条** 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うものとする。

(農林業及び自営商工業等に対する支援)

**第 15 条** 市は、農林業及び自営の商工業等の分野において、すべての人が性別にかかわらず、対等な構成員として方針の立案又は決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(ひとり親家庭に対する支援)

**第 16 条** 市は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父がその個性及び能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立に対する支援)

**第 17 条** 市は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等に対する支援)

**第 18 条** 市は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止するため必要な施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めるものとする。

### 第 3 節 男女共同参画推進のための取組

(啓発活動等の実施)

**第19条** 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、市民及び事業者等の理解を深め、意識の高揚を図るため、当該市民及び事業者等に対し、情報提供及び啓発活動を実施するものとする。

(拠点施設の設置)

**第20条** 市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

(調査研究)

**第21条** 市は、男女共同参画施策の策定に必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育の充実)

**第22条** 市は、基本理念にのっとり、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女共同参画を推進する教育の充実を図るものとする。

(政策の立案又は方針の決定の過程における男女共同参画)

**第23条** 市は、市又は事業者等による政策の立案又は方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、積極的格差改善措置として、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること。
- (2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(就業における模範的措置)

**第24条** 市は、就業の場における男女共同参画推進の模範を示すため、次の内容を旨とする施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 男女職員双方の職域の拡大を図るとともに、管理職等への女性の登用を促進するための能力開発等の環境づくり
- (2) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり
- (3) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(国際的協調)

**第25条** 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 嘉麻市男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

**第26条** 市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

- (1) 市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済

2 推進委員の定数は、2人とし、その構成は、男女各1人とする。

3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。

(推進委員の職務)

**第27条** 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。

(2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。

(3) 制度改善のための意見を表明すること。

(4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(独任制)

**第28条** 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表推進委員)

**第29条** 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。

2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(推進委員の任期)

**第30条** 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。ただし、推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(推進委員の責務)

**第31条** 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政治的目的、営利目的等のために利用してはならない。

(推進委員の除斥)

**第32条** 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情及び救済の申出についての処理に関わることができない。

(推進委員の兼職の禁止)

**第33条** 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(推進委員の守秘義務)

**第34条** 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、また、同様とする。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)



(推進委員の解嘱)

**第35条** 市長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障等のために職務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) その他推進委員として著しく不適切な言動等があると認められる場合

(関係機関等との連携)

**第36条** 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない

#### 第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

**第37条** 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

- 2 何人も、市、市民又は事業者等から性別による人権侵害を受けたときは、推進委員に救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

**第38条** 前条に定める苦情又は救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、同条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
  - (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
  - (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等を行っている事項
  - (4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
  - (5) その他処理することが適当でないとして推進委員が認める事項
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(一部改正〔平成28年条例5号〕)

(推進委員の調査)

**第39条** 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 前項後段の場合においては、推進委員は、あらかじめ、当該関係人に通知しなければならない。
- 3 市は、第1項の調査を拒んではならない。
- 4 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(推進委員の処理の中止)

**第40条** 推進委員は、処理を開始した後において苦情等の申出が第38条第1項各号のいずれかに該当す

ることが判明したとき又は申出に理由がないと認めるときは、処理を中止するものとする。

- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(市の施策等に係る苦情の申出の処理)

**第41条** 推進委員は、第37条第1項の規定により市の施策又は措置(以下「市の施策等」という。)に対する苦情の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、当該市の施策等に係る市の機関に対し、意見を表明し、又は当該市の施策等の是正若しくは改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

- 2 前項の規定による意見表明及び勧告は、推進委員の合議によらなければならない。
- 3 市の機関は、第1項の規定により推進委員から意見表明が行われ、又は勧告を受けたときは、当該意見及び勧告を尊重しなければならない。
- 4 市の機関は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する措置について、推進委員に対し、推進委員が定める期限までに報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市の機関から前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該勧告及び報告の内容を公表することができる。ただし、公表に当たっては、個人情報の保護その他必要な配慮がなされなければならない。

(市に係る救済の申出の処理)

**第42条** 推進委員は、第37条第2項の規定により救済の申出(市に係るものに限る。以下この条において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、市の機関が性別による人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該市の機関に対し、当該人権侵害の排除その他の救済のための必要な是正措置の要請及び調整を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定により必要な是正措置の要請を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、当該市の機関に対し、改善のための勧告を行うことができる。
- 3 前2項の規定による是正措置の要請及び勧告は、推進委員の合議によらなければならない。
- 4 市の機関は、第1項又は第2項の規定により推進委員から是正措置の要請又は勧告を受けたときは、当該要請及び勧告を尊重しなければならない。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勧告が行われた場合に準用する。

(市に係るもの以外の救済の申出の処理)

**第43条** 推進委員は、第37条第2項の規定により救済の申出(市に係るものを除く。以下この条において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うよう

求めることができる。

- 2 推進委員は、前項の規定による意見表明又は要請が行われたにもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。
- 3 第1項の規定により意見表明又は要請を求めるとき及び前項の規定により公表を求めるときは、推進委員の合議によらなければならない。

(市長の意見表明等)

**第44条** 市長は、前条第1項の規定により意見表明又は要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うことができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定により公表を求められたときは、当該状況に関し、必要な事項について公表することができる。
- 3 前2項に規定する場合において、市長は、推進委員の求めを尊重しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(推進委員の発意による苦情等の処理)

**第45条** 推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。

- 2 第39条及び第41条から前条までの規定は、前項の規定に基づく事案の処理について準用する。
- 3 推進委員は、第1項の規定により性別による人権侵害に係る事案について調査を行い、必要な措置をとろうとするときは、当該人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。
- 4 市長は、推進委員の発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

(推進委員の処理の経過及び結果の通知)

**第46条** 推進委員は、第41条から前条までの規定により、調査、意見表明、勧告若しくは要請を行ったとき、市長に対して意見表明、要請若しくは公表を求めたとき又は市の機関から報告を受けたときは、苦情等の申出人に対して、遅滞なくその旨を通知するものとする。

## 第5章 嘉麻市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

**第47条** 市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(審議会の所掌事務)

**第48条** 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる

事項について調査し、及び審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関する事項
  - (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関する事項
  - (3) 男女共同参画社会基本計画及び配偶者暴力防止基本計画の策定又は変更に関する事項
  - (4) 男女共同参画社会基本計画及び配偶者暴力防止基本計画の進捗管理に関する事項
- 2 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、市長に建議することができる。
- 3 審議会は、第1項の審議に関し必要があると認めるときは、推進委員の意見を聴くものとする。

(一部改正〔平成24年条例23号・29年23号・30年31号〕)

(審議会の組織等)

**第49条** 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
  - (2) 市内関係団体の代表者 3人以内
  - (3) 市民からの公募による者 6人以内
- 3 前項に定めるもののほか、委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
- 6 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

## 第6章 雑則

(委任)

**第50条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年12月規則第23号で、同22年12月28日から施行)

附 則(平成24年9月26日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(嘉麻市男女共同参画社会基本計画策定審議会条例の廃止)
- 2 嘉麻市男女共同参画社会基本計画策定審議会条例(平成18年嘉麻市条例第196号)は、廃止する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日条例第 5 号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 31 号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## ○嘉麻市男女共同参画推進条例 施行規則

平成 22 年 12 月 8 日規則第 24 号

改正 平成 25 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 26 年 10 月 1 日規則第 20 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 29 年 6 月 27 日規則第 16 号

平成 30 年 6 月 26 日規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市男女共同参画推進条例(平成 22 年嘉麻市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本計画等の公表方法)

第 2 条 条例第 10 条第 3 項に規定する男女共同参画社会基本計画の公表及び条例第 12 条に規定する男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書の公表は、市の広報紙又はホームページにその概要を掲載する方法により行うものとする。

2 条例第 10 条の 2 第 2 項において準用する条例第 10 条第 3 項の規定による配偶者暴力防止基本計画の公表については、前項の規定を準用する。

(一部改正〔平成 29 年規則 16 号・30 年 56 号〕)

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 30 年規則 56 号〕)

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日規則第 20 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日規則第 56 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行前施行規則によってなされた苦情等の申出は、この規則によるものとみなす。

## ○嘉麻市男女共同参画審議会規則

平成30年6月26日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市男女共同参画推進条例(平成22年嘉麻市条例第9号。)第49条第8項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第4条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第5条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市男女共同参画審議会規則の廃止)

2 嘉麻市男女共同参画審議会規則(平成22年嘉麻市規則第25号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

## ○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和3年7月14日 (水) 14時～ 碓井総合支所文化ホール	(1) 男女共同参画に関する国内の動向 (国・県の動き) (2) 市民意識調査結果から見た市民の意識と 今後の課題 (3) 審議会スケジュール (計画策定スケジュール)
第2回	令和3年7月28日 (火) 14時～ 碓井総合支所文化ホール	(1) 第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 成果と課題(報告) (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「計画の体系」(案) (3) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 骨子(案)
第3回	令和3年10月13日 (水) 14時～ 碓井総合支所文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標ⅠⅡ)」について (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標Ⅲ・推進体制)」に ついて (3) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第1章～第3章(基本構想)」について
第4回	令和3年10月13日 (水) 14時～ 山田生涯学習館 研修室1	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標ⅠⅡ)」について (2) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第4章(基本目標Ⅲ・推進体制)」に ついて (3) 成果指標について
第5回	令和3年11月17日 (水) 14時～ 碓井総合支所文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「第3次計画のテーマ」について (2) 「第2次嘉麻市DV防止基本計画」について
令和3年12月6日(月)～令和4年1月5日(月) パブリックコメント実施		
第6回	令和4年1月12日 (水) 14時～ 碓井総合支所文化ホール	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「パブリックコメント」への対応
第7回	令和4年2月2日 (水) 14時～ 碓井総合支所第一会議室	(1) 第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画 「答申」

## ○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属等		備考
富永 桂子	学識経験者	元福岡大学 非常勤講師	会 長
末崎 牧	学識経験者	福岡県筑豊労働者支援事務所所長	
辻 秀志	学識経験者	嘉麻市教育研究所所長	
松岡 芙美子	商工関係	商工会議所	
永光 昌弘	民生委員児童委員	民生委員児童委員協議会	
有吉 直子	男女共同参画 推進団体	かま男女共同参画推進 ネットワーク	
縄田 好子	公募委員		
平尾 節子	公募委員		
平塚 宏美	公募委員		副会長
上野 美智子	公募委員		
浦田 愛	公募委員		
佐々木 義夫	公募委員		



(令和4年2月現在) 敬称略



## ○諮問書

令和3年7月14日

嘉麻市男女共同参画審議会  
会長 富永 桂子 様

嘉麻市長 赤 間 幸 弘  
(男女共同参画推進課)

嘉麻市男女共同参画審議会における審議について（諮問）

嘉麻市における男女共同参画の推進に当たり、下記の事項について、嘉麻市男女共同参画推進条例（平成22年嘉麻市条例第9号）第48条第1項の規定に基づき、諮問します。

記

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画及び第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する事項について、嘉麻市男女共同参画審議会の意見を求めます。

## ○答申書

令和4年2月2日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市男女共同参画審議会  
会 長 富永 桂子

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画及び第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について（答申）

令和3年7月14日付けで当審議会に対し諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

## 記

当審議会は、これまで6回にわたって慎重審議を行い、別添のとおり第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画（案）及び第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（案）についてとりまとめを行いました。

市におかれましては、本答申の内容を十分考慮の上、両計画にのっとった取組を積極的に進められるとともに、このことにより、嘉麻市の女性の活躍できる場がますます拡大し、男女共同参画社会＝ジェンダー平等社会の実現に向けて着実に進展していくことを期待します。

なお、特に次の事項については、審議会として強く要望をさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 1 市審議会における託児の実施については、嘉麻市男女共同参画推進条例第4条に規定する市施策における積極的格差改善措置（男女の格差是正のため必要な範囲で機会の提供等を行うこと）の観点からも、その取組みについて積極的に調査研究していただきますよう要望いたします。



## ○関係法令

### (1) 嘉麻市自治基本条例

平成22年6月29日条例第8号  
改正 平成30年6月26日条例第31号

#### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第3条)

#### 第2章 基本原則

##### 第1節 基本理念(第4条)

##### 第2節 基本原則(第5条—第8条)

#### 第3章 市民の権利及び責務(第9条—第11条)

#### 第4章 議会の役割及び責務

(第12条—第14条)

#### 第5章 市長等の役割及び責務

(第15条—第18条)

#### 第6章 情報の共有等(第19条—第22条)

#### 第7章 参画及び協働(第23条—第28条)

#### 第8章 コミュニティ(第29条—第31条)

#### 第9章 住民投票(第32条・第33条)

#### 第10章 国その他の機関との連携

(第34条—第36条)

#### 第11章 条例の見直し等(第37条—第39条)

#### 附則

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭鉱の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。

地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、

市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。  
(条例の位置付け)

**第2条** この条例は、嘉麻市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等は、これを最大限尊重しなければならない。

2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

##### (定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。(3) 参画 市民が市の政策の立案、実施、評価に至る過程に主体的に参加することをいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことをいう。

#### 第2章 基本原則

##### 第1節 基本理念

##### (基本理念)

**第4条** 自治の主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、主権を有する市民の信託によるものであり、議会及び市長は、その信託に応えるものとする。

##### 第2節 基本原則

##### (市民自治の原則)

**第5条** 市民、議会及び市長等は、市民一人ひとりが自治の担い手として、自覚と責任をもって互いの人権を尊重し、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性や能力を発揮できるよう、市民主体の自治を推進するものとする。

##### (情報共有の原則)

**第6条** 市民、議会及び市長等は、互いに保有する市政に関する情報を共有するものとする。

##### (協働の原則)

**第7条** 市民、議会及び市長等は、協働して市民主体の自治を推進するものとする。

##### (公正、公平の原則)

**第8条** 議会及び市長等は、市民の信託に基づき、公正かつ公平な市政を行うものとする。

#### 第3章 市民の権利及び責務

##### (市民の権利)

第9条 市民は、互いに対等な立場で市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する。

##### (市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを認識し、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

2 市民は、まちづくりにおいて互いの意思を尊重し、連携するものとする。

3 市民は、行政サービスに係る負担を分任するものとする。

(事業者等の責務)

第11条 市内において事業を行う者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、健全な事業活動において、自然環境などに配慮するとともに、地域の公益的活動に寄与するよう努めるものとする。

#### 第4章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第12条 議会は、市民の代表機関であることを常に認識し、法令に定める権限を行使するとともに、独自の政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。

(開かれた議会運営)

第13条 議会は、議会及び議員の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会等公式な会議を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。

3 議会は、市民の意見を最大限尊重し、政策の形成に反映させるとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、常に自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

#### 第5章 市長等の役割及び責務

(市長の責務)

第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、毎年度、行財政運営の基本方針を定め、市民及び議会に説明し、かつ、その達成状況を公表しなければならない。

3 市長は、施策、事務事業の再編及び活性化のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長は、第三者による外部評価を取り入れるものとする。

4 市長は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策に反映させなければならない。

らない。

5 市長は、市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し、その生命及び財産を守らなければならない。

6 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価したうえで適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。

7 市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない。

(市の役割及び責務)

第16条 市は、市民にわかりやすく行政サービスを提供しなければならない。

2 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

3 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければならない。

4 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第17条 職員は、政策能力の向上のため、常に自己研鑽に努めるとともに、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等を遵守しなければならない。

(審議会等の運営)

第18条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

#### 第6章 情報の共有等

(情報公開及び情報提供)

第19条 議会及び市長等は、公正で開かれた市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

2 議会及び市長等は、市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供しなければならない。

(説明責任及び応答責任)

第20条 議会及び市長等は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続、費用等について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会及び市長等は、市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに回答しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 議会及び市長等は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(救済機関等)

第22条 市長は、公平かつ誠実な市政運営を確保するため、市政に関する市民の意見、要望、苦情及び市民の不利益等の救済に対応するための適正な機関の設置等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 第7章 参画及び協働

(市民参画の推進)

第23条 市長等は、多様な制度を設け、施策を講じることにより、市民参画を推進しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによる不利益を受けることがないよう、配慮しなければならない。

(男女共同参画の推進)

第24条 市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

(子どもの参画の推進)

第25条 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民、議会及び市長等は、子どものまちづくりへの参画を推進しなければならない。

(参画の対象)

第26条 市長等は、政策の形成及びその実施過程への市民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 計画の策定、変更又は廃止

(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

第27条 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法により実施するものとする。

2 前項の規定により、市民に意見を求める場合における必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

第28条 市民、議会及び市長等は、それぞれの役割と責任に基づき、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりを推進しなければならない。

い。

## 第8章 コミュニティ

(コミュニティ活動の尊重)

第29条 市長等は、市民が地域の課題に主体的に取り組むことを目的として形成された団体の活動(以下「コミュニティ活動」という。)の自主性及び自立性を尊重しながら、政策の形成及び施策を行わなければならない。

(コミュニティ活動の支援)

第30条 市長等は、コミュニティ活動に対し、必要に応じて支援を行うとともに、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(学校と地域との連携協力)

第31条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

## 第9章 住民投票

(住民投票の実施)

第32条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第33条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。

3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

## 第10章 国その他の機関との連携

(国及び県との連携協力)

第34条 市は、国及び県と対等、協力の関係にあることを踏まえ、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために必要があるときは、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見、提案等を行うものとする。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第35条 市は、他の地方公共団体及び関係機関と

の共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を尊重し、互いに連携し、協力して解決に当たるものとする。

(市外の人々との交流)

第36条 市民、議会及び市長等は、市外の人々とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、その人々の知恵と意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

## 第11章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

第37条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念及び社会情勢に適合したかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(自治推進委員会の設置)

第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) この条例の運用及び見直しに関する事項
- (2) その他自治の推進に関し、市長が特に必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方自治に識見を有する者 3人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 3人以内
- (3) 市民からの公募による者 6人以内

3 委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

5 その他委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年12月規則第21号で、同22年12月28日から施行)

附 則(平成30年6月26日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和60年7月1日条約第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家

族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、

経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するための

すべての適当な措置をとる。

### 第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
    - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
    - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
    - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
    - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
  3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別

を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第 14 条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第 4 部

#### 第 15 条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第 16 条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第 5 部

#### 第 17 条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名

簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長により引継いで選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長により引継いで選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第 18 条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第 20 条

1. 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第 21 条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第 6 部

#### 第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第 25 条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第 26 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた



書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## (3) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)  
改正 平成11年7月16日法律102号  
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保

され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の

特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第二章** 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)
- 第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)
- 第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)
- 第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議 (設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる

こと。  
(組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者

に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)

抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置) 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会(別に定める経過措置) 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (4) 女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)  
改正(令和元年六月法律第二十四号)

### 目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章	雑則(第三十条—第三十三条)
第六章	罰則(第三十四条—第三十九条)
	附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護

その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。  
(国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。  
(事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

(基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般

事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する情報の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生



労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

**第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置**  
(職業指導等の措置等)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(財政上の措置等)

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(国等からの受注機会の増大)

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優

良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。  
(啓発活動)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。  
(情報の収集、整理及び提供)

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。  
(協議会)

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。  
(秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、

協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反した者
- 二 第二十八條の規定に違反した者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反

した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働

者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (5) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、

衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

## (6) 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

平成31年福岡県条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第181条まで、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第228条(同法第225条に係る部分に限る。)、第241条第1項及び第3項並びに第243条(同法第241条第3項に係る部分に限る。)の罪
  - 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪
  - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。第17条第1項及び第18条第3項において「児童買春等処罰法」という。)第4条及び第7条の罪
  - 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第4条(刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。)の罪
  - 五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)第3条第1項から第3項までの罪
  - 六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

- 二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。
- 三 セクシュアルハラスメント 相手の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。
- 四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（以下「自己決定権」という。）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（以下「性的人格権」という。）を侵害する行為をいう。
- 五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。
- 六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。
- 七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。
- 八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。
- 九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十 子ども 18歳に満たない者をいう。

（基本理念）

- 第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。
- 一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにしなければならないこと。
- 二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならないこと。

- 三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。

- 四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

（基本方針等）

- 第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

- 一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。
- 二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。
- 三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。
- 2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
- 二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
- 三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
- 四 子どもや心身に障がいをもつ者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業

員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

(県の責務)

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアルハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければならない。

(市町村の責務)

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。）は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることの固い決意をもって、性暴力の根

絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

3 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、第1項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

(性暴力根絶等に関する研修等)

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行

うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法

等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

(性暴力根絶等に関する広報・啓発等)

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下「支援センター」という。）を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

- 一 専門の相談員による相談
- 二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
- 三 医療機関、警察署等への付添い及び助言
- 四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
- 五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第15条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、

当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実際に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。）を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日（刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日）から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めるときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又は



これを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、

予算の範囲内において県が支弁するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。）を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

（加害者等からの相談等）

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置

する等、加害者が被害者に遭遇することがないように、配慮しなければならない。

2 知事は、性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

（医療機関の取組）

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

（被害者支援に関する特則）

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。

3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要

と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。

4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

（過料）

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（この条例の見直し）

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする

## ○国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	嘉麻市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の10年」決定	・総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭和51年)			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭和53年)		・県「婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	・県「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界 会議開催(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名 ・県「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭和57年)		・県「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)	・「国連婦人の10年」1985年 世界会議準備委員会		
1984年 (昭和59年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正 する法律」公布	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界 会議開催(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の 地位向上のための将来戦略」採 択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効 ・県婦人問題懇話会「婦人の地位向 上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ ・県第2次「福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		・「改正労働基準法」施行	
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」 採択		
1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」(第1次改定)策定 ・「育児休業法」公布 ・県「婦人関係行政推進会議」から 「女性行政推進会議」へ、「婦人問 題懇話会」から「女性政策懇話会」 へ、「婦人対策課」から「女性政策 課」へ名称変更	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	
1993年 (平成5年)	・国連総会にて「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択		
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) ・国連総会にて「人権教育のための国連 10年」決議(1995年～2004年)	・総理府に(総理府令一部改正) 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・県第3次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」 (あすばる)開館	

年	世界	国・福岡県	嘉麻市
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布行	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定	
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行	
2002年 (平成14年)		・「配偶者暴力防止法」全面施行 ・県「福岡県男女共同参画計画」策定	
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など)	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	3月 ・1市3町(山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町)の合併により嘉麻市誕生
2007年 (平成19年)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定	3月 ・「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」策定
2008年 (平成20年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会の最終意見公表	・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など)	
2010年 (平成22年)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	6月 ・「嘉麻市男女共同参画推進条例」施行
2011年 (平成23年)	UNWOMen 正式発足	・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	3月 ・「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」策定
2013年 (平成25年)		・「配偶者暴力防止法」改正(適用範囲の拡大) ・「日本再興戦略」の中核に「『女性が輝く社会』の実現」が位置づけられる	4月 ・「男女共同参画推進室」新設
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議	・「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合 ・国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	
2016年 (平成28年)		・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	4月 ・「特定事業主行動計画」策定 7月 ・「女性大活躍推進宣言」実施
2017年 (平成29年)			3月 ・「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」策定 ・「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定

年	世界	国・福岡県	嘉麻市
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</li> <li>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会条例」を制定</li> </ul>
2019年 (平成31年) (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘉麻市「イクボス宣言」</li> </ul>
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な開発目標 SDGs 達成のための「行動の10年」スタート</li> <li>第5次男女共同参画基本計画閣議決定</li> </ul>	
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数」156 カ国中120位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次福岡県男女共同参画計画」策定</li> <li>「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定</li> </ul>	
2022年 (令和4年)			3月 <ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」策定</li> <li>「第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定</li> </ul>

## ○用語の解説

### あ行

#### ○アンコンシャス・バイアス

日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響をうけて知らず知らずのうちに身につけている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となる。

#### ○LGBTQ

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人、これらのLGBT以外にもクエスチョニング（SOGIが決められない、またはあえて決めない人）など、さまざまな性的マイノリティ（性的少数者）人の総称。

#### ○SDGs（エスディーズ）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成する目標として、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。

#### ○エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

### か行

#### ○家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### ○固定的性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な仕事、女性は補助的な業務」というように、本来は男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

### さ行

#### ○ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」

とは、「ジェンダー（社会的性別）」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

### ○ストーカー

特定の人に対する好意の感情やその感情が受け入れられなかったことへの恨みの感情を充たすために異常な執着心で、つきまとい、まちぶせ、連続したメールの送信などをする人のこと。

### ○セクシュアルハラスメント

性差別によって職場や学校等で起きる性的ないやがらせを指している。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目にふれる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

### ○性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成4年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## た行

### ○デートDV

結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きている。

### ○ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（パートナー）や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。

### ○特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」平成15（2003）年成立）で、国・地方公共団体は「特定事業主」に対し、職員の子どもたちの健やかな育成を目的に策定が定められた計画のことで、さらに、女性活躍推進法でも、事業主行動計画策定指針に即して、国・地方公共団体は、女性の採用比率や管理職比率、労働時間の状況差等について把握・分析して、事業主行動計画を策定することが定められた。

## は行

### ○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供す

るもので、個々の状況に応じて実施していくもの。

### ○包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education）

ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。性教育・性の学習を保障することは性の権利（セクシュアル・ライツ）であるとする国際的潮流の中で使われてきた。ユネスコが中心となり作成した『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、包括的性教育の目的を「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」とし、その論理的根拠と、教育を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標を提示している。

## ま行

### ○マタニティハラスメント

妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したことを理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換など「不利益取扱い」の行為。また、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したことに関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を称した「ハラスメント」。

### ○マイノリティ

ある社会や集団において、数としては少数でなくても差別や構造に基づいて、性別や民族、心身の障がいなどなんらかの特徴を理由に、決定の場から排除され不当に抑圧される立場の人々のこと。

## や行

### ○ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

## わ行

### ○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と、家庭生活、地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）などとの調和がとれ、その結果それぞれが充実されていくという考え方やそのための取組みのこと。国では「ワーク・ライフ・バランス憲章」を制定し、仕事と生活の調和の実現をめざしている。

## ○課別具体的事業一覧

## 【全課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(1)	1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	31.
I	1	(2)	3	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	32
推進体制	1	(3)	65	所管事業におけるジェンダー統計の推進	69
推進体制	1	(3)	66	広報紙等の作成における男女共同参画の視点の配慮	69

## 【関係各課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	4	(3)	18	福岡県性暴力根絶条例の周知・啓発	40
I	4	(3)	19	性暴力根絶に向けた関係機関の連携	40
II	1	(1)	23	市の審議会等における女性の参画促進	46
II	4	(2)	34	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発推進及び環境づくり	54
III	1	(1)	35	男性に対する学習機会の提供	57
III	1	(3)	38	講座等における託児の実施	57
III	3	(2)	51	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	64
III	3	(3)	53	様々な困難を抱える若い女性への支援	64
III	3	(3)	54	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	64
III	3	(3)	55	事業所(福祉・介護施設)等の職員への男女共同参画の啓発推進	64

## 【総務課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(2)	4	地域に向けた出前講座による啓発	32
II	4	(1)	32	行政区長への女性登用の促進	53

## 【市民地域振興課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(2)	4	地域に向けた出前講座による啓発	32

## 【人事秘書課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	4	(4)	21	LGBTQ などの性的少数者についての理解を深めるための啓発	41
III	4	(2)	58	防災担当課への女性職員の積極的配置	66



基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
推進体制	1	(3)	61	職員の意識調査の実施	68
推進体制	1	(3)	62	職員への男女共同参画に関する理解の促進	68
推進体制	1	(3)	63	職員への男女共同参画に関する研修の充実	68
推進体制	1	(3)	64	職員及び教職員に対してハラスメント防止の啓発と推進	68
推進体制	1	(4)	67	「嘉麻市特定事業主行動計画」の周知と推進	69
推進体制	1	(4)	68	女性職員の職域拡大	69

#### 【議会事務局】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅲ	1	(7)	42	市議会における家庭生活との両立支援のための環境整備	58

#### 【防災対策課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅲ	4	(1)	56	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	65
Ⅲ	4	(2)	57	嘉麻市地域防災計画に添った運用の促進	66

#### 【人権・同和対策課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	4	(2)	15	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	40
I	4	(4)	21	LGBTQなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	41
Ⅲ	3	(1)	48	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等の地域・社会活動へ参画するための環境整備	64
Ⅲ	3	(1)	49	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等に対する相談体制の充実	64

#### 【健康課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅲ	2	(2)	46	成人期・高齢期における健康支援	62
Ⅲ	2	(2)	47	健康相談の充実	62

#### 【社会福祉課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅲ	3	(1)	48	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等の地域・社会活動へ参画するための環境整備	64
Ⅲ	3	(1)	49	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等に対する相談体制の充実	64

## 【高齢者介護課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅲ	1	(4)	39	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	57
Ⅲ	3	(1)	48	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等の地域・社会活動へ参画するための環境整備	64
Ⅲ	3	(1)	49	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等に対する相談体制の充実	64

## 【こども育成課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	3	(1)	7	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育の推進	36
I	3	(2)	11	公立保育所職員等の研修・啓発の充実	37
I	4	(3)	16	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	40
Ⅲ	1	(3)	37	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	57
Ⅲ	3	(2)	50	ひとり親家庭に対する各種制度の周知	64

## 【子育て支援課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(1)	2	女性と男性が共に育児に参画することの啓発	32
Ⅲ	1	(3)	37	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	57
Ⅲ	2	(1)	43	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の啓発	62
Ⅲ	2	(1)	44	母子保健事業等の充実	62
Ⅲ	3	(2)	51	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	64
Ⅲ	3	(2)	52	父子家庭に対する支援	64
Ⅲ	3	(3)	54	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	64

## 【農林振興課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	3	(1)	30	農林業に従事する女性に対する支援	51
Ⅱ	4	(1)	33	農業委員・農事区長への女性登用の促進	53

## 【産業振興課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	2	(1)	27	事業者に対する労働に関する法令の遵守及び周知の徹底と意識啓発及び支援	49

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	2	(2)	28	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	49
Ⅱ	2	(3)	29	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等ハラスメント防止に向けた啓発と相談窓口の周知	49
Ⅱ	3	(2)	31	商工自営業に従事する女性に対する支援	51
Ⅲ	1	(6)	41	両立支援に関する法令の遵守及び周知	61

#### 【学校教育課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	3	(1)	8	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた学校教育の推進	36
I	3	(1)	9	男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底及び進路後の支援	36
I	3	(1)	10	発達段階を踏まえた包括的性教育の充実	37
I	3	(2)	12	教職員等の研修の充実	37
I	4	(2)	15	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	40
I	4	(3)	17	性暴力の根絶に関する総合的な教育の推進	40
I	4	(4)	20	LGBTQなどの性的少数者への理解を深める教育の推進	41
Ⅲ	2	(2)	45	思春期における保健対策の推進	62
Ⅲ	3	(2)	54	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	64
推進体制	1	(3)	64	職員及び教職員に対してハラスメント防止の啓発と推進	68

#### 【生涯学習課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(1)	1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	31
I	1	(2)	3	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	32
Ⅲ	1	(1)	35	男性に対する学習機会の提供	57

#### 【男女共同参画推進課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(2)	4	地域に向けた出前講座による啓発	32
I	2	(1)	3	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	34
I	2	(1)	6	男女共同参画の推進を妨げる慣行についての調査及び研究	34
I	4	(1)	13	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の推進	40
I	4	(1)	14	婦人相談員※の設置など相談体制の充実	40

基本 目標	主要 課題	基本的 施策	No.	具体的事業	ページ
I	4	(2)	15	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	40
I	4	(3)	16	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	40
I	4	(3)	17	性暴力の根絶に関する総合的な教育の推進	40
I	4	(3)	18	福岡県性暴力根絶条例の周知・啓発	40
I	4	(3)	19	性暴力根絶に向けた関係機関の連携	40
I	4	(4)	21	LGBTQなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	41
I	5	(1)	22	国際的動向の把握	43
II	1	(1)	24	政治分野への女性の参画に関する啓発	46
II	1	(1)	25	審議会などにおける託児の取組み	46
II	1	(2)	26	女性人材の養成	46
II	2	(2)	28	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	49
II	2	(3)	29	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等ハラスメント防止に向けた啓発と相談窓口の周知	49
II	4	(2)	34	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発推進及び環境づくり	54
III	1	(2)	36	男性に対する地域活動への参画を促進するための啓発	57
III	1	(5)	40	両立支援に関する法令や制度の情報の提供	58
III	1	(7)	42	市議会における家庭生活との両立支援のための環境整備	58
III	2	(1)	43	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の啓発	62
III	3	(3)	53	様々な困難を抱える若い女性への支援	64
III	3	(3)	54	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	64
III	3	(3)	55	事業所(福祉・介護施設)等の職員への男女共同参画の啓発推進	64
推進 体制	1	(1)	59	庁内推進体制の充実	68
推進 体制	1	(2)	60	男女共同参画庁内推進員の活用	68
推進 体制	2	(1)	69	男女共同参画の拠点施設の充実	70
推進 体制	3	(1)	70	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進委員制度の運用促進	71
推進 体制	3	(1)	71	男女共同参画に関する推進状況の公表	71
推進 体制	3	(1)	72	男女共同参画に関する市民団体への支援と連携	71





令和4年3月  
発行／嘉麻市 男女共同参画推進課  
〒821-0012 福岡県嘉麻市上臼井 446 番地の 1  
電話 (0948) 62-5714 FAX (0948) 62-5692  
E-mail danjo@city.kama.lg.jp



発行／嘉麻市 男女共同参画推進課

〒820-0502 福岡県嘉麻市上臼井446番地1(碓井支所)

電話(0948)62-5714 FAX(0948)62-5692

E-mail danjo@city.kama.lg.jp